



毎月2回10日・25日発行
発行所
川崎市役所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

規 則

- ◇川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第64号) 4873
- ◇川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(第65号) 4884
- ◇川崎市事務分掌規則の一部を改正する規則(第66号) 4884
- ◇川崎市契約規則の一部を改正する規則(第67号) 4884

告 示

- ◇自転車等の撤去と保管(第513号) 4884
- ◇川崎市市民ミュージアム刊行物等の有償頒布業務に係る収納事務の委託(第514号) 4885
- ◇予防接種の業務を行う場所(第515号) 4885
- ◇自転車等の撤去と保管(第516号) 4899
- ◇地縁団体の告示事項の変更(第517号) 4899
- ◇道路区域の変更(第518号) 4899
- ◇道路区域の変更(第519号) 4900
- ◇道路区域の変更(第520号) 4900

税 告 示

- ◇告示の訂正(第8号) 4900

公 告

- ◇一般競争入札の執行(第1239号) 4900
- ◇都市計画公聴会の開催(第1240号) 4902
- ◇開発行為に関する工事の完了(第1241号) 4903
- ◇一般競争入札の執行(第1242号) 4903
- ◇災害危険区域の指定(第1243号) 4913
- ◇港湾施設に放置されている物件の撤去命令(第1244号) 4913
- ◇開発行為に関する工事の完了(第1245号) 4913
- ◇開発行為に関する工事の完了(第1246号) 4914
- ◇一般競争入札の執行(第1247号) 4914
- ◇一般競争入札の執行(第1248号) 4914

◇条例環境影響評価書の公告(第1249号)

- 号) 4915
- ◇一般競争入札の執行(第1250号) 4916
- ◇一般競争入札の執行(第1251号) 4917
- ◇一般競争入札の執行(第1252号) 4919
- ◇一般競争入札の執行(第1253号) 4921
- ◇一般競争入札の執行(第1254号) 4922
- ◇一般競争入札の執行(第1255号) 4924
- ◇一般競争入札の執行(第1256号) 4925
- ◇一般競争入札の執行(第1257号) 4927
- ◇一般競争入札の執行(第1258号) 4929
- ◇一般競争入札の執行(第1259号) 4931
- ◇一般競争入札の執行(第1260号) 4933
- ◇一般競争入札の執行(第1261号) 4934
- ◇一般競争入札の執行(第1262号) 4936
- ◇一般競争入札の執行(第1263号) 4937
- ◇一般競争入札の執行(第1264号) 4939
- ◇一般競争入札の執行(第1265号) 4941
- ◇一般競争入札の執行(第1266号) 4942
- ◇一般競争入札の執行(第1267号) 4944
- ◇一般競争入札の執行(第1268号) 4945
- ◇一般競争入札の執行(第1269号) 4947
- ◇公募型プロポーザルの実施(第1270号) 4948
- ◇公募型プロポーザルの実施(第1271号) 4952
- ◇一般競争入札の執行(第1272号) 4955
- ◇一般競争入札の執行(第1273号) 4957
- ◇一般競争入札の執行(第1274号) 4958
- ◇一般競争入札の執行(第1275号) 4960
- ◇一般競争入札の執行(第1276号) 4961
- ◇一般競争入札の執行(第1277号) 4963
- ◇一般競争入札の執行(第1278号) 4964
- ◇一般競争入札の執行(第1279号) 4966
- ◇一般競争入札の執行(第1280号) 4967
- ◇一般競争入札の執行(第1281号) 4969
- ◇一般競争入札の執行(第1282号) 4971
- ◇一般競争入札の執行(第1283号) 4972
- ◇一般競争入札の執行(第1284号) 4974
- ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更

の届出 (第1285号) ……………	4976	◇一般競争入札の執行 (第51号) ……………	5019
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更 の届出 (第1286号) ……………	4976	病院局公告 (調達)	
◇一般競争入札の執行 (第1287号) ……………	4977	◇一般競争入札の公告 (第19号) ……………	5020
◇都市公園の供用開始 (第1288号) ……………	4985	消防局公告	
◇一般競争入札の執行 (第1289号) ……………	4985	◇サイレンの吹鳴 (第9号) ……………	5023
◇道路位置の指定 (第1290号) ……………	4987	◇指定催しの指定 (第10号) ……………	5024
◇開発行為に関する工事の完了 (第12 91号) ……………	4987	農業委員会告示	
◇公募型プロポーザルの実施 (第1292 号) ……………	4988	◇川崎市農業委員会総会の招集 (第9 号) ……………	5024
◇一般競争入札の執行 (第1293号) ……………	4989	職員共済組合規程	
公告 (調達)		◇川崎市職員共済組合個人情報保護に 関する規程 (第3号) ……………	5024
◇一般競争入札の公告 (第294号) ……………	4990	◇川崎市職員共済組合個人番号及び特 定個人情報の適正な取扱いに関する 規程の一部を改正する規程 (第4号) ……………	5034
◇一般競争入札の公告 (第295号) ……………	4993	◇川崎市職員共済組合情報セキュリテ ィ基本方針に関する規程を廃止する 規程 (第5号) ……………	5037
◇落札者等の公示 (第296号) ……………	4995	区公告	
◇一般競争入札の執行 (第297号) ……………	4996	◇国民健康保険料に係る差押調書 (謄 本) の公示送達 (川崎区第160号) ……………	5037
◇落札者等の公示 (第298号) ……………	4997	◇公売公告兼見積価額公告 (川崎区第 161号) ……………	5037
◇落札者等の公示 (第299号) ……………	4998	◇印鑑登録の抹消 (川崎区第162号) ……………	5037
◇一般競争入札の公告 (第300号) ……………	4998	◇住民票の職権消除 (川崎区第163号) ……………	5038
◇落札者等の公示 (第301号) ……………	5000	◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達 (川崎区第164号) ……………	5038
税公告		◇後期高齢者医療保険料に係る納入通 知書の公示送達 (川崎区第165号) ……………	5038
◇督促状の公示送達 (第119号) ……………	5000	◇住民票の職権消除 (川崎区第166号) ……………	5038
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第12 0号) ……………	5000	◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達 (川崎区第167号) ……………	5038
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第12 1号) ……………	5001	◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達 (川崎区第168号) ……………	5039
上下水道局告示		◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達 (川崎区第169号) ……………	5039
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定更新 (第54号) ……………	5001	◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達 (川崎区第170号) ……………	5039
◇川崎市排水設備指定工事店の更新 (第 55号) ……………	5001	◇住民票の職権消除 (幸区第57号) ……………	5039
上下水道局公告		◇差押調書 (謄本) の公示送達 (幸区 第58号) ……………	5039
◇一般競争入札の執行 (第76号) ……………	5001	◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達 (幸区第59号) ……………	5039
◇一般競争入札の執行 (第77号) ……………	5003	◇国民健康保険料に係る還付通知書の 公示送達 (中原区第60号) ……………	5039
◇一般競争入札の執行 (第78号) ……………	5004	◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達 (中原区第61号) ……………	5040
◇一般競争入札の執行 (第79号) ……………	5006	◇住民票の職権消除 (高津区第59号) ……………	5040
上下水道局公告 (調達)			
◇落札者等の公示 (第26号) ……………	5013		
◇一般競争入札の公告 (第27号) ……………	5013		
交通局公告 (調達)			
◇一般競争入札の公告 (第16号) ……………	5016		
病院局規程			
◇川崎市病院局企業職員特殊勤務手当 支給規程及び川崎市病院局会計年度 任用職員の給与等に関する規程の一 部を改正する規程 (第15号) ……………	5018		
病院局公告			

◇印鑑登録の抹消（高津区第60号）…………… 5040

◇介護保険料に係る納入通知書の公示
送達（高津区第61号）…………… 5040

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達（高津区第62号）…………… 5040

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達（宮前区第40号）…………… 5041

◇住民票の職権消除（多摩区第52号）…………… 5041

◇介護保険料に係る納入通知書及び過
誤納金還付通知書の公示送達（多摩
区第53号）…………… 5041

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達（多摩区第54号）…………… 5041

◇介護保険料に係る納入通知書の公示
送達（麻生区第47号）…………… 5041

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達（麻生区第48号）…………… 5041

区選挙管理委員会告示

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長
職務代理者の異動（川崎区第22号）…………… 5042

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長
職務代理者の異動（幸区第22号）…………… 5042

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長
職務代理者の異動（中原区第26号）…………… 5042

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長
職務代理者の異動（高津区第26号）…………… 5042

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長
職務代理者の異動（多摩区第22号）…………… 5042

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長
職務代理者の異動（麻生区第22号）…………… 5042

辞 令

◇10月1日付け…………… 5043

規 則

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月11日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第64号

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成21年川崎市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第68号）による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改める。

第5条の見出しを「(事業活動脱炭素化取組計画書の作成等)」に改め、同条第1項中「事業活動地球温暖化対策指針」を「事業活動脱炭素化取組指針」に、「事業活動地球温暖化対策計画書」を「事業活動脱炭素化取組計画書」に改める。

第6条の見出しを「(事業活動脱炭素化取組計画書の記載事項)」に改め、同条中第7号を第10号とし、同条第6号中「削減」を「削減等」に改め、同号を同条第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項（条例第10条第1項第2号から第6号までに掲げる事項を除く。）

第6条中第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等を図るための基本方針

第6条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 温室効果ガスの排出を行う産業、運輸その他の部門

第7条の見出しを「(事業活動脱炭素化取組計画書の変更等の届出)」に改め、同条第1項中「事業活動地球温暖化対策指針」を「事業活動脱炭素化取組指針」に、「事業活動地球温暖化対策計画書変更等届出書」を「事業活動脱炭素化取組計画書変更等届出書」に改める。

第8条の見出しを「(中小規模事業者用脱炭素化取組計画書の作成等)」に改め、同条中「中小規模事業者に

よる事業活動地球温暖化対策計画書」を「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」に改め、後段を次のように改める。

この場合において、第5条第1項中「事業活動脱炭素化取組計画書(第1号様式)」とあるのは「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書(第3号様式)」と、第6条中「次に掲げるとおり」とあるのは「次の第2号から第4号まで及び第6号から第10号までに掲げるとおり」と、前条第1項中「事業活動脱炭素化取組計画書変更等届出書(第2号様式)」とあるのは「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書変更等届出書(第4号様式)」と、同条第2項中「あったとき」とあるのは「あったとき又は中止したとき」と読み替えるものとする。

第9条の見出しを「(事業活動脱炭素化取組結果報告書の提出)」に改め、同条第1項中「事業活動地球温暖化対策指針」を「事業活動脱炭素化取組指針」に、「事業活動地球温暖化対策結果報告書(第3号様式)」を「計画書提出特定事業者にあつては事業活動脱炭素化取組結果報告書(第5号様式)」により、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を提出した中小規模事業者にあつては中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書(第6号様式)」に改める。

第10条の見出しを「(事業活動脱炭素化取組計画書等の概要の公表)」に改め、同条第1号中「事業活動地球温暖化対策計画書」を「事業活動脱炭素化取組計画書」に改め、同号イ中「第6号」を「第9号」に改め、同条第2号中「事業活動地球温暖化対策結果報告書」を「事業活動脱炭素化取組結果報告書」に改め、同号ア中「第2号及び第4号」を削り、同号イ中「第5号まで」を「第6号まで及び第9号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書 次に定めるとおりとする。

ア 条例第10条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項

イ 第6条第2号から第4号まで及び第6号から第9号までに掲げる事項

ウ その他市長が必要と認める事項

第10条に次の1号を加える。

(4) 中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書 次に定めるとおりとする。

ア 条例第10条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項

イ 第6条第2号から第4号まで、第6号及び第9号に掲げる事項

ウ その他市長が必要と認める事項

第24条を第33条とし、第23条を第32条とする。

第22条中「第37条第1項」を「第41条第1項」に改め、同条を第31条とする。

第21条中「第35条第2項」を「第39条第2項」に、「第8号様式」を「第12号様式」に改め、同条を第30条とする。

第20条中「第25条」を「第29条」に改め、同条を第29条とする。

第19条を削る。

第18条中「第20条」を「第21条」に改め、同条第1号中「第18条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、同条第2号中「第13条第1号」を「第18条第1号」に改め、同条を第23条とし、同条の次に次の5条を加える。

(建築士による説明を要する建築物)

第24条 条例第25条第1項の規則で定める建築物は、床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が10平方メートルを超える建築物(特定建築物(床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物をいう。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第18条第2号に該当する建築物を除く。)とする。

(建築士による説明を要しない場合)

第25条 条例第25条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 建築主が建築事業者(建築物を新たに建設する工事を業として請け負う者又は建築物を新築し、これを分譲し、若しくは賃貸することを業として行う者をいう。)である場合

(2) 建築主から条例第25条第1項の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合

(3) その他市長が認める場合

(書面の記載事項)

第26条 条例第25条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 設置することが可能な太陽光発電設備の出力

(2) 太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出量の削減その他の地球温暖化対策に関する情報

(3) その他市長が必要と認める事項

(書面の写し等の保存期間)

第27条 条例第25条第3項の規則で定める期間は、同条第1項の規定による説明を行った日から起算して3年とする。

(適用除外)

第28条 条例第28条の規則で定める建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第18条第3号に該当する建築物とする。

第17条中「第19条」を「第20条」に、「第7号様式」

を「第11号様式」に改め、同条を第22条とする。

第16条中「第19条」を「第20条」に、「第6号様式」を「第10号様式」に改め、同条を第21条とする。

第15条中「第18条第2項」を「第19条第2項」に改め、同条を第20条とする。

第14条第1項中「第18条第4項」を「第19条第4項」に、「第5号様式」を「第9号様式」に改め、同条第2項中「第18条第4項」を「第19条第4項」に改め、同条を第19条とする。

第13条中「第18条第1項第6号」を「第19条第1項第6号」に改め、同条を第18条とする。

第12条第1項中「第18条第1項」を「第19条第1項」に、「第4号様式」を「第8号様式」に改め、同条第2項中「第18条第1項の規定による」を「第19条第1項の規定による」に改め、同条を第17条とする。

第11条中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第10条の次に次の5条を加える。

(評価の求め)

第11条 条例第13条第2項の規定による評価の求めは、条例第11条第1項の規定による事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の提出に併せて、取組結果報告書評価依頼申出書(第7号様式)を市長に提出して行うものとする。

(評価の結果の通知)

第12条 条例第13条第4項の規定による評価の結果の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 事業者の氏名又は名称
- (2) 事業者の所在地
- (3) 評価の結果
- (4) 書面により条例第13条第6項に規定する意見を述べることができること。
- (5) 前号の意見を述べることができる期間
- (6) その他市長が必要と認める事項

(評価の結果を公表しない場合)

第13条 条例第13条第5項の規則で定める場合は、天災その他やむを得ないものとして事業活動脱炭素化取組指針に定める場合とする。

(評価の結果を公表する期間)

第14条 条例第13条第5項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる公表の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 事業活動脱炭素化取組計画書又は中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に対する評価の公表 当該評価を公表した日から当該事業活動脱炭素化取組計画書又は中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に係る計画期間が終了する日の属する年度の翌年度の末日

まで

- (2) 事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書に対する評価の公表 当該評価を公表した日から、当該事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書に係る計画期間が終了した日から起算して4年を経過する日の属する年度の末日まで(公表する事項)

第15条 条例第13条第5項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者の氏名又は名称
- (2) 評価の結果
- (3) その他市長が必要と認める事項

第1号様式(第1面)中「事業活動地球温暖化対策計画書」を「事業活動脱炭素化取組計画書」に改め、「(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、

「

該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/>	規則第4条第1号該当事業者
	<input type="checkbox"/>	規則第4条第2号該当事業者
	<input type="checkbox"/>	規則第4条第3号該当事業者
	<input type="checkbox"/>	規則第4条第4号該当事業者
	<input type="checkbox"/>	上記以外の事業者(任意提出事業者)

」

を

「

該当する事業者の要件及び温室効果ガスの排出を行う産業、運輸その他の部門	<input type="checkbox"/>	規則第4条第1号該当事業者	部門
	<input type="checkbox"/>	規則第4条第2号該当事業者	部門
	<input type="checkbox"/>	規則第4条第3号該当事業者	部門
	<input type="checkbox"/>	規則第4条第4号該当事業者	部門

」

に改め、同様式(第2面)中

「

温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針	
温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制	
温室効果ガスの排出の量の削減目標及び温室効果ガスの排出の量	
温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の内容に係る事項	
他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する措置に係る事項	

」

を

事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等を図るための基本方針	
温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた組織体制	
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該量の削減に係る事項	
エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項	
再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項	
自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項	
温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項	

に、「事業活動地球温暖化対策指針」を「事業活動脱炭素化取組指針」に改める。

第2号様式中「事業活動地球温暖化対策計画書変更等届出書」を「事業活動脱炭素化取組計画書変更等届出書」に改め、「(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、

「

事業活動地球温暖化対策計画書提出年月日

」

を

「

計画書提出年月日

」

に、

「

廃止、休止若しくは再開又は中止の別及びその年月日	(廃止 ・ 休止 ・ 再開 ・ 中止)	年 月 日
--------------------------	-----------------------	-------

」

を

「

廃止、休止又は再開の別及びその年月日	(廃止 ・ 休止 ・ 再開)	年 月 日
--------------------	------------------	-------

」

に、「事業活動地球温暖化対策指針」を「事業活動脱炭素化取組指針」に改める。

第8号様式(表)中「第35条第1項」を「第39条第1項」に改め、同様式(裏)中「第35条」を「第39条」に、「及び計画書提出開発事業者」を「、計画書提出開発事業者及び第25条第1項の設計を行う建築士」に改め、同様式を第12号様式とする。

第7号様式中「第19条」を「第20条」に、

「

開発事業地球温暖化対策計画書提出年月日

」

を

を

「

計画書提出年月日

」

に改め、同様式を第11号様式とする。

第6号様式中「第19条」を「第20条」に、

「

開発事業地球温暖化対策計画書提出年月日

」

を

「

計画書提出年月日

」

に改め、同様式を第10号様式とする。

第5号様式中「第18条第4項」を「第19条第4項」に、

「

開発事業地球温暖化対策計画書提出年月日

」

を

「

計画書提出年月日

」

に改め、同様式を第9号様式とする。

第4号様式(第1面)中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同様式を第8号様式とする。

第3号様式(第1面)中「事業活動地球温暖化対策結果報告書」を「事業活動脱炭素化取組結果報告書」に、

「

該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/> 規則第4条第1号該当事業者
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第2号該当事業者
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第3号該当事業者
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第4号該当事業者
	<input type="checkbox"/> 上記以外の事業者(任意提出事業者)

」

を

「

該当する事業者の要件及び温室効果ガスの排出を行う産業、運輸その他の部門	<input type="checkbox"/> 規則第4条第1号該当事業者	部門
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第2号該当事業者	部門
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第3号該当事業者	部門
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第4号該当事業者	部門

」

に改め、同様式(第2面)中

「

温室効果ガスの排出の量の削減目標の達成状況及び温室効果ガスの排出の量	
温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施状況	
他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する措置の実施状況	

」

を
「

事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該量の削減に係る事項	
エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項	
再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項	
自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項	
温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項	

」

に、「事業活動地球温暖化対策指針」を「事業活動脱炭素化取組指針」に改め、同様式を第5号様式とし、同様式の次に次の2様式を加える。

第 6 号様式

(第1面)

中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称			
主たる事務所 又は事業所の所在地			
温室効果ガスの 排出を行う産業、 運輸その他の部門	部門		
主たる事業 の業種	大分類		
	中分類		
主たる事業 の内容			
連絡先	担当部署	担当部署名	
		所在地	
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
※受付欄		※特記事項	
		※事業者番号	

(第2面)

計画期間及び報告年度	年度 ～ 年度 (報告年度 年度分)
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該量の削減に係る事項	
エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項 (任意記載)	
再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項	
自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項 (任意記載)	
温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項 (任意記載)	
その他地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項	
備 考	

- 備考 1 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
2 報告書には、事業活動脱炭素化取組指針に定める資料を添付してください。
3 ※印の欄は記入しないでください。

第 7 号様式

取組結果報告書評価依頼申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第13条第2項の規定により、次のとおり提出します。

報告書提出年月日	
評価を依頼する理由	

※受付欄		※特記事項	※事業者番号	

備考 ※印の欄は記入しないでください。

第2号様式の次に次の2様式を加える。

第3号様式

(第1面)

中小規模事業者用脱炭素化取組計画書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第10条第3項の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称			
主たる事務所又は 事業所の所在地			
温室効果ガスの 排出を行う産業、 運輸その他の部門	部門		
主たる事業 の業種	大分類		
	中分類		
主たる事業 の内容			
連 絡 先	担当部署	担当部署名	
		所在地	
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
※受付欄		※特記事項	※事業者番号

(第2面)

計 画 期 間	年度 ~ 年度
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等を図るための基本方針	
温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた組織体制	
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該量の削減に係る事項	
エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項 (任意記載)	
再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項	
自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項 (任意記載)	
温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項 (任意記載)	
その他地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項	
備 考	

- 備考 1 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
2 計画書には、事業活動脱炭素化取組指針に定める資料を添付してください。
3 ※印の欄は記入しないでください。

第 4 号様式

中小規模事業者用脱炭素化取組計画書変更等届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第10条第4項において準用する同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称			
主たる事務所又は 事業所の所在地			
計画書提出年月日	年 月 日	受付 番号	
変更年月日	年 月 日		
変更内容	変更前		変更後
廃止、休止若しくは再開又は 中止の別及びその年月日	(廃止 ・ 休止 ・ 再開 ・ 中止) 年 月 日		
理由			
連絡先	担当部署	担当部署名	
		所在地	
	電話番号		
	FAX番号		
メールアドレス			
※受付欄	※特記事項	※事業者番号	

- 備考
- 1 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。
 - 2 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
 - 3 届出書には、事業活動脱炭素化取組指針に定める資料等を添付してください。
 - 4 ※印の欄は記入しないでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票（同規則第4号様式から第7号様式までに限る。）で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月12日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第65号

川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市情報公開条例施行規則（平成13年川崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

公益財団法人川崎市産業振興財団

」

を

「

公益財団法人川崎市産業振興財団
川崎未来エナジー株式会社

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月12日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第66号

川崎市事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の表総務部の部第1号中「地域エネルギー会社の設立に係る調整」を「川崎未来エナジー株式会社」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月12日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第67号

川崎市契約規則の一部を改正する規則

川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

川崎冷蔵株式会社

」

を

「

川崎冷蔵株式会社
川崎未来エナジー株式会社

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

川崎市告示第513号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和5年10月3日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙省略

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第514号

川崎市市民ミュージアム刊行物等の有償頒布代金の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、川崎市市民ミュージアム刊行物等の有償頒布業務に係る収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和5年10月4日

川崎市長 福田紀彦

1 受託者の所在地及び名称

所在地 : 川崎市幸区大宮町1310番地
ミュージア川崎

名称 : 川崎市文化財団・川崎市観光協会グループ

2 委託する事務の種類

川崎市市民ミュージアム刊行物等の有償頒布代金の収納事務

3 委託する期間

令和5年10月1日から令和5年12月28日まで

川崎市告示第515号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条の規定により行うインフルエンザ予防接種については、別表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき告示します。

令和5年10月6日

川崎市長 福田紀彦

医療機関名	住所1	住所2
川崎ひのわクリニック	川崎区本町1-8-2	トラスビル3階
松田医院	川崎区堀之内10-24	
入江医院	川崎区砂子2-6-2	三恵ビル
稲葉医院	川崎区砂子1-5-22	
うすい整形外科医院	川崎区砂子2-2-10	第2園ビル
川崎レディースクリニック	川崎区砂子2-11-20	加瀬ビル133 4階
いしいクリニック乳腺外科	川崎区砂子2-6-2	三恵ビル10F
かわさき診療所	川崎区砂子2-6-2	川崎三恵ビル10階
川崎おおつか内科・消化器内科	川崎区砂子2-6-2	川崎三恵ビル4F
川崎耳鼻咽喉科	川崎区砂子2-6-2	三恵ビル8階
川崎駅前クリニック	川崎区駅前本町12-1	川崎駅前ターミナル76F
大塚眼科クリニック	川崎区駅前本町12-1	川崎駅前ターミナル77F
三島クリニック	川崎区駅前本町7-4	井門川崎ビル8階
おおしま内科	川崎区駅前本町14-6	マヴェル川崎3階・4階
ナビタスクリニック川崎	川崎区駅前本町26-1	アトレ川崎8F
川崎健診クリニック	川崎区駅前本町10-5	クリエ川崎8階
あべクリニック	川崎区駅前本町4-7	堀井ビル3F
ヨーダー公子クリニック	川崎区駅前本町8-304-2	川崎ダイスビル3F
かわさき整形外科・リウマチクリニック	川崎区駅前本町14-6	マヴェル川崎5・6階
畑医院	川崎区宮前町5-1	
川崎市立川崎病院	川崎区新川通12-1	
総合新川橋病院	川崎区新川通1-15	
阿部医院	川崎区貝塚1-9-10	
由井クリニック	川崎区貝塚2-4-19	
川崎すずき内科クリニック	川崎区貝塚1-15-4	エスタ BUILDING3F
悠翔会在宅クリニック川崎	川崎区貝塚1-15-4	エスタビルディング7F
かわさきデイケア・クリニック	川崎区南町1-8	林ビル川崎1F
第一病院	川崎区元木2-7-2	
内科小児科宮島医院	川崎区池田2-7-4	
ささきクリニック	川崎区池田1-6-3	

医療機関名	住所1	住所2
いしぐろ耳鼻科	川崎区池田1-6-3-3F	
特別養護老人ホーム川崎ラシクル医務室	川崎区日進町5-1	
太田総合病院	川崎区日進町1-50	
馬嶋病院	川崎区日進町24-15	
川崎クリニック	川崎区日進町7-1	
宮川病院	川崎区大師駅前2-13-13	
川崎大師みずの耳鼻咽喉科	川崎区大師駅前1-6-17-102	
村山整形外科	川崎区大師駅前1-6-17	パークホームズ 川崎大師表参道2F
おさふね耳鼻咽喉科	川崎区川中島1-12-11	サンワイス7A1F
平安医院	川崎区藤崎4-19-15	
協同ふじさきクリニック	川崎区藤崎4-21-2	
キノメディッククリニック川崎	川崎区藤崎3-6-1	1階
野田医院小児科内科眼科	川崎区藤崎1-1-3	
青山クリニック	川崎区伊勢町25-3	
総合川崎臨港病院	川崎区中島3-13-1	
なかじまクリニック	川崎区中島3-9-9	
港町つばさクリニック	川崎区港町5-2-104	
門前外科医院	川崎区東門前1-14-4	
和田内科医院	川崎区東門前3-1-6	
相澤整形外科	川崎区昭和1-2-12	
後藤医院	川崎区昭和2-16-16	
大師診療所	川崎区大師町6-8	
さくら中央クリニック	川崎区大師本町9-11	
あいホームケアクリニック川崎大師	川崎区大師本町8-11	日興パレス川崎大師1F
鈴木医院	川崎区田町1-6-15	
AOI国際病院	川崎区田町2-9-1	
介護老人保健施設 葵の園・川崎南部	川崎区田町2-9-2	
昭和医院	川崎区出来野7-20	
川崎大師いしまる内科クリニック	川崎区観音2-10-6	第3忠ぶねビル1F
川崎協同病院	川崎区桜本2-1-5	
いしい医院	川崎区桜本2-4-9	
高良医院	川崎区大島3-15-17	
渡辺外科内科医院	川崎区大島2-17-16	
花田内科胃腸科医院	川崎区大島4-16-1	
森田クリニック	川崎区大島5-10-5	
村上外科医院	川崎区大島1-5-14	
山下整形外科	川崎区追分町5-2	青木楽山堂ビル2F
田辺医院	川崎区大島上町1-10	
アルトクリニック	川崎区渡田3-4-12	
特別養護老人ホーム境町フェニックス 医務室	川崎区堺町11-9	
川崎グランハートクリニック	川崎区渡田向町15-2	
川崎七福診療所	川崎区小田栄2-3-1	コナン小田栄店2階
介護老人保健施設 葵の園・川崎	川崎区小田栄2-1-6	
第一クリニック	川崎区渡田新町2-3-5	
元木町眼科・内科	川崎区渡田新町2-1-1	
野末整形外科歯科内科	川崎区小田5-1-3	
熊谷医院	川崎区小田5-28-15	
柴田医院	川崎区浅田3-10-12	
竹内クリニック	川崎区京町2-24-4	セゾール川崎京町ハイライズ 111
京町診療所	川崎区京町2-15-6	神和ビル
黒坂医院	川崎区京町2-8-17	

医療機関名	住所1	住所2
京町クリニック	川崎区京町1-9-11	
飯塚医院	川崎区京町2-14-2	
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	川崎区浜町1-7-6	
安土医院	川崎区浜町1-22-6	
日本鋼管病院	川崎区鋼管通1-2-1	
こうかんクリニック	川崎区鋼管通1-2-3	
市電通りごうだクリニック	川崎区田島町23-1	
東扇島診療所	川崎区東扇島78	福利厚生センター2F
地域密着型特別養護老人ホームこむかい 医務室	幸区小向仲野町1-3	
介護老人保健施設千の風・川崎	幸区小向町15-25	
佐々木内科クリニック	幸区小向町3-21	
橋爪医院	幸区戸手2-3-12	
田村外科病院	幸区戸手1-9-13	
さいわい整形外科	幸区戸手1-2-1	みゆきコーポラス1階
特別養護老人ホーム クロスハート幸・川崎 医務室	幸区河原町1-37	
関クリニック	幸区幸町3-7	
三條医院	幸区幸町2-697	
青木整形外科	幸区幸町4-18	
川崎ライフケアクリニック	幸区中幸町4-42	菊岡ビル201
米田医院	幸区中幸町3-13	
ゆみメディカルクリニック	幸区中幸町1-18-5-2F	
大野クリニック	幸区堀川町580	リットスエア西館2F
スクエアクリニック	幸区堀川町580	リットスエア東館1F
川崎幸病院	幸区大宮町31-27	
横山クリニック	幸区大宮町14-4	尊昌ビル4F
川崎リウマチ・内科クリニック	幸区大宮町1310	ミュージア川崎222区画
中村クリニック泌尿器科	幸区大宮町1310	ミュージア川崎2F
川崎ファミリーケアクリニック	幸区大宮町12-7	TMビルII 3階
川崎鶴見血管外科クリニック	幸区大宮町5-6	コ・リナビル4階
タカタ糖尿病内科クリニック	幸区大宮町12-7TMビルII 2F	
ましも内科循環器内科	幸区南幸町2-26-12	
藤田医院	幸区南幸町2-21 2F	
特別養護老人ホーム 南さいわい 医務室	幸区南幸町3-149-3	
森田医院	幸区南幸町3-14	
川崎幸クリニック	幸区南幸町1-27-1	
大山耳鼻咽喉科診療所	幸区南幸町2-25	
おさないクリニック	幸区南幸町2-80	KS紅屋ビル4F
いきいきクリニック	幸区南幸町2-34-2	川崎クリスチャンセンター1F
まつくら整形外科	幸区南幸町2-21-7-1F	
けいクリニック	幸区南幸町3-104	中川ビル3F
小林クリニック	幸区南幸町2-80	
あいホームケアクリニック	幸区都町37-10	さいわい都町ビル1階
第二川崎幸クリニック	幸区都町39-1	
川崎中央クリニック	幸区神明町2-68-7	
黒瀬クリニック	幸区神明町2-1-1	
鈴木医院	幸区神明町2-14-7	
小泉クリニック	幸区神明町2-9-5	
植村内科医院	幸区戸手本町1-44-5-1F	
松葉医院	幸区塚越2-159	
田中小児科医院	幸区塚越2-217	
川崎くらかた胃腸内科	幸区塚越4-314-2	

医療機関名	住所1	住所2
みつや内科診療所	幸区古川町120	
くちかた整形外科	幸区新塚越201	ルエ新川崎3F
さいわい鹿島田クリニック	幸区新塚越201	ルエ新川崎
よしかわ耳鼻咽喉科眼科	幸区新塚越201	ルエ新川崎3F
ゆりこどもクリニック	幸区新塚越201	ルエ新川崎5F
まつの内科クリニック	幸区新川崎5-2	シンモール3F
新川崎ひたち整形外科	幸区新川崎5-2	シンモール3F
川崎セツルメント診療所	幸区古市場2-67	
関口医院	幸区古市場1-21	
中村整形外科	幸区古市場1-21	
ナカオカクリニック	幸区下平間38	
石永医院	幸区下平間130	
南武医院	幸区下平間205	
まつやまクリニック	幸区下平間341	レオⅢ2F
千梨内科クリニック	幸区下平間359	レオV201
栗田病院	幸区小倉2-30-13	
パークシティー皮膚科泌尿器科	幸区小倉1-1	パークシティー新川崎クリニック棟211
パークシテイクリニック	幸区小倉1-1	パークシティー新川崎クリニック棟217
柁原医院	幸区小倉3-23-4	
木村整形外科	幸区小倉1-3-14	
たくま幸クリニック	幸区小倉3-28-12	シャリオ佐野1F
小倉かとう内科	幸区小倉5-19-23	クロス・デーン川崎209号室
川崎やまぶきクリニック	幸区小倉5丁目5番23号1階	
生駒クリニック	幸区南加瀬4-27-6	
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	幸区南加瀬3-25-1	
鎌田医院	幸区南加瀬4-30-2	
川崎南部在宅診療所	幸区南加瀬2-8-15	1F-B
南加瀬耳鼻咽喉科クリニック	幸区南加瀬2-6-8	1F
南加瀬しらい整形外科クリニック	幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール3階
南加瀬ファミリークリニック	幸区南加瀬2-6-8-2F	
うちやま南加瀬クリニック 内科・内視鏡内科	幸区南加瀬3-5-3	2階
メディ在宅クリニック	幸区矢上2-7	
高橋クリニック	幸区北加瀬2-7-20	
新川崎むらせ内科循環器内科	幸区北加瀬2-11-3	
鹿島田病院	幸区鹿島田1-21-20	
新川崎耳鼻咽喉科医院	幸区鹿島田2-24-11	
はとりクリニック	幸区鹿島田1-8-33-3階	
あむろ内科クリニック	中原区上丸子八幡町796	
丸子クリニック	中原区新丸子東1-840	ダイアレス1F
田中内科クリニック	中原区新丸子東1-774	
新丸子整形外科	中原区新丸子東1-831	KAHALAEAST1 2F
渡辺こども診療所	中原区新丸子東1-788	
こすぎ駅前クリニック	中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F
武蔵小杉皮ふ科	中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階454
武蔵小杉ささと小児科・アレルギー科	中原区新丸子東3-1302-4F	
武蔵小杉くれ耳鼻咽喉科	中原区新丸子東3-1100-14 2F	
むさし小杉内科クリニック	中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
武蔵小杉ハートクリニック	中原区新丸子東3-946-3	MKファーストビル1F
さくらクリニック 武蔵小杉内科・小児科	中原区新丸子東3-1100-14	2F
さくらライフ新丸子クリニック	中原区新丸子東2-897-11	ラポール新丸子 202
サンマルコクリニック	中原区新丸子東1-825-7	長井ビル2F

医療機関名	住所1	住所2
ヒロクリニック	中原区新丸子東1-826	1F
武蔵小杉胃と大腸の内視鏡・消化器内科クリニック川崎中原院	中原区新丸子東3-1156-2	Classense武蔵小杉 北館2F
山出内科	中原区新丸子町727-1	
新丸子皮膚科・アレルギー科クリニック	中原区新丸子町748	
えじり子供クリニック	中原区新丸子町734-1	
前田医院	中原区新丸子町765	
山口外科	中原区新丸子町745-3	
こやま耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	中原区新丸子町765	
かわいクリニック武蔵小杉	中原区新丸子町767-2	氏橋ビル3階B区画
荒田内科クリニック	中原区新丸子町747	グランイサ新丸子II 1F
松本クリニック	中原区丸子通2-441	
新丸子ペインクリニック内科	中原区丸子通2-682	エデフィスAN101
在宅療養支援クリニック かえでの風 かわさき中央	中原区丸子通1-413	グレイ新丸子101号室
わたたに医院	中原区下沼部1747	
武蔵小杉内科・漢方・循環器	中原区下沼部1810-1	シティハウス武蔵小杉2階
中村医院	中原区下沼部1930-2	
こだま診療所	中原区下沼部1886	セントラルハイウェイ 101
やまと診療所武蔵小杉	中原区下沼部1760	カイト玉川3階
亀谷内科クリニック	中原区中丸子361	
平間クリニック	中原区中丸子589-11	
菊岡内科医院	中原区田尻町35	
小林医院	中原区北谷町31	
二宮内科小児科クリニック	中原区北谷町693	
平間耳鼻咽喉科医院	中原区北谷町693	マルヨシビル1F
わたなべ眼科医院	中原区北谷町45-3	アズハウス1F
中橋メディカルクリニック	中原区北谷町51-9	
内田クリニック	中原区市ノ坪223	スカイ来夢101
武蔵小杉おさだ内科	中原区市ノ坪449-3	2階
キャブスククリニック武蔵小杉	中原区市ノ坪449-3	シティワ-武蔵小杉
武蔵小杉整形外科消化器内視鏡クリニック	中原区市ノ坪26コウトビル2階	
もくぼ内科クリニック	中原区木月住吉町2-25	エパビル2 4階
宇藤内科医院	中原区荏宿24-37	
古矢整形外科医院	中原区西加瀬4-12	
野口クリニック	中原区西加瀬16-10	メディカルプレイス元住吉
綾部内科クリニック	中原区木月1-23-7	
元住吉クリニック	中原区木月2-12-18	
みやぎ内科クリニック	中原区木月3-25-10	
住吉診療所	中原区木月3-7-3	
毛利医院	中原区木月3-5-33	
田代耳鼻咽喉科医院	中原区木月1-31-6	
宮尾クリニック	中原区木月1-6-14	
田中整形外科	中原区木月3-32-18	
徳植医院	中原区木月1-2-24	
北村医院	中原区木月2-14-6	
もとすみ皮膚科	中原区木月1-21-7	小山ワ-ビル2F
おおたクリニック	中原区木月1-28-5	メディカルプラザD元住吉2F
豊崎医院	中原区木月1-31-10	
元住吉こころみクリニック	中原区木月1-28-5	メディカルプラザD元住吉3F
もとすみ内科・胃腸内科クリニック	中原区木月1-33-15	進栄ビル1階
元住吉くろさき呼吸器内科クリニック	中原区木月1-33-15	進栄ビル1F
江島整形外科クリニック	中原区木月祇園町14-16-115	

医療機関名	住所1	住所2
澤口内科クリニック	中原区木月祇園町14-16-116	
久保田クリニック	中原区木月祇園町15-1	
中島クリニック	中原区井田中ノ町8-36	
川崎市立井田病院	中原区井田2-27-1	
すずき耳鼻咽喉科クリニック	中原区井田1-36-3	
さかもと内科クリニック	中原区井田1-36-3-1F	
島脳神経外科整形外科医院	中原区井田杉山町29-10	
中原小杉元住吉ほしおか内科・消化器・内視鏡クリニック	中原区井田三舞町3-5	
ますみ皮膚科	中原区下小田中2-16-1	
神保内科クリニック	中原区下小田中2-1-31	
すずむらクリニック	中原区下小田中3-31-1	フェニックスコート1F
田中耳鼻咽喉科クリニック	中原区下小田中2-4-29	1F
山形皮膚科クリニック	中原区下小田中2-4-29-2F	
上杉クリニック	中原区下小田中1-15-33	
たかはし内科	中原区下小田中1-3-6	JOJビル1F
むさし整形外科	中原区下小田中2-1-31-2階	
山高クリニック	中原区下小田中2-33-39	
なかはら内科クリニック	中原区下小田中3-30-3	
在宅テラス診療所なかはら	中原区新城1-17-5	
武蔵中原しくらクリニック	中原区下新城2-1-38	キューブⅢ101
回生医院	中原区新城中町2-10	
京浜総合病院	中原区新城1-2-5	
中原整形外科	中原区新城1-8-9	
新城皮フ科	中原区新城4-10-1	
中島医院	中原区新城3-5-1	
宮崎医院	中原区新城3-13-8	
新城整形外科	中原区新城4-1-4	
春原内科クリニック	中原区新城3-2-13	
大迫内科クリニック	中原区新城2-15-2	
ごんどう整形外科	中原区新城3-2-13	ラヴィスタ5F・6F
新城テラスクリニック	中原区新城1-4-3	
うちだこどもクリニック	中原区上新城2-14-23	アドヴァンススクエア武蔵新城1F
ふじむら耳鼻咽喉科	中原区上新城2-11-29	武蔵新城メイトビル2F
やまだ内科クリニック	中原区上新城1-2-28	2階
新城女性のクリニック	中原区上新城2-11-29	武蔵新城メイトビル4F
武蔵新城ブレストクリニック	中原区上新城2-4-5	福水1F
武蔵クリニック	中原区上新城1-4-8	メゾンサンライズ107
はる内視鏡クリニック	中原区上新城2-11-25 3F	
おばな内科クリニック	中原区上新城2-4-8	
ハウズクリニック 渡邊内科	中原区宮内1-8-3	
さかね内科クリニック	中原区宮内2-12-1	
ポプラメディカルクリニック	中原区上小田中3-29-2	ザ・クレストシティパークコート1F
池田整形外科	中原区上小田中3-23-34	メディ中原ビル1F
つちや内科・循環器内科	中原区上小田中5-2-7	
だんのうえ眼科クリニック	中原区上小田中3-23-34	メイト中原ビル3F
おくせ医院	中原区上小田中1-26-1	
武蔵中原まちいクリニック	中原区上小田中6-23-10	小川ビル1F
武蔵中原むかいだ整形外科	中原区上小田中6-26-3	パルコート2F
はらクリニック	中原区上小田中6-26-3	2F-2
聖マリアンナ医科大学東横病院	中原区小杉町3-435	
柴崎整形外科	中原区小杉町1-529-15	昭栄ビル1、2階

医療機関名	住所1	住所2
のなみクリニック	中原区小杉町1-547-83	
塚原クリニック	中原区小杉町1-529-12	STEPS-3 1F
山越泌尿器クリニック	中原区小杉町3-252	
医大前内科クリニック	中原区小杉町1-509-1	マイキャッスル武蔵小杉Ⅲ 1階
加藤順クリニック	中原区小杉町3-441-1	2F
さとうクリニック	中原区小杉町3-8-6	1F
みのわ耳鼻咽喉科	中原区小杉町3-257-4	2F
前田記念武蔵小杉クリニック	中原区小杉町1-403	武蔵小杉STMビル6F
はりまや耳鼻咽喉科	中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス1階
こすぎ耳鼻咽喉科クリニック	中原区小杉町3-1501-1	セトア武蔵小杉A棟3階
むらた内科クリニック	中原区小杉町3-1501	セトア武蔵小杉A棟1階
武蔵小杉整形外科	中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス2F
小杉中央クリニック	中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス2F
コスギコモンズクリニック	中原区小杉町2-228-1 W3	
こころと痛みクリニック	中原区小杉町3-249-2	クレアホームズ小杉1F
はなまるクリニック	中原区小杉町2-313	ボン・ルフェール小杉1階
こすぎ皮膚科	中原区小杉町3-432	尾村ビル1階・2階
すぎのこ皮膚科クリニック	中原区小杉町1-524-2	2階201
こすぎ坂本医院	中原区小杉町3-441-9	伊達ビル2階B室
中原すみれクリニック	中原区今井南町28-50	阿部ビル
岡島クリニック	中原区今井南町21-35-102	
高見整形外科	中原区今井南町21-35-101	
さかい医院	中原区今井南町9-34	
清水医院	中原区今井仲町12-12	
田口小児科医院	中原区今井仲町10-18	
たむらクリニック	中原区今井西町12-14	柳田ビル1F
介護老人保健施設 葵の園・武蔵小杉	中原区今井西町2-58	
神田クリニック	中原区今井上町4-4	ハルセン武蔵小杉1F
小杉外科内科医院	中原区小杉御殿町2-88	
関東労災病院	中原区木月住吉町1-1	
総合高津中央病院	高津区溝口1-16-7	
溝のロクリニック	高津区溝口1-12-20	ウエストキャニオンビルⅡ2F
住永クリニック	高津区溝口2-6-26	アズマ栄橋ビル2F
洲之内内科	高津区溝口1-13-16-102	
宮川内科医院	高津区溝口1-6-1	
優ウイメンズクリニック	高津区溝口3-7-1	フロントビル4F
猿谷耳鼻咽喉科医院	高津区溝口3-10-38	
鈴木医院	高津区溝口2-18-46	
川崎高津診療所	高津区溝口4-1-3	T・ビルディング4F
田園二子クリニック	高津区溝口2-16-5	アイビー溝の口ビル2F
三輪内科おなかクリニック	高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
高津駅前はら内科ハートクリニック	高津区溝口3-7-11 3F	
溝の口おかもと糖尿病内科	高津区溝口2-14-31	MSメディアビル1F
やぐち耳鼻咽喉科クリニック	高津区溝口4-1-17	SKD高津駅前ビルⅠ 3F
溝の口脳神経外科クリニック	高津区溝口2-14-31	MSメディアビル3階
高津内科クリニック	高津区二子3-33-20	
窪田医院	高津区二子5-10-1	
二子クリニック	高津区二子1-11-15	
ブレストケア高津	高津区二子5-2-1	中興ビル 3階
おひさまげんきクリニック	高津区二子5-2-5	第1井上ビル2F A
高橋内科医院	高津区諏訪1-9-1	諏訪平老番館1階

医療機関名	住所1	住所2
二子新地ひかりこどもクリニック	高津区諏訪1-3-15	FMフラット1F
はっとりファミリークリニック	高津区北見方2-16-1	
ハートフル川崎病院	高津区下野毛2-1-3	
廣津医院	高津区久本3-6-1-212	
豊田クリニック	高津区久本3-2-3	
つるや内科クリニック	高津区久本1-6-5	
もぎたて耳鼻咽喉科	高津区久本1-2-5	関口第一ビル4階401
溝の口慶友クリニック	高津区久本3-1-31	U-LAND溝ノ口ビル4F
みぞのくちファミリークリニック	高津区久本3-14-1-1F	
サンライズクリニック	高津区久本3-2-22-102	
坂戸診療所	高津区坂戸1-6-18	
KSPクリニック	高津区坂戸3-2-1	KSPビル西503
溝の口胃腸科・内科クリニック	高津区坂戸1-6-20	ハイランド・ベイ溝の口1F
梶ヶ谷耳鼻咽喉科	高津区末長1-40-1-103	
山本整形外科医院	高津区末長1-8-20	
梶ヶ谷クリニック	高津区末長1-23-17	
福住医院	高津区末長3-12-3	
そめや内科クリニック	高津区末長1-45-1	秋本ビル1階
梶が谷駅前内科クリニック	高津区末長1-9-1	スタイル梶が谷MALL6F
介護老人保健施設 ゆい	高津区新作3-7-1	
片倉病院	高津区新作4-11-16	
新城・新作こどもクリニック	高津区新作4-12-6	FMビル2F
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	高津区新作3-1-4	
かたおか小児科クリニック	高津区梶ヶ谷3-7-28-101	
あおば内科クリニック	高津区梶ヶ谷6-2-8	
ハタカズコ婦人クリニック	高津区千年新町28-9	
つきおかメディカルクリニック	高津区千年新町28-3	
千年診療所	高津区千年新町29-5	
いずみ泌尿器科皮膚科	高津区千年301-1-203	
桐村医院	高津区千年200-5	
千年ファミリークリニック	高津区千年637-4	グラント・ケルチビル1階
山本医院	高津区子母口728-4	
しまむらクリニック	高津区子母口497-2	子母口クリニックモール1F
子母口整形外科	高津区子母口497-2	2F
子母口耳鼻咽喉科医院	高津区子母口970-1	
介護老人保健施設たかつ	高津区子母口498-2	
伊藤医院	高津区久末1894	
森クリニック	高津区久末9-1	
福西内科クリニック	高津区東野川1-7-9	メディアクリア野川2F
大久保クリニック	高津区東野川2-36-5	
野川整形外科	高津区東野川1-7-9	メディアクリア野川1F
田中クリニック	高津区東野川2-36-5	久末メディアビルA棟1F
ゆめこどもクリニック	高津区東野川2-36-4	久末メディアビルB棟2F
久地さとう医院	高津区宇奈根637-5	
川崎高津クリニック	高津区宇奈根638-1	
久地診療所	高津区久地4-19-8	
内田内科	高津区久地4-24-30	グリーンスクエア1F
村川内科クリニック	高津区久地4-24-5	新川屋センタービル2階
介護老人保健施設 樹の丘	高津区久地4-19-1	
溝ノ口診療所	高津区下作延4-10-11	
松岡クリニック	高津区下作延2-35-1	スペースメティ梶ヶ谷2F

医療機関名	住所1	住所2
渡辺クリニック	高津区下作延2-9-10-2F	
木下耳鼻咽喉科医院	高津区下作延6-5-11	
津田山クリニック	高津区下作延6-4-1	
メディクスクリニック溝の口	高津区下作延5-11-12	
武井クリニック	高津区下作延2-7-26	シティフォーラム溝ノ口101号
メディクス溝の口ガーデンクリニック	高津区下作延5-29-1	
木暮クリニック	高津区下作延2-4-3	溝の口メッィルモール3階
国島医院	高津区下作延3-22-7	
長瀬クリニック	高津区下作延3-3-10	スルハッヒ梶ヶ谷2F
椿クリニック	高津区下作延2-3-38	TKビル301
おうちのドクター梶が谷	高津区下作延3-3-10	スルハッヒ梶ヶ谷202
みぞのくち南口皮ふのクリニック	高津区下作延2-2-8	溝の口フワワーメッィルモール4F
はまゆり糖・生活習慣病クリニック 溝の口	高津区下作延2-2-8	溝の口フワワーメッィルモール2階
にし医院	高津区上作延1-20-20	
帝京大学医学部附属溝口病院	高津区二子5-1-1	
虎の門病院分院	高津区梶ヶ谷1-3-1	
森島小児科内科クリニック	宮前区東有馬3-15-10	
菅野耳鼻咽喉科	宮前区東有馬3-5-29	KUMANOビル1F
本村医院	宮前区東有馬5-24-1	
ありま眼科	宮前区東有馬5-23-22	
きたじま内科・脳神経クリニック	宮前区東有馬5-1-2	メッィルアルプス東有馬1階
れいんぼう川崎診療所	宮前区東有馬5-8-10	
SOL整形外科鷺沼スポーツクリニック	宮前区東有馬5-1-2	メッィルアルプスD3F
有馬病院	宮前区有馬3-10-7	
東横恵愛病院	宮前区有馬4-17-23	
鷺沼診療所	宮前区有馬1-22-16	
さがらクリニック	宮前区有馬5-19-7-201	
なないろこどもとアレルギーのクリニック	宮前区有馬5-17-21	
原クリニック	宮前区鷺沼4-10-5	
吉田皮フ科	宮前区鷺沼1-18-1	ブレイル鷺沼ヴェルスタ202
鷺沼整形外科クリニック	宮前区鷺沼3-2-6-2F	
さぎぬま公園クリニック	宮前区鷺沼1-18-1	ブレイル鷺沼ヴェルスタ203
田園都市クリニック	宮前区鷺沼1-22-7	カーエステレーヤ1F
さぎぬま脳神経クリニック	宮前区鷺沼3-2-6	
青野診療所	宮前区鷺沼1-11-6	鷺沼第1ビル406
鷺沼ファミリークリニック	宮前区鷺沼3-2-6	鷺沼センタービル6F
鷺沼人工腎臓石川クリニック	宮前区鷺沼1-10-3	
こにしクリニック	宮前区鷺沼1-3-13	鷺沼東急アハート1F
本田医院	宮前区鷺沼1-10-11	
丸田クリニック	宮前区鷺沼3-4-5	
山口整形外科	宮前区鷺沼1-18-10	フレンドベース4階
さぎぬま一丁目クリニック	宮前区鷺沼1-24-4	ライズモール鷺沼1階
春待坂ハートクリニック	宮前区鷺沼1-18-10	フレンドベース3F
宮前平医院	宮前区土橋2-1-30	
河野医院	宮前区土橋3-3-4	
つちはし整形外科リウマチ科	宮前区土橋7-26-6	
つじ耳鼻咽喉科クリニック	宮前区土橋3-3-1	トリーエールコート 203
すずか小児科・皮ふ科クリニック	宮前区土橋1-21-11-2F	
宮前平いわなみ眼科	宮前区土橋7-1-3	メッィルアルプス宮前区役所前2F
やがわ内科・消化器内科	宮前区土橋1-21-11	ビルベルデア1F
さぎぬま高橋内科クリニック	宮前区土橋3-3-1	トリーエールコート 204

医療機関名	住所1	住所2
福島内科医院	宮前区宮前平2-19-9	
三倉医院	宮前区宮前平2-15-15	Brillia宮前平201
根岸耳鼻咽喉科医院	宮前区宮前平2-1-5	
神奈川ひまわりクリニック	宮前区宮前平3-3-26	
K-クリニック	宮前区宮前平2-1-6	
川本整形外科	宮前区宮前平2-1-3	
宮前平第2クリニック	宮前区宮前平2-5-16	ネパ`ラント`3F
宮前平内科クリニック	宮前区宮前平2-15-2	
たかの循環器内科クリニック	宮前区宮前平3-2-1	
菊岡医院	宮前区小台2-22-7	
鷺沼透光診療所	宮前区小台1-20-1	アン`ビ`ジ`ネスパ`ーク6F
東方医院	宮前区小台2-6-2	ラボ`ール宮前平3F
宮前平健栄クリニック	宮前区小台2-5-2	宮前平ハイツ2F
原田皮フ科	宮前区小台1-20-1	アン`ビ`ジ`ネスパ`ーク702号
宮前平整形外科クリニック	宮前区小台2-6-6	宮前平メ`ィカルモール2F
宮前平すがのクリニック	宮前区小台2-6-6	宮前平メ`ィカルモール3F
川崎ヒューマンクリニック	宮前区小台1-17-3-101	
宮前平トレイン耳鼻咽喉科	宮前区小台2-6-6	宮前平メ`ィカルモール3階
川崎宮前平とくえ内科循環器内科クリニック	宮前区小台2-5-1	ティネ宮前平301
宮前平脳神経外科クリニック	宮前区小台2-5-1	ティネ宮前平1階
あると内科クリニック	宮前区小台1-20-2	リハ`ル鷺沼201
いそどりレディースクリニック宮前平	宮前区小台2-5-1-3階	
いぬくら内科医院	宮前区犬蔵1-9-45	エスマンション101
たかはしメモリークリニック	宮前区犬蔵2-7-1	
老人保健施設レストア川崎	宮前区犬蔵2-25-9	
北部市場クリニック	宮前区水沢1-1-1	北部市場管理棟内
水沢クリニック	宮前区水沢2-20-1	
介護老人保健施設 ろうけん宮前	宮前区水沢2-20-1	
潮見台植木クリニック	宮前区潮見台6-7	グリーンヒルズ潮見台
かわさき記念病院	宮前区潮見台20-1	
あおやぎ内科循環器クリニック	宮前区菅生2-1-9	
ゆりかごクリニック	宮前区菅生1-2-20	イズ`ミール103
鎌田クリニック	宮前区平2-11-3	YOUヒ`ル1F
おおたけファミリークリニック	宮前区平1-1-4	平橋クリニックカ`ーデン2F
くさか整形外科クリニック	宮前区平1-1-4	平橋クリニックカ`ーデン1F
いしだ内科外科クリニック	宮前区平4-4-1	
宮前平グリーンハイツ診療所	宮前区けやき平1-16-209	
みやびクリニック	宮前区南平台3-17	
鎌田クリニック南平台	宮前区南平台3-30	
山本内科クリニック	宮前区白幡台1-9-10	
小林外科胃腸科	宮前区神木本町2-2-17	
くりう内科クリニック	宮前区神木2-2-1	宮崎台メ`ィカルプラザ`A-2
宮崎台クリニック	宮前区宮崎3-14-23	
宮崎台耳鼻咽喉科	宮前区宮崎2-10-8	2F
宮前つばさクリニック	宮前区宮崎6-9-5-2F	
もぎ循環器科内科医院	宮前区宮崎5-14-19	
たかはしクリニック	宮前区宮崎2-13-1	ト`ン`ジョン宮崎台1F
ニコット子どもクリニック	宮前区宮崎2-9-3	メ`ン`ト`バ`ッパ1階
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	宮前区宮崎2-10-2-2階	
どんぐりクリニック	宮前区宮崎1-8-21	
さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	宮前区宮崎2-10-2-3階	

医療機関名	住所1	住所2
大野医院	宮前区馬絹3-8-34	
小野田医院	宮前区馬絹6-22-14	
かねこクリニック	宮前区馬絹4-4-13	
好生堂医院	宮前区野川本町2-2-10	
馬目整形外科・内科クリニック	宮前区野川本町1-3-1	
帝京大学老人保健センター	宮前区野川本町2-13-6	
佐治医院	宮前区南野川3-6-2	
介護老人保健施設 プラチナ・ヴィラ宮前	宮前区南野川3-23-1	
神奈川いぐさクリニック	宮前区南野川3-41-15-301	
野川クリニック	宮前区野川台1-21-15	
風の道クリニック	宮前区野川台3-7-1	
特別養護老人ホームみかど荘 医務室	宮前区西野川3丁目39番18号	
村上循環器科内科皮膚科	宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター2F
北見整形外科	宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター1F
こども元気！内科クリニック	宮前区西野川1-4-17	
聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	
清水小児科クリニック	多摩区菅6-13-20	
関口内科医院	多摩区菅2-8-27	第一平山ビル1階
西村クリニック	多摩区菅2-4-2	サニサイド202
稲田堤メディカルクリニック	多摩区菅2-15-5	
コハル内科	多摩区菅4-1-1-101	
いなだ整形外科ひふ科	多摩区菅4-3-35 1F	
てづか内科・循環器クリニック	多摩区菅1-5-12	エイトール稲田堤1A
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	多摩区菅稲田堤1-17-28-201	
にし整形外科ペインクリニック	多摩区菅稲田堤1-17-28	カーサトゥールM1F103
前原医院	多摩区菅馬場1-1-27	
大倉消化器科外科クリニック	多摩区菅仙谷4-1-5	
つじ内科クリニック	多摩区菅仙谷4-1-5	
ことぶきクリニック	多摩区菅仙谷4-1-5	
あいクリニック産婦人科・小児科	多摩区菅仙谷4-1-5	
介護老人保健施設よみうりランドケアセンター	多摩区菅仙谷4-1-3	
稲田小児科医院	多摩区菅北浦2-2-24	
土井医院	多摩区菅北浦4-11-25	
稲田登戸クリニック	多摩区菅北浦4-3-1	オークビルズ101号
みやもと訪問クリニック	多摩区菅北浦2-17-15	マスタエレメントビル3階
多摩クリニック	多摩区布田2-24	
木村耳鼻咽喉科	多摩区中野島6-26-1	レジヨシハイム2F
中野島診療所	多摩区中野島4-9-1	
中野島北口コガワクリニック	多摩区中野島6-26-2	2F
牧野クリニック	多摩区中野島3-27-34	パードタウン7番館1F
藤田クリニック	多摩区中野島3-14-37	
池田小児科医院	多摩区中野島3-15-15	
中野島小児科クリニック	多摩区中野島6-22-9	
中野島たきぐち耳鼻咽喉科	多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルレジA101
中野島糖尿病クリニック	多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルレジA 2F
中野島整形外科	多摩区中野島6-26-2	F&Fハイム1F
中村医院	多摩区登戸新町358-1	
やまもとクリニック	多摩区登戸新町404	
木下医院	多摩区登戸新町98	
鈴木内科医院	多摩区登戸新町188	
多摩ファミリークリニック	多摩区登戸新町337	エニビル1F

医療機関名	住所1	住所2
登戸内科・脳神経クリニック	多摩区登戸新町434	
武田病院	多摩区登戸3193	
豊田クリニック	多摩区登戸3200	
公文内科クリニック	多摩区登戸1792-2	1階
桜クリニック	多摩区登戸3292	グランジャリ1F
岡野内科医院	多摩区登戸1737	
向ヶ丘久保田内科	多摩区登戸2708-1	
しんたに耳鼻咽喉科クリニック	多摩区登戸3356-1-2F	
大串整形外科	多摩区登戸1801-1	瑞穂第一ビル2F
あさい内科医院	多摩区登戸538	
たま耳鼻咽喉科	多摩区登戸1842	M's core 1F
こう内科クリニック	多摩区登戸2766-5	SKビル101
登戸きむら皮フ科クリニック	多摩区登戸3356-1	ルークス1F-A
多摩脳神経外科	多摩区登戸1654	エス・オービル
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	多摩区登戸2662-1	ブライズ向ヶ丘遊園3F
登戸プライマリケアクリニック	多摩区登戸1856-10	松鷹ビル101
登戸診療所	多摩区登戸3398-1	大樹生命登戸ビル2階
むこうがおかクリニック	多摩区登戸1854	伊藤ビル地下1階
すばる診療所	多摩区登戸598-2	
たまふれあいクリニック	多摩区登戸1763	ライオン向ヶ丘2階
登戸ハナミズキ内科	多摩区登戸2428	登戸ゲートビルディング4F
藤井整形外科	多摩区登戸2566-1	グランソレイユ2F
向ヶ丘遊園整形外科リウマチ科	多摩区登戸2052	ヨシワブビル3階
ささき腎泌尿器クリニック	多摩区登戸2566-1	GranSoleil301
すずき内科クリニック	多摩区登戸2130-2	アラスター向ヶ丘遊園208
登戸クリニック	多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸101, 201号室
たけやま呼吸器・内科クリニック	多摩区登戸2427-5	メディカルプレイスカ3F
登戸なかに消化器・糖尿病内科	多摩区登戸2565-1	イルマ2階
あかりクリニック	多摩区登戸2066-1 101	
井上医院	多摩区宿河原4-25-2	
石原内科医院	多摩区宿河原3-10-3	セルオIT01F
本橋内科クリニック	多摩区宿河原3-1-6	
かじもと整形外科	多摩区宿河原4-28-8	
渡辺耳鼻咽喉科	多摩区宿河原4-25-2 101	
コクボ診療所	多摩区宿河原6-33-9-1F	
久保田診療所	多摩区宿河原4-21-23	
高橋クリニック	多摩区堰3-5-14	
かえでファミリークリニック	多摩区長尾5-2-2	グランドソレイユ101
西根医院	多摩区枳形1-8-38	
介護老人保健施設 遊花園	多摩区枳形6-4-25	
在宅療養支援クリニック かえでの風 たま・かわさき	多摩区三田1-8-9	グレイズビル106
介護老人保健施設 三田あすみの丘	多摩区三田1-14-2	
黒須内科クリニック	多摩区長沢4-2-9-207	
土屋医院	多摩区南生田1-12-2	
大森医院	多摩区南生田7-20-21	
須田メディカルクリニック	多摩区南生田4-20-2	
よつば診療所	多摩区南生田5-24-9	生田テラスハウス
南生田クリニック	多摩区南生田4-11-8	
五十嵐レディースクリニック	多摩区南生田4-6-6	南生田医療ビル1F
生田病院	多摩区西生田5-24-1	
山崎クリニック	多摩区西生田3-26-7	

医療機関名	住所1	住所2
原田内科クリニック	多摩区西生田4-16-24	
水上内科医院	多摩区西生田3-9-26	ミルビ°2F
岸内科胃腸科医院	多摩区西生田2-2-5	
高山整形外科	多摩区西生田3-9-30	ヤマダビ°2F
読売ランド前すわかクリニック	多摩区西生田1-8-1-102	
中込内科クリニック	多摩区生田7-2-13	
中村クリニック	多摩区生田6-6-5	カービ°1F
宮部耳鼻咽喉科医院	多摩区生田7-2-7	
石田整形外科	多摩区栗谷3-1-6	
渡辺小児科医院	多摩区栗谷3-1-1-207	
川崎市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	
重症児・者福祉医療施設 ソレイユ川崎	麻生区細山1203	
百合が丘すみれクリニック	麻生区細山2-8-7-1F	
光中央診療所	麻生区万福寺1-8-7	パ°ストル新百合丘1-103
新ゆりクリニック	麻生区万福寺1-8-7	パ°ストル新百合丘101
あさおクリニック	麻生区万福寺1-8-10	第一優ビル
さくらクリニック	麻生区万福寺3-2-1	
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	麻生区万福寺6-7-2	メ°イカルビ°2階
くぼ皮膚科クリニック	麻生区万福寺6-7-2	メ°イカルビ°2F
だいたうたじま眼科	麻生区万福寺1-2-2	新百合21ビ°B1F
池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	麻生区万福寺1-1-2	シイモール4階405区画
セントラル整形外科	麻生区万福寺1-1-2	シイモール4F403
新百合山手福本内科	麻生区万福寺6-7-2	メ°イカルビ°206
しんゆり耳鼻咽喉科	麻生区万福寺1-1-2	シイモール4F
嶋崎内科医院	麻生区千代ヶ丘8-1-1	
リスホームケアクリニック	麻生区千代ヶ丘5-7-1	ヴェルシヤンプル204
百合ヶ丘駅前クリニック	麻生区百合丘1-2-1	
光永医院	麻生区百合丘1-2-2	
吉松クリニック	麻生区百合丘1-16-2-301	
百合丘外科産婦人科	麻生区百合丘1-14-6	
いしだクリニック	麻生区百合丘2-7-1	
百合丘水野クリニック	麻生区百合丘1-16-22	
耳鼻咽喉科よしだクリニック	麻生区百合丘1-2-1-201	
ふるたクリニック	麻生区百合丘1-19-2	司生堂ビ°1階
ひろわたり眼科	麻生区百合丘1-5-1	ポ°スル百合丘1F
林整形外科	麻生区百合丘1-5-19	
みねき内科クリニック	麻生区東百合丘2-29-10	
たま日吉台病院	麻生区王禅寺1105	
川崎みどりの病院	麻生区王禅寺1142	
介護老人保健施設虹が丘リハビリケアセンター	麻生区王禅寺963-11	
玉川内科クリニック	麻生区白山4-1-1	
あさお・百合クリニック	麻生区虹ヶ丘1-10-1	
虹ヶ丘クリニック	麻生区虹ヶ丘3-2-1 1階	
ごみぶちクリニック	麻生区王禅寺西5-1-30	1階B
新ゆり内科	麻生区王禅寺西4-3-8	
王禅寺公園クリニック	麻生区王禅寺西3-27-7	
米田胃腸科外科医院	麻生区王禅寺西1-24-1	
葛西皮膚科医院	麻生区王禅寺東4-13-5	
藤木内科医院	麻生区王禅寺東1-9-3	
岡崎医院	麻生区王禅寺東2-13-1	
ミオ医院	麻生区王禅寺東5-1-5	

医療機関名	住所1	住所2
かねこ眼科クリニック	麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺 ^テ イカル3F
王禅寺整形外科	麻生区王禅寺東3-26-6	
堀野メディカルクリニック	麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺 ^テ イカル1F
小林内科医院	麻生区上麻生1-9-10	
かじもと耳鼻咽喉科	麻生区上麻生1-9-10	
上麻生内科	麻生区上麻生2-11-21	
新ゆり整形外科	麻生区上麻生1-3-5	
麻生総合病院	麻生区上麻生6-25-1	
あさお診療所	麻生区上麻生2-1-10	
新ゆり武内クリニック	麻生区上麻生1-3-5 5階	
みぞぶちクリニック	麻生区上麻生6-9-2	ビ ^テ ア ^テ イト ^テ 晃和1F
麻生リハビリ総合病院	麻生区上麻生6-23-50	
柿生内科クリニック	麻生区上麻生5-38-10	
ともクリニック	麻生区上麻生5-6-8	
渡辺内科消化器科医院	麻生区上麻生4-34-5	
新百合ヶ丘ステーションクリニック	麻生区上麻生1-20-1	小田急 ^コ ル ^テ 新百合ヶ丘5F
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	麻生区上麻生5-40-1	
内田毅クリニック	麻生区上麻生4-15-1	山口台 ^ビ ル4F
しんゆり皮膚科クリニック	麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘 ^ビ ル4F
渡辺クリニック	麻生区上麻生7-22-11	
新ゆり眼科	麻生区上麻生1-3-4	WAKA ^ビ ル5F
柿生すずき内科循環器内科	麻生区上麻生5-23-6	
新百合ヶ丘石田クリニック	麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘 ^ビ ル4F
かきお北口皮ふ科クリニック	麻生区上麻生5-40-4	
柿生記念病院	麻生区上麻生6-28-20	
かきお駅前さいとうクリニック	麻生区上麻生6-39-35-1階	
おおたクリニック	麻生区上麻生6-31-1	ト ^ビ ウ ^ル イ ^ナ リヤ ^マ 1F
かとう整形外科	麻生区上麻生5-39-15	ハ ^ル グ ^ラ ン ^柿 生1階
にもり内科クリニック	麻生区上麻生6-29-36	
もちづき泌尿器科クリニック	麻生区上麻生5-40-1	鈴木 ^ビ ル2階
クロキ形成外科クリニック	麻生区上麻生1-9-10	
しんゆり脳神経外科クリニック	麻生区上麻生4-35-5	
新百合ヶ丘介護老人保健施設つくしの里	麻生区上麻生3-14-20	
かきお整形外科	麻生区下麻生3-21-5	麻生 ^テ イカルセンター2F
キウイファミリークリニック	麻生区下麻生3-23-28	
川崎田園都市病院	麻生区片平1782	
すこやか子どもクリニック	麻生区白鳥3-5-2	ガ ^ー デ ^ン ビル ^ス 白鳥1階
井上医院	麻生区白鳥3-6-12	
栗平おさだ皮フ科	麻生区白鳥3-5-1	シャ ^ン テ102
平井内科クリニック	麻生区五力田2-2-1-103	
きむら内科クリニック	麻生区五力田2-14-6	
新百合ヶ丘龍クリニック	麻生区古沢7	
新百合ヶ丘総合病院	麻生区古沢都古255	
池内クリニック	麻生区栗平2-1-6	小田急 ^マ ル ^シ ェ栗平1F
特別養護老人ホームあさおの丘医務室	麻生区栗木台1-12-1	
栗木台かわぐちクリニック	麻生区栗木台1-2-3	
介護老人保健施設 アクアピア新百合	麻生区黒川318	
はるひ野内科クリニック	麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野 ^テ イカル ^イ レ ^ッ ン ^ア 棟-1F
はるひ野整形外科	麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野 ^テ イカル ^イ レ ^ッ ン ^ビ 棟-1F
世田谷記念病院	東京都世田谷区野毛2-30-10	
鶴川記念病院	東京都町田市三輪町1059番地1	

医療機関名	住所1	住所2
天本病院	東京都多摩市中沢2-5-1	
介護老人保健施設 ナーシングプラザ港北	神奈川県横浜市港北区新吉田町3170番地	
横浜総合病院	神奈川県横浜市青葉区鉄町2201-5	
森山病院	神奈川県横浜市鶴見区潮田町3-145-4	
横浜鶴見リハビリテーション病院	神奈川県横浜市鶴見区下野谷町4-145-1	
鶴見西口病院	神奈川県横浜市鶴見区鶴見1-12-31	
介護老人保健施設 ハートケア湘南・芦名	神奈川県横須賀市芦名1丁目16番12号	
イムス横浜東戸塚総合リハビリテーション病院	神奈川県横浜市戸塚区川上町690-2	

川崎市告示第516号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙省略

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第517号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、令和4年川崎市告示第330号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年10月11日

川崎市長 福田紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

王禅寺団地自治会

(2) 事務所の所在地

川崎市麻生区王禅寺東3丁目51番12号

(3) 代表者の氏名

長谷川 佐知子

(4) 代表者の住所

川崎市麻生区王禅寺東3丁目39番32号

2 変更事項及びその内容

(1) 代表者の氏名及び住所

「吉田 康代」を「長谷川 佐知子」に改める。

「川崎市麻生区王禅寺東3丁目41番9号」を「川崎市麻生区王禅寺東3丁目39番32号」に改める。

川崎市告示第518号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年10月13日から令和5年10月27日まで一般の縦覧に供します。

令和5年10月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	上麻生連光寺	川崎市麻生区栗木台2丁目805番7	16.00	2.89	
		川崎市麻生区栗木台2丁目845番13			

新	上麻生 連光寺	川崎市麻生区栗木 台2丁目3番10	16.50	2.89	
		川崎市麻生区栗木 台2丁目3番10			

新	麻生 第6号線	川崎市麻生区王禪 寺766番7先	16.00 ～ 32.02	55.40	
		川崎市麻生区王禪 寺781番1先			

川崎市告示第519号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年10月13日から令和5年10月27日まで一般の縦覧に供します。

令和5年10月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	子母口 第95号線	川崎市高津区子母口819番23	9.00	79.40	
		川崎市高津区子母口826番29			
新	子母口 第95号線	川崎市高津区子母口819番23	9.00	67.36	
		川崎市高津区子母口826番29			
旧	子母口 第96号線	川崎市高津区子母口780番15	9.00	103.60	
		川崎市高津区子母口794番3			
新	子母口 第96号線	川崎市高津区子母口780番15	9.00	91.29	
		川崎市高津区子母口794番3			

川崎市告示第520号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年10月13日から令和5年10月27日まで一般の縦覧に供します。

令和5年10月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	麻生 第6号線	川崎市麻生区王禪寺766番7先	9.50	55.40	
		川崎市麻生区王禪寺781番1先	11.50		

税 告 示

川崎市税告示第8号

令和5年5月30日川崎市税告示第4号を次のとおり訂正します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

(訂正前)

- 1 令和5年1月1日以後に支出する分から適用しますので、
- 2

NPO法人キッズアートプロジェクト (川崎市川崎区中島三丁目13番4号)	左に掲げる者の主たる目的である業務に関連する寄附金
---	---------------------------

(訂正後)

- 1 令和5年4月24日以後に支出する分から適用しますので、
- 2

NPO法人キッズアートプロジェクト (川崎市川崎区中島三丁目13番4号)	左に掲げる者の主たる目的である業務に関連する寄附金	令和5年4月24日から令和10年4月23日まで
---	---------------------------	-------------------------

公 告

川崎市公告第1239号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月2日

川崎市長 福田紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務件名
東京電力パワーグリッド地上機器へのデザイン描画業務委託
 - (2) 履行場所
市民文化局市民文化振興室指定場所(市内)
 - (3) 履行期間
契約日から令和6年3月31日まで
 - (4) 業務概要
市が別途契約している東電タウンプランニング株式会社から市民文化振興室の指定場所に搬入された

広告板に、市民参加型のワークショップなどを行いながらデザイン描画を行うとともに、メイキング映像を作成する。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者。
- (4) 過去5年間で国、地方公共団体において、本業務委託と同等レベルの契約実績が1件以上あること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加申込書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや実績一覧表等)及び予定しているアーティストディレクター及びアーティストの氏名、実績を証明する書類(写し可)を提出してください。なお、川崎市在住のアーティストについては、住所を証明する書類(写し可)も併せて提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2
川崎フロンティアビル9階
川崎市市民文化局市民文化振興室
若者文化推進担当
電 話 044-200-1722(直通)
F A X 044-200-3599
E-mail 25bunka@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年10月2日(月)から令和5年10月10日(火)までの9時から12時まで及び13時から17時までとします(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)。

(3) 提出方法：持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加申込書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.city.kawasaki.jp/250/>

page/0000154539.html

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和5年10月11日(水)9時から17時まで(ただし、12時から13時までを除く)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 問合せ先

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和5年10月11日(水)から令和5年10月13日(金)までの9時から12時まで及び13時から17時までとします(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア E-mail 25bunka@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3599

ウ 電子メールによる提出の場合は、件名を【質問】東京電力パワーグリッド地上機器へのデザイン描画業務委託」としてください。

(5) 回答方法

令和5年10月17日(火)17時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。ただし、この入札の参加資格を満たしていない者へは回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年10月24日(火)14時

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル9階

川崎市市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法：持参

(4) 入札保証金：免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券（振替債を除く）の提供、事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

なお、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金：無

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

川崎市公告第1240号

川崎都市計画道路（1・2・1号高速湾岸線）の変更を予定しています。都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項に基づく、川崎市都市計画公聴会規則（平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。）の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第2条の規定により、公述の申出がないときは、公聴会を開催しません。

令和5年10月2日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の内容

(1) 都市計画の種類及び名称

ア 川崎都市計画道路（1・2・1号高速湾岸線）の変更

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 川崎都市計画道路（1・2・1号高速湾岸線）の変更

(ア) 追加する部分

なし

(イ) 削除する部分

なし

(ウ) 変更する部分

川崎市川崎区浮島町、東扇島及び扇島地内

2 公聴会の開催の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年11月11日(土)午前10時から

(2) 場 所 川崎市役所本庁舎1階101・102会議室
(川崎市川崎区宮本町1番地)

3 公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。

(1) 提出期間 令和5年10月17日(火)から10月31日(火)まで

(2) 提出先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎市川崎区宮本町1番地)

4 都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとおり開催します。また、説明会后、都市計画素案の縦覧を行います。

(1) 説明会

ア 日 時 令和5年10月16日(月)午後7時から午後8時30分まで

イ 場 所 川崎市役所本庁舎2階ホール（川崎市川崎区宮本町1番地）

(2) 縦 覧

ア 日 時 令和5年10月17日(火)から10月31日(火)まで
 イ 場 所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課
 (川崎市川崎区宮本町6番地 明治安
 田生命川崎ビル5階)
 川崎区役所3階市政資料コーナー(川
 崎区東田町8番地)
 川崎区役所 大師支所(川崎市川崎区
 東門前2-1-1)
 川崎区役所 田島支所(川崎区鋼管通
 2-3-7)
 川崎市立川崎図書館(川崎区駅前本町
 12-1 かわさき駅前タワー・リバー
 ク4階)
 川崎市立川崎図書館 大師分館(川崎
 区大師駅前1-1-5 川崎大師パー
 クホームズ2階 プラザ大師)
 川崎市立川崎図書館 田島分館(川崎
 区追分町16-1 カルナーザ川崎4階
 プラザ田島)
 ※都市計画課、川崎区役所、大師支所、
 田島支所は、閉庁日(土・日曜日・
 祝日)を除く平日の午前8時30分か
 ら午後5時まで。
 ※川崎図書館は、平日の午前9時30分
 から午後7時まで及び土・日曜日・
 祝日の午前9時30分から午後5時ま
 で。川崎図書館大師分館、田島分館
 は、平日の午前10時から午後6時ま
 で及び土・日曜日・祝日の午前10時か

ら午後5時まで。なお、休館日があ
 りますので御注意ください。

川崎市公告第1241号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の
 規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公
 告します。

令和5年10月2日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
 川崎市麻生区王禅寺西四丁目2412番58

ほか5筆

1,113平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
 三井ホーム株式会社 代表取締役 池田 明

- 3 予定建築物の用途
 一戸建ての住宅

計画戸数：6戸6棟

- 4 開発許可年月日及び許可番号

令和5年4月21日

川崎市指令 ま宅審(イ)第4号

令和5年9月26日

川崎市指令 ま宅審(イ)第201号(変更)

川崎市公告第1242号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月4日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	渋川護岸天端補強(管理用通路舗装)工事
	履行場所	川崎市中原区今井南町16番地先
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システム による申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている こと。 (7) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。	

参加資格	(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年10月19日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	令和5年度 早野聖地公園新形式墓所補修工事
	履行場所	川崎市麻生区早野地内
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年10月19日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	溝口跨線人道橋補修工事
------------	----	-------------

競争入札に 付する事項	履行場所	川崎市高津区溝口2丁目2番地先
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年10月19日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	中原区内自転車通行環境整備工事
	履行場所	川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履行期間	契約の日から令和6年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「路面表示等」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	(9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。 ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年10月19日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	労働会館改修電気設備工事
	履行場所	川崎市川崎区富士見2丁目5番2号
	履行期間	契約の日から令和7年12月22日まで
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体(以下、「特定JV」という。)でなければなりません。</p> <p>ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>ウ 次の(ア)から(ウ)のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(ア) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>(イ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>(ウ) 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記(ア)以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>エ 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>オ 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ク 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 特定JVの代表者に必要な条件</p> <p>ア 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	

参加資格	(3) 特定JVの構成員2に必要な条件 ア 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 イ 主任技術者(業種「電気」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年11月13日 17時00分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細(総合評価特別簡易型)」及び「入札契約に関する共通事項(総合評価落札方式用)」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年10月頃)を要します。 (4) 本工事は、川崎市契約条例第5条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会(令和6年3月頃)で議決を得たときに契約を締結します。 (5) 本工事は、落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 (6) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	労働会館改修空気調和設備その他工事
	履行場所	川崎市川崎区富士見2丁目5番2号
	履行期間	契約の日から令和7年12月22日まで
参加資格	<p>本工事の入札は、混合入札により執行します。</p> <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)、3者(以下それぞれ「代表者」、「構成員2」及び「構成員3」という。)により結成されている共同企業体(以下、「特定JV」という。)又は単体企業でなければなりません。</p> <p>ただし、特定JVの出資割合は、2者による特定JVの場合には全ての構成員を20%以上、3者による特定JVの場合には全ての構成員を15%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 特定JVの資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <p>(ア) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(ウ) 次のaからcのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>a 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>b 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>c 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p>	

<p>参 加 資 格</p>	<p>※ 上記 a 以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(エ) 令和 5・6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(オ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(カ) 本工事の他の特定 J V の構成員になっていないこと。</p> <p>イ 特定 J V の代表者に必要な条件</p> <p>(ア) 管事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(イ) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>ウ 特定 J V の構成員 2 及び構成員 3 に必要な条件</p> <p>(ア) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(イ) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>(2) 単体企業の資格条件</p> <p>上記(1)ア「全ての構成員に必要な条件」及び上記(1)イ「特定 J V の代表者に必要な条件」を全て満たしていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、(1)イ（ア）については一般建設業の許可でも可とし、(1)イ（イ）については主任技術者でも可とします。</p>
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100</p>
<p>入札日時等</p>	<p>令和 5 年11月13日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>
<p>入札の無効</p>	<p>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和 5 年10月頃）を要します。</p> <p>(4) 本工事は、川崎市契約条例第 5 条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会（令和 6 年 3 月頃）で議決を得たときに契約を締結します。</p> <p>(5) 本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第 8 条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>(6) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	中原生活環境事業所2階冷暖房設備補修工事
	履行場所	川崎市中原区中丸子155-1
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年10月27日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	宮崎中学校プールろ過設備改修工事
	履行場所	川崎市宮前区宮崎107番地
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年11月1日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件名	中央支援学校プールろ過設備改修工事
	履行場所	川崎市高津区久本3丁目7番1号
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年11月1日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	東小倉小学校プールろ過設備改修工事
	履行場所	川崎市幸区東小倉1番1号
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p> <p>(10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年11月1日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件11)

競争入札に 付する事項	件 名	金程中学校プールろ過設備改修工事
	履行場所	川崎市麻生区金程3丁目16番1号
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p>	

参加資格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 (11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年11月1日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に付する事項	件名	小田こども文化センター・老人いこいの家外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市川崎区小田2丁目16番9号
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年10月27日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件13)

競争入札に付する事項	件名	聴覚障害者情報文化センター情報表示設備改修工事
	履行場所	川崎市中原区井田三舞町14番16号
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気通信工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気通信」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年11月1日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1243号

災害危険区域の指定

川崎市建築基準条例(昭和35年川崎市条例第20号)第3条の規定に基づく災害危険区域の指定を次のとおり指定します。

なお、関係図書は川崎市まちづくり局指導部建築管理課に備えて縦覧に供します。

令和5年10月4日

川崎市長 福田 紀彦

番号	指定年月日	指定区域名称	適用
141	令和5年10月4日	久末E地区災害危険区域(拡大)	高津区久末字寺谷386番140ほか 別図省略

川崎市公告第1244号

次の物件は、港湾施設の使用及び管理の妨げとなっているので、当該物件の所有者又は使用者は、令和5年10月18日までに当該物件を撤去するように、川崎市港湾施

設条例(昭和22年条例第33号)第9条に基づき命じます。

その日までに撤去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が撤去します。

令和5年10月4日

川崎市長 福田 紀彦

種類	登録番号・車体番号	場所
普通自動車 トヨタ ヴォクシー 黒	川崎531 な 401 AZR60-0373900	川崎市川崎区千鳥町 9-4

川崎市公告第1245号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年10月4日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区梶ヶ谷五丁目10番6

845平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市神奈川区鶴屋町3-33-8
アサヒビルディング11F
株式会社ひかり建設 代表取締役 伊藤 慶太
川崎市宮前区宮崎6-8-25 宮前平ステップス201
株式会社ハレ・クラス 代表取締役 三宮 英幹

3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

計画戸数：6戸

4 開発許可年月日及び許可番号
令和5年1月27日
川崎市指令 ま宅審(イ)第89号

川崎市公告第1246号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年10月5日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区水沢3丁目2834番30
ほか1筆
1,044平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市青葉区藤が丘2丁目29番地10
株式会社 成建アオバ 代表取締役 榎本 寛

3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

計画戸数：4戸

4 開発許可年月日及び許可番号
令和5年2月15日
川崎市指令 ま宅審(イ)第96号
令和5年8月8日
川崎市指令 ま宅審(イ)第187号(変更)

川崎市公告第1247号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月6日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件名	かもめ定期修理
	履行場所	請負者工場
	履行期限	令和5年12月27日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「船舶・航空機」種目「船舶」に登載されていること。 (4) 平成25年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 令和5年11月に本庁舎に移転しますので、移転前と移転後で次のとおり変更になります。 ア 令和5年11月5日(日)まで 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル13階 イ 令和5年11月6日(月)以降 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階	
入札日時等	令和5年11月7日11時00分 (川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階)	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1248号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月6日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名	令和5年度消防艇うみかぜ上架整備
	履行場所	請負者工場ほか
	履行期限	令和6年3月29日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「船舶・航空機」種目「船舶」に登録されていること。 (4) 平成25年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 令和5年11月に本庁舎に移転しますので、移転前と移転後で次のとおり変更になります。 ア 令和5年11月5日(日)まで 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル13階 イ 令和5年11月6日(月)以降 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階	
入札日時等	令和5年11月7日11時00分（川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1249号

(仮称)京急川崎駅西口地区第一種市街地
再開発事業に係る条例環境影響評価書につ
いて

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条
例第48号）第26条の規定に基づく条例環境影響評価書の
提出がありましたので、同条例第27条の規定に基づき、
その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則
（平成12年川崎市規則第106号）第32条で定める事項に
ついて次のとおり公告します。

令和5年10月6日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価書について

1 指定開発行為者

名 称：京急川崎駅西口地区市街地再開発準備組合
代表者：理事長 川俣 幸宏
住 所：横浜市西区高島1丁目2番8号

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称)京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発
事業

(2) 種類

高層建築物の新設（第1種行為）

大規模建築物の新設（第2種行為）

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第
3種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区駅前本町21番地ほか

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

業務、商業を主な用途とする建築物の建設及び新
設道路等の整備

(2) 内容

開発区域面積：約13,460㎡

市街地再開発事業施行予定区域：約12,320㎡

その他区域：約1,140㎡

建築物の高さA-1街区：約119m、A-2街
区：約46m

延べ面積：約85,170㎡

A-1街区：約83,000㎡、A-2街区：約
2,170㎡

5 指定開発行為の施行期間

令和7年度～令和11年度（予定）

6 条例環境影響評価書の要旨

はじめに

第1章 指定開発行為の概要

第2章 条例方法書に対する市民意見等、審査結果及び指定開発行為者の見解

第3章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第4章 環境影響評価項目の選定等

第5章 環境影響評価

第6章 環境保全のための措置

第7章 環境配慮項目に関する措置

第8章 環境影響の総合的な評価

第9章 事後調査計画

第10章 関係地域の範囲

第11章 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

第12章 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

第13章 その他
修正箇所一覧
資料編

7 条例環境影響評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

- (1) 期間
令和5年10月6日(金)から令和5年11月6日(月)まで
土曜、日曜及び祝日は除く。ただし、幸区役所では、第2・4土曜日の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。
- (2) 場所
川崎市：川崎市役所、幸区役所、環境局環境評価課（市役所第3庁舎15階）
横浜市：横浜市環境創造局環境影響評価課、鶴見区役所
- (3) 時間
川崎市：午前8時30分から午後5時まで（環境局環境評価課は午後5時15分まで）
横浜市：午前8時45分から午後5時まで（環境創造局環境影響評価課は午後5時15分まで）

川崎市公告第1250号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月6日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和5年度川崎市空中写真測量委託
	履行場所	川崎市全域
	履行期間	令和6年3月15日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「航空測量」で登録されている者。 (4) 平成30年度から令和4年度において、事業者として、国土交通省公共測量作業規程（作業規程の準則）に基づき、エリアセンサー型デジタル航空カメラを用いて撮影された画像データをもとに、写真地図を作成した実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和5年11月7日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	大師橋（下り線）耐震補強設計委託
	履行場所	川崎市川崎区大師河原1丁目3番地先
	履行期間	令和6年3月29日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。 ア 委託業務現場代理人は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を有する者。 イ 照査技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（鋼構造及びコンクリート部門）のいずれかの資格を有する者。 ウ 担当技術者は、技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）又はRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門）の資格を有する者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和5年11月14日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	令和5年度 JR東日本南武線連続立体交差事業 建物調査等委託その1
	履 行 場 所	川崎市中原区中丸子地内
	履 行 期 間	90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和5年11月7日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1251号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月6日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和5年度 狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書等作成及び封入封緘業務委託

(2) 履行場所

川崎市健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当指定場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月21日まで

(4) 委託概要

狂犬病予防法第5条に基づき、犬の所有者は狂犬病予防注射を毎年一度接種することが義務付けられ

ており、その年度の注射接種について通知するためのリーフレットや申請書兼報告書の作成及び封入封緘の委託業務

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登録されていること。
- (4) 過去2年間に本市又はその他官公庁で、種類及び規模をほぼ同じくする契約に係る履行実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争参加の申込をしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所及び問合せ先
〒212-0013
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館8階
健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当
担当 兵頭・金子
電話 044-200-2447
FAX 044-200-3927
E-mail 40seiei@city.kawasaki.jp
- (2) 配付・提出期間
令和5年10月6日(金)から令和5年10月13日(金)まで
午前9時から正午及び午後1時から午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

- (3) 提出物
ア 一般競争入札参加申込書
イ 契約実績（過去2年間に本市又はその他官公庁で、種類及び規模をほぼ同じくする契約に係る履行実績があること）が確認できる契約書等の写し
- (4) 提出方法
持参とします。

4 印刷物サンプル等の閲覧等

狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書、定期集合注射案内リーフレット及び窓あき封筒サンプル（令和4年度使用）の閲覧を希望する者は、次の期間で閲覧が可能です。また、希望がある場合は、配布も可能です。

- (1) 閲覧場所及び問合せ先
3(1)と同じ

(2) 閲覧期間

3(2)と同じ

5 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ掲載した際に電子メールのアドレスを掲載している場合は、一般競争入札参加確認通知書を電子メールで送付します。

- (1) 交付場所及び問合せ先
3(1)と同じ
- (2) 交付日時
令和5年10月18日(水)までに通知書を交付又は電子メールで送付します。
- (3) 入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は、「3(1)配付・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3(2)配付・提出期間」の期間で縦覧に供する他、以下のとおり川崎市のホームページにて閲覧することができます。

【川崎市ホームページ 入札説明書掲載場所】

トップページ

>くらし・手続き

>医療・健康・衛生・動物

>動物

>事業者の皆様へ

>令和5年度 狂犬病予防注射済票交付申請書兼報告書等作成及び封入封緘業務委託 一般競争入札について

6 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。

- (1) 問合せ先
3(1)と同じ
- (2) 問合せ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入のうえ、指定する電子メールアドレス宛て送付してください。送付後、質問書を送付した旨を担当まで御連絡ください。
- (3) 受付期間
令和5年10月18日(水)から令和5年10月20日(金)午後5時まで
- (4) 回答方法
令和5年10月26日(水)までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。
- (5) 再質問

回答後の再質問は受け付けません。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定めるいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法

持参とします。入札(見積)書及び入札(見積)書内訳書をそれぞれ作成し、入札件名、商号又は名称を記載した封筒に入れて提出してください。

イ 入札日時

令和5年11月7日(火) 午前11時

ウ 入札場所

川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア東館3階 健康福祉局会議室

エ 入札金額

入札金額は「業務委託仕様書 別紙① 委託予定数量・各種レイアウト案」に記載された予定数量に委託内容1～5までの単価を乗じた金額の合計額となります。

プログラム代金等必要な経費は全て「業務委託仕様書 別紙① 委託予定数量・各種レイアウト案」に記載された委託内容1～5の業務の単価に含めて単価設定してください。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)イと同じ

(4) 開札の場所

8(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

否

(2) 契約書作成の要否

要

※契約は単価契約となります。

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 関連情報入手するための照会窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告第1252号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6年川崎市「二十歳を祝うつどい」警備業務等委託

(2) 履行場所

川崎市とどろきアリーナ及びその周辺

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年1月8日まで

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格者名簿の地域区分「市内」又は「準市内」及び業種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。

(4) 過去3年以内に本市、他官公庁又は民間において、本業務と同等以上の規模のイベントでの受託契約の実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎14階

(※令和5年10月23日(月)からは次の場所へ移転します。)

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎15階

こども未来局青少年支援室 担当 山本

電話：044-200-2669 (直通)

FAX：044-200-3931

メール：45sien@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加資格確認申請書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」のアドレス(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)を参照してください。)

(2) 配布・提出期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月20日(金)まで

午前9時～正午及び午後1時～5時(土・日曜日を除く)

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和5年10月24日(火) 午後5時まで

(2) 交付方法

川崎市業務委託有資格業者名簿に電子メールアドレスを登録している場合は電子メール、登録していない場合はFAXにて交付します。

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります)。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様・入札に関する問合せ先

(1) 問合せ場所

上記3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和5年10月24日(火)から令和5年10月31日(火)午後5時まで

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和5年11月2日(木)までに、参加全社宛てに電子メールにて送付します。

6 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。消費税等を含まない金額により入札することとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 入札を代理人に委任する場合は、入札書の他に委任状を提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年11月9日(木) 午前10時30分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎3階 304会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

す。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(5) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(2)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1253号

入 札 公 告

令和5年10月10日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

クリーンベンチ保守点検業務

(2) 履行場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター2階

川崎市健康安全研究所

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種名「その他業務」種目名「その他」に記載され

ていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5か年に、クリーンベンチ保守点検業務委託契約の実績があること。

3 一般競争入札参加申込み及び仕様書について

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加申込書を提出してください。

(1) 提出場所

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター2階

川崎市健康安全研究所

電 話 044-276-8250

F A X 044-288-2044

E-mail 40eiken@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和5年10月10日から10月24日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参に限ります。

(5) 競争入札参加申込書及び仕様書等の入手方法

提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書並びに仕様書は、川崎市ホームページからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、「3(2)提出期間」の期間に、「3(1)提出場所」で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付日時

令和5年10月25日 午後5時

ただし、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和5年10月26日までに電子メールで配信します。

(2) 交付場所

「3(1)提出場所」に同じ。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)提出場所」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和5年10月26日から11月2日までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、「5(4)質問受付方法」のいずれかの方法により送付してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXにより、以下の提出先に提出してください。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)提出場所」に電話にてご連絡ください。)

ア 電子メール

40eiken@city.kawasaki.jp

イ FAX

044-288-2044

(5) 回答方法

質問があった場合、令和5年11月6日に競争入札参加資格を有するとして競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に「2 競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

イ 入札は税抜きの総額で行います。入札者は見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

エ その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時

令和5年11月14日 午前11時

イ 入札・開札場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター2階

川崎市健康安全研究所

(3) 入札書の提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

なお、郵送の場合は、令和5年11月13日 午後5時までに(必着)、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に「1(1)入札件名」及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付後速やかに「3(1)提出場所」にこの旨を電話にて連絡してください。

提出先:「3(1)提出場所」に同じ。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のないものが行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金は、免除とします。

(2) 前払金の要否

前払金はありません。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、「3(1)提出場所」及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)提出場所」に同じです。

(3) 業務の詳細、競争入札参加申込書、質問書、入札説明書等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(4) 事情により入札を延期、又は、取りやめる場合があります。

川崎市公告第1254号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市新本庁舎等移転に伴う産業廃棄物収集運搬・処分業務(第1期・川崎御幸ビル)委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区砂子1丁目8-9 川崎御幸ビル

(3) 履行期限

契約締結日から令和5年12月28日まで

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物収集運搬業」及び「産業廃棄物処分業」の両方で登録されていること。

(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。

(6) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、産業廃棄物の収集運搬・処分業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。

(7) 産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証を取得していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配付及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布場所

【10月13日(金)まで】

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎4階

【10月16日(月)以降】

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎2階

総務企画局本庁舎等整備推進室

電話 044-200-1820

また、一般競争入札参加資格確認申請書等の入札関係書類は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧及びダウンロードをすることができます。

(2) 配付・提出期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月16日(月)まで

(土日祝日を除く。)

午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

(3) 提出場所・提出方法

提出場所は(1)の場所とします。

提出方法は持参又は郵送とします。なお、郵送により提出する場合は、速やかに上記所管部署に必ず電話してください。また、(2)の期間内に必着とします。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(6)及び(7)を証明する書類

4 入札説明書等の交付

入札説明書等は、3(1)記載のURLからダウンロードできます。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書等を交付します。

また、入札説明書等は3(1)の場所において令和5年10月10日(火)から令和5年10月16日(月)まで縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5年10月18日(水)午後5時まで一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで送付します。

6 仕様書等に関する問い合わせ

仕様書等の内容に関する質問は、持参、電子メール又はFAXにより受け付けます。

(1) 質問書の提出方法

ア 持参の場合の受付場所

3(1)と同じ

イ 電子メールの場合の提出先

17seibi@city.kawasaki.jp

ウ FAXの場合の提出先

044-200-3749

(2) 受付期間

令和5年10月10日(火)午前9時から令和5年10月19日(木)午後5時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除きます。)

(3) 質問回答

質問に対する回答については、入札参加者から質問が提出された場合のみ、令和5年10月20日(金)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へ電子メールで送付します。なお、電子メールの登録を行っていない場合は、FAXで送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次

のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び2(6)又は(7)の書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

入札書の提出日時 令和5年10月25日(水)午前10時00分

入札書の提出場所 川崎市役所本庁舎3階304会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)に同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(5) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合には、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者とします。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ

川崎市公告第1255号

公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和5年度認可外保育施設(居宅訪問型)事業者に対する集団指導に係る講習業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地その他川崎市の指定する場所

(3) 履行期間

契約日から令和6年3月31日まで

(4) 調達概要

川崎市における認可外保育施設(居宅訪問型)事業者に対する集団指導に係る講習の実施、また実施に係る事務を委託するもの。詳細は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の本件公表ページに掲載する「委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」で登録されていること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所担当部局

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎14階

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第2課

電話044-200-3128(直通)

メールアドレス：45hoiku_2@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月16日(月)まで

午前8時30分～午後5時

(3) 提出書類

入札参加申込書

(4) 提出方法

郵送または電子メール (45hoiku 2@city.kawasaki.jp)

郵送の場合は、書留郵便とし、令和5年10月16日(月)正午までに到着するように発送してください。

4 競争入札資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出したのものには、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切日後1週間以内に送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答について

質問書により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

所定の「質問書」の様式により電子メールで提出ください。

(1) 提出期限・提出方法

令和5年10月24日(火)正午までに保育第2課へ電子メール (45hoiku 2@city.kawasaki.jp) で送信すること。なお、送信した場合は送信した旨を保育第2課へ必ず電話で連絡すること。

(2) 回答

ア 令和5年10月25日(休)

イ 回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている委任先メールアドレスに送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められたものが、開札前に上記2の各号いずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札の方法

持参

(2) 入札書の提出日時・場所

提出日時 令和5年10月30日(月) 14時00分

提出場所 川崎市役所本庁舎 3階306会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 開札日時・場所 7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者としします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第1256号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 校舎改修に伴う建材成分分析調査業務委託(長沢小学校ほか3校)

(2) 履行場所 川崎市立長沢小学校(麻生区東百合丘2-24-7)ほか3校

(3) 履行期間 令和6年3月15日まで

(4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」に登録されている者。

(4) 本市を含む官公庁において、平成30年以降、石綿を含有する疑いのある建築物仕上げ塗材や成形板の部位選定業務、又は石綿含有に係る建材成分分析調査業務の履行実績があること。

(5) 「特定建築物石綿含有建材調査者」または「一般建築物石綿含有建材調査者」の有資格者が所属していること。

(6) 次の資格制度等により登録等をされた技術者が所属していること。

ア 石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき

厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号。）の分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者。

イ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者。

ウ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者。

エ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」。

オ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」。

カ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者。

※ 2(4)、(5)、(6)については10(2)を必ず御確認ください。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

一般競争入札参加申込書

※ 書類の提出に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため、無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加申込書は、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。なお、一般競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 配布・提出期間

令和5年10月10日(火)～令和5年10月17日(火)（ただし、閉庁日を除く）

午前9時～午後5時（ただし正午～午後1時を除く）

(4) 配布・提出場所

教育委員会事務局教育環境整備推進室
明治安田生命川崎ビル5階

電話：044-200-3279（再生整備第1：鈴木）

4 仕様書の閲覧

次により仕様書の閲覧ができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の、財政局の入札公表「入札公表」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。なお、ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。なお、仕様書に記載する別紙の図面等資料については、データ容量の都合上、入札参加申し込みを行った者、又は希望する者に対し別途データを提供します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和5年10月19日(木)～令和5年10月25日(水)（ただし、閉庁日を除く）

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和5年10月27日(金)までに回答します。

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレス宛てに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者には、FAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和5年10

月19日(木)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していないものにはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき

9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。なお、入札金額は税抜の総価で行います。

- (2) 入札・開札の日時 令和5年10月31日(火)
午前10時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1
本庁舎3階305会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参
- (5) 入札保証金 免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を総価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をしたうえ、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(2) 入札参加条件確認(申請)書等の提出

落札者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、落札者については「入札参加条件確認(申請)書」及び2に示した競争入札参加資格を有することが確認できる書類を入札実施日の翌日までに3(4)の場所に持参してください。

※ 「入札参加条件確認(申請)書」は「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」にある「入札参加手続関係」より取得してください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める

入札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 要(10%)

※ 契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、または記入期間若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

12 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所、又は川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第1257号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 校舎改修に伴う建材成分分析調査業務委託(有馬中学校ほか4校)
- (2) 履行場所 川崎市立有馬中学校(宮前区有馬7-7-1)ほか4校
- (3) 履行期間 令和6年3月15日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」に登録されている者。
- (4) 本市を含む官公庁において、平成30年以降、石綿を含有する疑いのある建築物仕上げ塗材や成形板の

部位選定業務、又は石綿含有に係る建材成分分析調査業務の履行実績があること。

(5) 「特定建築物石綿含有建材調査者」または「一般建築物石綿含有建材調査者」の有資格者が所属していること。

(6) 次の資格制度等により登録等をされた技術者が所属していること。

ア 石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省告示第277号。)の分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者。

イ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者。

ウ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者。

エ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」。

オ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」。

カ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者。

※ 2(4)、(5)、(6)については10(2)を必ず御確認ください。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

一般競争入札参加申込書

※ 書類の提出に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため、無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。なお、一般競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 配布・提出期間

令和5年10月10日(火)～令和5年10月17日(火) (ただ

し、閉庁日を除く)

午前9時～午後5時(ただし正午～午後1時を除く)

(4) 配布・提出場所

教育委員会事務局教育環境整備推進室

明治安田生命川崎ビル5階

電話：044-200-3279(再生整備第1：鈴木)

4 仕様書の閲覧

次により仕様書の閲覧ができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の、財政局の入札公表「入札公表」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。なお、ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。なお、仕様書に記載する別紙の図面等資料については、データ容量の都合上、入札参加申し込みを行った者、又は希望する者に対し別途データを提供します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和5年10月19日(木)～令和5年10月25日(水)(ただし、閉庁日を除く)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和5年10月27日(金)までに回答します。

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレス宛てに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者には、FAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和5年10月19日(木)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していないものにはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき

9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。なお、入札金額は税抜の総価で行います。

- (2) 入札・開札の日時 令和5年10月31日(火)
午前10時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1
本庁舎3階305会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参
- (5) 入札保証金 免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を総価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をしたうえ、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(2) 入札参加条件確認(申請)書等の提出

落札者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、落札者については「入札参加条件確認(申請)書」及び2に示した競争入札参加資格を有することが確認できる書類を入札実施日の翌日までに3(4)の場所に持参してください。

※ 「入札参加条件確認(申請)書」は「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」にある「入札参加手続関係」より取得してください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 要(10%)

※ 契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、または記入期間若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

12 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所、又は川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第1258号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 校舎及び体育館改修に伴う建材成分分析調査部位選定業務委託(苧宿小学校ほか16校)
- (2) 履行場所 川崎市立苧宿小学校(中原区苧宿25-1)ほか16校
- (3) 履行期間 令和6年2月16日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」で登録されている者。

(4) 本市を含む官公庁において、平成30年以降、石綿を含有する疑いのある建築物仕上げ塗材や成形板の部位選定業務、又は石綿含有に係る建材成分分析調査業務の履行実績があること。

(5) 「特定建築物石綿含有建材調査者」または「一般建築物石綿含有建材調査者」の有資格者が所属していること。

(6) 次の資格制度等により登録等をされた技術者が所属していること。

ア 石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省告示第277号。)の分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者。

イ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される認定分析技術者又は定性分析に係る合格者。

ウ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者。

エ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」。

オ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」。

カ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者。

※ 2(4)、(5)、(6)については10(2)を必ず御確認ください。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

※ 書類の提出に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加申込書は、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。なお、一般競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 配布・提出期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月17日(火)(ただし、閉庁日を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし正午～午後1時を除く)

(4) 配布・提出場所

教育委員会事務局教育環境整備推進室
明治安田生命ビル5階

電話：044-200-3319(再生整備第2：池田)

4 仕様書の閲覧

次により仕様書の閲覧ができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の、財政局の入札公表「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。なお、ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和5年10月19日(木)から令和5年10月25日(木)(ただし、閉庁日を除く)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和5年10月27日(金)までに回答します。

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、

全ての質問及び回答を令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレス宛てに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者には、FAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受け付けません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和5年10月19日(金)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していないものにはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき

9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。なお、入札金額は税抜の総価で行います。

- (2) 入札・開札の日時 令和5年10月31日(火)
午後2時00分
- (3) 入札・開札の場所 本庁舎3階305会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参
- (5) 入札保証金 免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を総価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をしたうえで、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(2) 入札参加条件確認(申請)書等の提出

落札者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必

要となります。開札後、落札者については「入札参加条件確認(申請)書」及び2に示した競争入札参加資格を有することが確認できる書類を入札実施日の翌日までに3(4)の場所に持参してください。

※ 「入札参加条件確認(申請)書」は「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」にある「入札参加手続関係」より取得してください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 要(10%)

※ 契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、または記入期間若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

12 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所、又は川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第1259号

入札公告

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

令和5年度保育所・わくわくプラザ事業等利用者向けアンケート調査業務委託

(2) 履行場所

受注者作業場所ほか

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市「令和5・6年度 川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種名「調査・測定」・種目名「市場調査」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 平成30年4月1日以降に、本市又は他官公庁において類似業務を受託した実績を有すること。

3 一般競争入札参加申込み及び仕様書について

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所
第3庁舎14階

こども未来局保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当

電 話 044-200-3414

E-mail 45suisin@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和5年10月10日から令和5年10月20日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、正午から午後1時までを除きます。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。ただし、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後5時必着とし、簡易書留等、配達記録が確認できる手段を使用してください。

(5) 一般競争入札参加申込書及び仕様書等の入手方法

一般競争入札参加申込書及び入札説明書並びに仕様書等は、川崎市のホームページからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>))の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。ダウンロードができない場合には、「3(2)提出期間」の期間に、「3(1)提出場所」で配布します。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有

資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書は自動的に電子メールで配信されます。

(1) 交付場所及び問合せ先

「3(1)提出場所」に同じ。

(2) 交付日時

令和5年10月23日(月)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

5 仕様に関する問い合わせ

仕様又は入札説明書に関する問合せ 仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

(1) 問合せ先

「3(1)提出場所」に同じ。

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送信してください。

(3) 受付期間

令和5年10月23日(月)午前8時30分から令和5年10月25日(水)午後5時まで

(4) 回答方法

令和5年10月27日(金)までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送信します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に「2 一般競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して下記の入札日時に持参してください。

イ 代理人が持参する場合は、入札開始前に委任状を提出してください。

ウ 入札は税抜きの総額で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時

令和5年11月2日 午後2時00分

イ 入札・開札場所

川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎
1階 102会議室

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません

(2) 前払金の要否

前払金はありません。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、「3(1)提出場所」及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)提出場所」に同じです。

(5) 業務の詳細、競争入札参加申込書、質問書、入札説明書等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1260号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 浮島処理センター資源化処理施設脱臭装置吸着剤交換整備業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1

(3) 履行期間 契約日から令和5年12月28日(木)まで
(4) 業務概要 本業務は、浮島処理センター資源化処理施設に設置されている脱臭装置の機能を正常に維持するために必要な吸着剤の交換業務等を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」で登録されていること。

(4) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、脱臭装置吸着剤交換整備業務に関する業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。

(5) 業務に必要なフォークリフト運転技能講習修了者資格を有している人員を配置できること。

(6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)、(5)、(6)が確認できる書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4 第3庁舎16階
環境局処理計画課 眞鍋
電話 044-200-2588(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月17日(火)9時から17時まで

(土曜日、日曜日及び12時から13時までの間は除く。)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 上記2(5)の資格証の写し

ウ 上記2(6)の再委託確認書（一部再委託を申請する場合）

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和5年10月23日(月)までに交付します。

なお、交付については、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和5年10月23日(月)9時から17時まで（12時から13時までの間は除く。）

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和5年10月23日(月)9時から令和5年10月27日(金)17時まで

- (2) 質問書の様式
配布する「質問書」の様式により提出してください。

- (3) 質問受付方法
電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

- (4) 回答方法
質問があった場合に限り、令和5年10月30日(月)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時 令和5年11月2日(木)13時15分
イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室

- (3) 入札書の提出方法
持参（持参以外は無効とします）

- (4) 入札保証金
免除とします。

- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。（開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。）

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券（振替債は除く）の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1261号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 橘処理センター適正搬入等管理業務委託

- (2) 履行場所 川崎市高津区新作1丁目20番地1

- (3) 履行期間 契約日から令和9年3月31日まで

(4) 業務概要

ア 搬入車両の計量業務

イ 搬入車両へごみ投入扉の指示等を行うプラットフォーム監視業務

ウ ピット前清掃や車両に指示等を行うピット前業務

エ 搬入車両が搬入する内容物に関して不適正な搬

入を未然に防止するために行う内容物審査機操作等業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」で登録されている者。
- (4) 本市、他官公庁において、適正搬入等管理業務(廃棄物処理施設の管理運営業務を含む。)の契約実績を有すること。
- (5) フォークリフト運転技能講習修了者を有している人員を配置できること。
- (6) 業務の全部又は一部を第三者に委託しないこと。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 中山、岩下
電話 044-200-2576(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和5年10月10日(火)から令和5年10月17日(火)9時から17時まで
(土、日曜及び12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

- ア 競争入札参加申込書
- イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
- ウ 有資格者が確認できる証明書の写し
- エ 有資格者との雇用関係を証明できる書類の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子

メールで令和5年10月23日(月)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)と同じ
- (2) 交付日時 令和5年10月23日(月)9時から17時まで
(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和5年10月23日(月)から令和5年11月6日(月)
9時から17時まで(土、日、祝日及び12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
電子メールまたはFAXで送付するとともに、電話連絡により当該質問の要旨を説明してください。
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923

(4) 回答方法

令和5年11月13日(月)
競争入札参加資格があると認められた全ての者に対し、電子メール又はFAXで回答します。

6 現場説明

競争参加資格を有すると認められた業者のうち希望する業者については、次により現場説明を実施します。
なお、日時については本市が指定し、1社ごとに説明を行います。

- (1) 日 時 令和5年10月30日(月)から11月2日(木)までの期間で本市が指定する日時
- (2) 集合場所 橘処理センター
- (3) 所要時間 現場説明に要する時間は、1施設1時間程度を予定しています。
詳細については、後日入札参加業者と協議します。

7 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和5年11月30日(木)9時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎20階
環境局会議室

- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 要(10%)
※ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問合せ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。
特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御覧ください。

川崎市公告第1262号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 浮島処理センター高圧電気設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約日から令和6年2月22日まで
- (4) 業務概要 本業務は、浮島処理センターの電気工作物が電気事業法第39条及び第42条に基づき、経済産業省令で定める技術基準並びに当センター保安規定に沿って、適正に維持されるよう保守点検を実施するものです。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の高圧電気設備保守点検業務の契約実績を有すること。
- (5) 浮島処理センター高圧電気設備保守点検業務委託に必要な資格を有している人員を配置できること。
なお、必要な資格は次のとおりとします。
ア 第3種電気主任技術者もしくは第1種電気工事士
- (6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、業務の一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)及び(5)について確認できる書類を提出してください。また、業務の一部を再委託する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区浮島町509番地1
浮島処理センター4階 事務室
浮島処理センター 技術係 松浦
電話 044-287-9600

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和5年10月10日(火)から令和5年10月16日(月)

- 9時から17時まで(日曜日及び12時から13時の間は除く)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします)
- (4) 提出書類
ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
イ 上記2(5)の資格証の写し
ウ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)
- 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。
なお、令和5・6年川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和5年10月20日(金)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。
- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
(2) 交付日時 令和5年10月20日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く)
- 5 質問書の受付・回答
(1) 質問受付日
令和5年10月20日(金)から令和5年10月24日(火)17時まで。
(持参する場合は、9時から17時までとし、日曜日及び12時から13時の間は除く)
(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
(3) 質問受付方法
電子メール、FAXまたは持参によります。
ア 電子メール 30ukisi@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-287-9602
ウ 持参 上記3(1)に同じ
(4) 回答方法
令和5年10月25日(水)に全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。
(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
(2) 入札・開札の日時 令和5年10月30日(月)10時00

- 分
(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
浮島処理センター4階
第1会議室
(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
(5) 入札保証金 免除
(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約手続等
(1) 契約保証金 免除
(2) 契約書の作成 要
(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」から閲覧できます。
- 9 その他
(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1263号

入札公告

「特別市の広報媒体制作業務委託」に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
特別市の広報媒体制作業務委託
(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

(4) 業務概要

仕様書による

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、以下の企業規模、業種、種目について登録されていること。

企業規模「中小」、業種「その他業務」、種目「その他」

(4) 仕様書の内容を遵守し、確実に業務を履行できること。

(5) 本市その他の官公庁において、漫画制作を含む類似の業務を過去2年以内に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布・提出

入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎5階

総務企画局都市政策部 山下担当

電話 044-200-0138

(2) 配布・提出期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月18日(水)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は提出期間内必着)

4 仕様書について

(1) 仕様書の閲覧

この入札に関する仕様書は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」で閲覧及びダウンロードをすることができます。

(2) 仕様書の配布

上記3により一般競争入札参加申込書を提出した者のうち、仕様書の印刷物の配布を希望する者に

は、3(1)の場所において、3(2)の期間中配布します。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者、かつ提出書類を審査した結果入札参加資格があると認められた者には、川崎市の令和5・6年度業務委託有資格業者へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛てに入札参加資格の確認通知書を送付します。また、申請者が電子メールアドレスの登録を行っていない場合は次により確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和5年10月27日(金)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所

上記3(1)に同じ

6 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

上記3により一般競争入札参加申込書を提出した者からの質問等を受け付けます。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

ウ 質問受付期間

令和5年10月27日(金)から11月2日(水)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

エ 質問書の提出方法

電子メールによります。(メール送信先: 17tihobu@city.kawasaki.jp)

電子メールで質問等を送った場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

(2) 回答

令和5年11月6日(月)までに回答書を令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスの登録を行っていない者に対しては、FAXにより送付します。

ただし、入札参加資格があると認められなかった者からの質問には回答しません。また、回答後の再質問は受付しません。

7 一般競争参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、入札期日までの間に次のいずれかに該当したときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚

偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 入札日時

令和5年11月15日(水) 午前10時

イ 入札場所

川崎市役所本庁舎

総務企画局会議室2(移転後・予定)

ウ 入札方法

入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとします。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時及び場所

8(1)と同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

否

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所又は「入札情報かわさき」において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、仕様書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第1264号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和5年度川崎市都市イメージ調査業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市総務企画局シティプロモーション推進室等

(3) 履行期限

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市シティプロモーション戦略プラン(平成26年度策定)に定める目標の達成状況の確認及び目標達成に向けた効果的・効率的なプロモーション活動の設定を目的に実施するものです。

本業務では、市内外の人々の川崎に対するイメージ及びシビックプライド(都市への愛着や誇り)等が、現状においてどのような態様を示しているのか、基礎的な資料やデータを収集し、調査・分析を行います。

詳細は、委託仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査測定」種目「市場調査」で登録されている者。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次のとおり所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4

※10月16日(月)からは「1 競争入札に付する事項(2) 履行場所」の住所とする。

川崎市総務企画局シティプロモーション推進室

電話 044-200-2473

F A X 044-200-3915

電子メール 17brand@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月17日(火)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和5年10月19日(木)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

ウ 質問受付期間

令和5年10月19日(木)から令和5年10月23日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)

エ 質問書の提出方法

持参、電子メール、F A X又は郵送によります。持参先等は3(1)に同じです。

なお、電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は5(1)ウの期間内に必着するよう発送してください。

(2) 回答

令和5年10月26日(木)までに、回答書を令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」

の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。また、回答後の再質問は受付しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札書の提出日時・場所

ア 入札日時 令和5年10月31日(火)午後1時30分

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎8階総務企画局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」及び「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 事業により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じです。

川崎市公告第1265号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 学校遊具点検業務
- (2) 履行場所 川崎市立学校
- (3) 履行期間 契約締結日～令和6年3月15日
- (4) 業務概要 川崎市立学校に設置された遊具の劣化状況及び安全点検業務
※詳細は「仕様書」によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、に登録されていること。
- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。
- (6) (一社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」及び「公園施設製品整備技士」の認定書の交付を受けている者を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎

市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

管理担当 大澤

電 話 044-200-3270

F A X 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月16日(月)まで
9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(6)に示した資格の確認ができる書類の写し

※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参又は郵送。

※郵送の場合は、3(1)の所管課まで電話連絡の上、提出期間日までに届くこととし、不備がないこと。

4 仕様書の閲覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX）により、令和5年10月18日(水)までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

6 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認められた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和5年10月18日(水)～令和5年10月20日(金) 9時～12時、13時～16時

(2) 質問方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送付後、所管課まで電話連絡をしてください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわ

さき」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認められた者から質問があった場合、令和5年10月26日(木)までに、入札参加資格があると認められた者に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (1) 入札方法 持参による紙入札
- (2) 入札・開札の日時 令和5年10月31日(火) 10時
- (3) 入札・開札の場所 川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎15階
第2会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

9 契約手続等

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 前払金 否

10 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。
- (5) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市公告第1266号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に関する事項

- (1) 件名 川崎市立学校体育館吊下げ式バスケットゴール点検等業務(Aブロック)
- (2) 履行場所 川崎市立学校(仕様書参照)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月29日まで
- (4) 業務概要 市立学校体育館に設置されている吊下げ式バスケットゴールの多くは設置から20~40年程度経過しており、劣化によるワイヤーの切断や細部部品の落下が発生している。点検により劣化している部品や消耗品の交換を行う。(仕様書参照)

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」に記載されていること。
- (4) (3)の名簿において、地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (6) 令和2年度以降に、本市又は他官公庁等において、当該設備の保守点検業務又は、補修業務を受注した実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、資料の閲覧及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

- (1) 資料の閲覧・配布・提出場所及び問合せ先
〒210-0004
川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室

管理担当 上床・山崎

電 話 044-200-0361

F A X 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 資料の閲覧・配布・提出期間

令和5年10月10日(火)～令和5年10月16日(月) (土曜日、日曜日を除きます。)

午前9時～正午、午後1時～午後4時

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(6)に示した契約実績(令和2年度以降)に係る書類

ウ 担当者の名刺

※ 書類の提出に不備がある場合、無効となる場合がありますので御注意ください。

※ 提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

(4) 提出方法

持参(郵送による提出は認めません。)

4 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

※併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

(1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A X)により送付します。

(2) 交付日

令和5年10月18日(水)までに交付

5 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認められた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和5年10月18日(水)～令和5年10月20日(金)午前9時～正午、午後1時～午後4時

(2) 質問方法

「質問書」により3(1)のF A X又は電子メールアドレス宛てに送信後、所管課まで電話連絡をしてください。郵送による提出は認めません。

なお、「質問書」は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認められた者から質問があった場合、令和5年10月23日(月)までに、入札参加資格が

あると認められた者に文書(電子メールまたはF A X)にて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(1) 入札方法 持参による紙入札

(2) 入札・開札の日時 令和5年10月27日(金)午後2時

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎15階第2会議室

(4) 入札保証金 免除

(5) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合はこれを無効とします。

(6) 落札者の決定及び参加資格の審査等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合等、調査を行うことがあります。

8 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供(振替債を除く。)、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金 否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードすることができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)と同じです。

(2) 事情により入札を取りやめる場合があります。

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第1267号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に関する事項

- (1) 件 名 川崎市立学校体育館吊下げ式バスケットゴール点検等業務（Bブロック）
- (2) 履行場所 川崎市立学校（仕様書参照）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月29日まで
- (4) 業務概要 市立学校体育館に設置されている吊下げ式バスケットゴールの多くは設置から20～40年程度経過しており、劣化によるワイヤーの切断や細部部品の落下が発生している。点検により劣化している部品や消耗品の交換を行う。（仕様書参照）

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」に登録されていること。
- (4) (3)の名簿において、地域区分「市内」に登録されていること。
- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (6) 令和2年度以降に、本市又は他官公庁等において、当該設備の保守点検業務又は、補修業務を受注した実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、資料の閲覧及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

- (1) 資料の閲覧・配布・提出場所及び問合せ先
〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地
 明治安田生命ビル5階
 教育委員会事務局 教育環境整備推進室
 管理担当 上床・山崎
 電 話 044-200-0361
 F A X 044-200-3679
 E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

- (2) 資料の閲覧・配布・提出期間

令和5年10月10日(火)～令和5年10月16日(月)（土曜日、日曜日を除きます。）

午前9時～正午、午後1時～午後4時

- (3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 2(6)に示した契約実績（令和2年度以降）に係る書類
- ウ 担当者の名刺
- ※ 書類の提出に不備がある場合、無効となる場合がありますので御注意ください。
- ※ 提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

- (4) 提出方法

持参（郵送による提出は認めません。）

4 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

※ 併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

- (1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX）により送付します。

- (2) 交付日

令和5年10月18日(水)までに交付

5 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認められた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

- (1) 質問受付期間

令和5年10月18日(水)～令和5年10月20日(金)午前9時～正午、午後1時～午後4時

- (2) 質問方法

「質問書」により3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送信後、所管課まで電話連絡をしてください。郵送による提出は認めません。

なお、「質問書」は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情

報かわさき」からダウンロードすることができません。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認められた者から質問があった場合、令和5年10月23日(月)までに、入札参加資格があると認められた者に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| (1) 入札方法 | 持参による紙入札 |
| (2) 入札・開札の日時 | 令和5年10月27日(金)午後2時 |
| (3) 入札・開札の場所 | 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎15階
第2会議室 |
| (4) 入札保証金 | 免除 |
| (5) 入札の無効 | |

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合はこれを無効とします。

(6) 落札者の決定及び参加資格の審査等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合等、調査を行うことがあります。

8 契約手続等

- | | |
|------------|----------|
| (1) 契約書の作成 | 要 |
| (2) 契約保証金 | 契約金額の10% |

ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供(振替債を除く。)、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- | | |
|--------------|---|
| (3) 前払金 | 否 |
| (4) 契約条項等の閲覧 | |

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードすることがで

きます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)と同じです。
- (2) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第1268号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- | | |
|----------|---|
| (1) 件 名 | 令和6年度給与支払報告書等受付及び処理業務委託契約 |
| (2) 履行場所 | かわさき市税事務所法人課税課 |
| (3) 履行期間 | 令和6年1月10日から令和6年3月31日まで |
| (4) 業務概要 | 令和6年度給与支払報告書等受付及び処理業務
詳細は入札説明書によります。 |

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 作業場所は履行場所(かわさき市税事務所法人課税課)から100キロ圏内であること。
- (4) 「プライバシーマーク」の使用許諾事業者として認定されていること。
- (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種99「その他業務」、種目99「その他」に登録されていること。
- (6) 過去5年以内に本市税務部が発注した委託業務において契約に違反していないこと。
- (7) 過去に同様の業務で、人口規模70万人以上もしくは給与支払報告書等の処理件数が25万件以上の自治体またはその他官公庁で履行実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布及び提出場所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部税制課 担当：松坂・秋葉

電 話：044-200-2190(直通)

F A X：044-200-3906

E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月17日(火)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ プライバシーマーク登録証の写し

上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) 提出方法

持参してください。

(5) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 通知書交付日

令和5年10月20日(金)

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」-「入札情報」の「委託」-「入札公表・財政局」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部市民税管理課

担当：高木・田口

電 話：044-200-2228(直通)

F A X：044-200-3907

E-mail：23simka@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和5年10月20日(金)から令和5年10月26日(木)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和5年10月31日(火)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

給与支払報告書等受付及び処理業務に係る費用の総額(消費税額及び地方消費税額を含まない。)で行います。

なお、金額の算定にあたっては、備品購入費用、採用費用及び社会保険料等を含め、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

令和5年11月8日(水) 午後2時00分

イ 提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル4階 第1会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

- 上記(2)アに同じ。
- (5) 開札の場所
上記(2)イに同じ。
- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約の手続等
- (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 費用内訳明細表
落札者は契約締結までに、本委託にかかる落札額の内訳を提示すること(様式自由)。
- (5) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 9 その他
- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第1269号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎市職員カード10年更新(教職員等)作成業務委託
- (2) 履行場所 川崎市総務企画局人事部総務事務センター
- (3) 履行期限 契約締結日から令和5年12月31日まで
- (4) 業務概要 川崎市職員カード10年更新(教職員

等)作成業務委託「仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」で登録されている者。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (4) 本業務について、確実に履行することができること。
- (5) 職員カード作成業務について、類似の契約実績があること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

ただし、入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0004
川崎市川崎区宮本町2番地31
JAセレスアミナビル4階
総務企画局人事部総務事務センター
電話 044-200-2111(代表)
044-200-2133(直通)
メール 17soumuji@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月16日(月)までとします(ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

- ア 入札参加申込書
イ 上記2(5)を証明する契約書等の写し

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

入札参加申込書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで交付します。

- (1) 日時
令和5年10月17日(火)
- (2) 場所
3(1)に同じ
- (3) 入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、令和5年10月10日(火)から令和5年10月16日(月)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 配布・提出場所

3(1)と同じ

(2) 配布・提出期間

令和5年10月17日(火)から令和5年10月20日(金)までとします(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。また、質問については、入札説明書に添付の「質問書」にて、電子メール又はFAXにて提出してください。

(3) 回答

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、令和5年10月23日(月)以降、電子メール又はFAXにて一般競争入札参加者全員に送付します。

6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札金額は単価の合計金額とします。税抜きの単価を積算し、その単価の合計金額を算出してください。なお落札した場合の契約単価については、後述の「8 契約の手続等」の「(4)契約単価」を御参照ください。

イ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名記載の封筒に封印して提出してください。

ウ 開札に立ち会う者は入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年10月24日(火) 午前10時00分

イ 場所 川崎市役所本庁舎8階
総務企画局会議室2

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(7) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。ただし、別途指示があったものについては、それに従うものとします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 契約単価

契約単価は次の算式により求めた金額となります。

契約単価 = 入札額(単価合計) × 職員カードの予定枚数

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第1270号

次の市有財産について、プロポーザル方式による貸付けを実施します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 貸付物件

財産名称・場所：川崎市役所本庁舎 1階

所在地：川崎市川崎区宮本町1番地

貸付面積：167.26㎡

2 応募者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は市税の未納がないこと。
- (5) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (7) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。
- (8) 当該仕様書の内容を実行できる資力、能力等を備えていること。
- (9) 応募者がカフェ営業を参加意向申出書提出の時点で実施していること。
- (10) 営業に必要な許可を有し、本事業においても必要な営業許可が受けられる見込みであること。

3 貸付契約の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件貸付契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づく賃貸借契約とし、契約方法は借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定に基づく、定期建物賃貸借契約とします。

(2) 貸付期間

貸付開始日は借受予定者の決定後、協議により決定します。貸付終了日は令和15年3月31日とし、更新はないものとします。

(3) 貸付料

借受者は、貸付期間にかかる貸付料を市に支払うものとします。貸付料は、基本貸付料(年額)及び従量貸付料(年額)を合わせた金額とします。

なお、最低基本貸付料:1,200,000円(年額)(税抜き)以上の提案をしてください。

基本貸付料については、各年度の基本貸付料(年額)を提示してください。初年度の基本貸付料(年額)は貸付期間の開始日から起算して30日以内に、それ以降の年度分の基本貸付料(年額)にあつては当該年度の4月30日までに、市が発行する納入通知書により納入していただきます。

従量貸付料(年額)については、基本貸付料を支払うことを前提に、売上実績に貸付歩合率を乗じて得た金額(円未満切り捨て)に消費税及び地方消費税を加算額とした金額を市に支払うものとしますので、最低貸付歩合率2%以上の提案をしてください。

従量貸付料(年額)は、各期間終了後の5月中旬を目途として、川崎市が発行する納入通知書により指定する期日までに納入していただきます。ただし、納入の期限の日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とします。

なお、基本貸付料及び従量貸付料は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額で納入してください。

(4) 光熱水費

借受者の実費負担とし、借受者の負担すべき光熱水費は次のとおりとします。

ア 電気料金

貸付人が支払う月額使用料×当月使用量(子メーターの数値)/当月使用量(親メーターの数値)

イ 水道料金及び下水道使用料

貸付人が支払う月額使用料×当月使用量(子メーターの数値)/当月使用量(親メーターの数値)

ウ ガス使用料

貸付人が支払う月額使用料×当月使用量(子メーターの数値)/当月使用量(親メーターの数値)

※ 光熱水費の算定に用いるア、イの子メーターは、貸付人が設置することとします。ウの子メーターは、計量法に基づく計量認定を受けた計量器とし、借受者が設置することとします。

(5) 用途指定

貸付物件は、カフェ運営事業の用途(以下「指定用途」という。)に供さなければなりません。

(6) 禁止事項

ア 前記(5)に規定する指定用途以外の用途に供することはできません。

イ 貸付物件に建物を建築することはできません。

ウ 貸付物件を第三者に転貸することはできません。

エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

オ 業務の一部又は全部を第三者に委託することはできません。ただし、借受者があらかじめ市に対し書面により届出を行い、市が承認した場合はこの限りではありません。また、本件の借受者がフランチャイザー(本部企業)のときは、自らの責任において提携先企業等に営業権を与えて店舗を営業することはできることとします。

(7) 実地調査等

前記(5)及び(6)の履行を確認するため、市が貸付物

件の利用状況等についての实地調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求めたときは、借受者は必ず市に協力しなければなりません。

(8) 資料の提出等

ア 借受者は、毎月1回、毎月の収支報告書(売上、経費及び収益)を翌月〇日(借受者と貸付人で別途協議の上、定めた日)までに、データ(エクセル形式)で提出していただきます。

イ 川崎市情報公開条例に基づく開示請求、市議会、監査、オンブズマン等から情報提供の要請を受けた場合には、借受者は迅速・誠実に対応するものとし市に協力するものとしします。

ウ 市が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は借受者が第三者に貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、市は借受者に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができますものとしします。

(9) 違約金

前記(5)～(7)又は(8)ア、ウの条件に違反した場合には、基本貸付料総額(各年度の基本貸付料(年額)の貸付期間の総額。以下「貸付料総額」という。)の100分の30に相当する額を違約金として市に支払わなければなりません。

(10) 契約保証金

借受者は、地方自治法施行令第167条の16に基づく契約保証金を市に支払うものとしします。契約保証金の額は、川崎市契約規則第32条第1項に基づき、貸付料総額の100分の10以上の額としします。

契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受者の請求に基づき利息を付さずに返還します。

なお、借受者が本件契約上の義務を履行しないときは、市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は川崎市に帰属することになります。

(11) 連帯保証人

債務履行のために、次の要件を備えた連帯保証人を立てていただきます。

ア 市内又は近接市町村に住所又は事務所を有すること。

イ 年額260万円以上の所得又は公簿価格200万円以上の固定資産を有していること。

ウ 国税又は市税の未納がないこと。

エ 公募要項に定める連帯保証人に関する書類を提出すること。

※ただし、契約保証金として基本貸付料の19か月分相当の額を納入していただいた場合は免除することができます。

(12) 貸付物件の引渡しと返還

貸付物件は現況有姿の状態を引き渡しますので、貸付期間が満了したときは、原則として引渡し時点の原状に回復して返還しなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

4 応募の手続き等

(1) 応募の手続き

ア 公募要項の配布：令和5年10月10日(火)から10月31日(火)まで

(土曜日及び日曜日を除く。)

公募要項は、<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000154706.html>川崎市総務企画局本庁舎等整備推進室ホームページにおいて、ダウンロードできます。

また、総務企画局本庁舎等整備推進室(応募申込書類等受付場所)においても配布します。

イ 受付期間：令和5年10月10日(火)から10月31日(火)まで

(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

受付場所：【10月13日(金)まで】

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎4階総務企画局本庁舎等整備推進室

電話 044-200-0281(直通)

FAX 044-200-3749

E-メールアドレス

17seibi@city.kawasaki.jp

【10月16日(月)から】

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎2階総務企画局

本庁舎等整備推進室

電話 044-200-0281(直通)

FAX 044-200-3749

E-メールアドレス

17seibi@city.kawasaki.jp

応募者は、応募申込書類を受付場所に直接持参してください。郵送による応募申込の受付は行っておりません。また、現地調査の希望をされる場合は、事前に総務企画局本庁舎等整備推進室まで御連絡ください。

※応募申込書類等、詳細は公募要項によります。

- (2) 質疑書の受付（令和5年10月10日(火)から10月23日(月)まで）

（土曜日及び日曜日を除く。）

公募要項に関する質疑は、所定の質疑書により受付します。質疑書を提出できる者は応募者に限りません。提出方法については、FAX又はEメールでお願いします。送信後は、電話で質疑書送信の旨を連絡してください。質疑書については、公募要項を御覧ください。

- (3) 質疑書に対する回答

令和5年10月31日(火)までに、Eメールにて全ての質疑書に対する回答を、応募者全員に回答します。

（質疑書提出者が特定されると思われる情報は公開いたしません。）

- (4) 参加資格確認結果通知書の通知

参加意向申出書を提出した応募者には、当該業務の提案資格の有無について、11月6日(月)までに参加意向申出時に登録している電子メールアドレスへ参加資格確認結果通知書を交付します。

- (5) 企画提案書類の受付：令和5年11月7日(火)から11月15日(水)まで

（土曜日及び日曜日を除く。）

企画提案書類を受付場所に直接持参してください。郵送による提出書類の受付は行っておりません。また、企画提案書類を提出できる者は応募者に限りません。

なお、応募者から所定期間内に提出がない場合は、応募申込を辞退したものとみなします。

5 借受予定者の選定等

- (1) 借受予定者の選定方法

応募者の中から、市において企画内容や実施能力等を審査により総合的に判断の上、借受予定者及び次点者を決定します（評価内容により次点者を定めないことがあります。）。

- (2) 審査の実施

提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき市が審査を実施します。企画提案の審査は、令和5年11月中旬～下旬を予定しています（日時については後日連絡します。）。

公募要項で規定する提出書類に対して、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、市が補足、修正等の必要性を連絡することはありません。

なお、企画提案書類の内容について、市から質問する場合があります。その場合は、速やかに書面で回答してください。

- (3) 審査項目

事業主体の適格性、事業計画の妥当性、借受条件

の優位性について審査します。

- (4) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査の上、失格とします。

ア 公募要項の定める応募資格要件を満たしていない場合

イ 企画提案書類の内容が、公募要項に示す要件を満たしていない場合

ウ 企画提案書類に虚偽の記載があることが判明した場合

- (5) 借受予定者の決定時期及び審査結果の通知、公表
借受予定者は、令和5年12月上旬に決定する予定です。審査結果は応募者全員に文書で通知しますが、審査結果や内容に関するお問い合わせには応じられません。

なお、決定した借受予定者等については公表する予定です。

- (6) 借受予定者の決定の取り消し

次の場合には、借受予定者としての決定を取り消します。

ア 借受予定者の決定から契約締結までの間に、借受予定者について資金事情の変化等によりカフェ事業の運営実施の履行が確実にないと市が判断した場合

イ 著しく社会的信用を損なう等、借受予定者として相応しくないと市が判断した場合

ウ 借受予定者が公募要項の定める応募者の資格要件に適合しなくなった場合

エ 借受予定者が本件契約を締結しない場合

6 契約締結

- (1) 契約書作成の要否：要

- (2) 契約の締結

市と借受予定者は令和5年12月以降に契約を締結します。

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受者の負担となります。

なお、借受予定者が本件契約を締結しない場合、借受予定者としての決定は無効となります。また、川崎市契約規則第2条に基づき、今後3年間、川崎市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

7 その他

- (1) 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。

- (2) 公募要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、川崎市財産規則、川崎市契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。

- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出してください。
- (5) 公募要項に関する問い合わせ先は、4(1)イです。

川崎市公告第1271号

次の市有財産について、プロポーザル方式による貸付けを実施します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 貸付物件

財産名称・場所：川崎市役所本庁舎 1階
所在地：川崎市川崎区宮本町1番地
貸付面積：139.11㎡

2 応募者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は市税の未納がないこと。
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (7) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結していないこと。
- (8) 当該仕様書の内容を実行できる資力、能力等を備えていること。
- (9) 応募者がコンビニエンスストア営業を参加意向申出書提出の時点で実施していること。
- (10) 営業に必要な許可を有し、本事業においても必要な営業許可が受けられる見込みであること。

3 貸付契約の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく賃貸借契約とし、契約方法は借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく、定期建物賃貸借契約とします。

(2) 貸付期間

貸付開始日は借受予定者の決定後、協議により決定します。貸付終了日は令和15年3月31日とし、更新はないものとします。

(3) 貸付料

借受者は、貸付期間にかかる貸付料を市に支払うものとします。貸付料は、基本貸付料（年額）及び従量貸付料（年額）を合わせた金額とします。

なお、最低基本貸付料：3,000,000円（年額）（税抜き）以上の提案をしてください。

基本貸付料については、各年度の基本貸付料（年額）を提示してください。初年度の基本貸付料（年額）は貸付期間の開始日から起算して30日以内に、それ以降の年度分の基本貸付料（年額）にあつては当該年度の4月30日までに、市が発行する納入通知書により納入していただきます。

従量貸付料（年額）については、基本貸付料を支払うことを前提に、売上実績に貸付歩合率を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に消費税及び地方消費税を加算とした金額を市に支払うものとしますので、最低貸付歩合率2%以上の提案をしてください。

従量貸付料（年額）は、各期間終了後の5月中旬を目途として、川崎市が発行する納入通知書により指定する期日までに納入していただきます。ただし、納入の期限の日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とします。

なお、基本貸付料及び従量貸付料は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額で納入してください。

(4) 光熱水費

借受者の実費負担とし、借受者の負担すべき光熱水費は次のとおりとします。

ア 電気料金

貸付人が支払う月額使用料×当月使用量（子メーターの数値）/当月使用量（親メーターの数値）

イ 水道料金及び下水道使用料

貸付人が支払う月額使用料×当月使用量（子メーターの数値）/当月使用量（親メーターの数値）

ウ ガス使用料

貸付人が支払う月額使用料×当月使用量（子メーターの数値）/当月使用量（親メーターの数値）

※ 光熱水費の算定に用いるア、イの子メーターは、貸付人が設置することとします。ウの子メーターは、計量法に基づく計量認定を受けた計量器とし、借受者が設置することとします。

(5) 用途指定

貸付物件は、コンビニエンスストア運営事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなら

りません。

(6) 禁止事項

ア 前記(5)に規定する指定用途以外の用途に供することはできません。

イ 貸付物件に建物を建築することはできません。

ウ 貸付物件を第三者に転貸することはできません。

エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

オ 業務の一部又は全部を第三者に委託することはできません。ただし、借受者があらかじめ市に対し書面により届出を行い、市が承認した場合はこの限りではありません。また、本件の借受者がフランチャイザー（本部企業）のときは、自らの責任において提携先企業等に営業権を与えて店舗を営業することはできることとします。

カ 酒類、成人雑誌その他市が不適切と認めた品目の販売はできません。

(7) 実地調査等

前記(5)及び(6)の履行を確認するため、市が貸付物件の利用状況等についての実地調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求めたときは、借受者は必ず市に協力しなければなりません。

(8) 資料の提出等

ア 借受者は、毎月1回、毎月の収支報告書(売上、経費及び収益)を翌月〇日（借受者と貸付人で別途協議の上、定めた日）までに、データ（エクセル形式）で提出していただきます。

イ 川崎市情報公開条例に基づく開示請求、市議会、監査、オンブズマン等から情報提供の要請を受けた場合には、借受者は迅速・誠実に対応するものとし市に協力するものとしします。

ウ 市が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は借受者が第三者に貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、市は借受者に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとしします。

(9) 違約金

前記(5)～(7)又は(8)ア、ウの条件に違反した場合には、基本貸付料総額（各年度の基本貸付料（年額）の貸付期間の総額。以下「貸付料総額」という。）の100分の30に相当する額を違約金として市に支払わなければなりません。

(10) 契約保証金

借受者は、地方自治法施行令第167条の16に基づく契約保証金を市に支払うものとしします。契約保証金の額は、川崎市契約規則第32条第1項に基づき、貸付料総額の100分の10以上の額としします。

契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受者の請求に基づき利息を付さずに返還します。

なお、借受者が本件契約上の義務を履行しないときは、市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は川崎市に帰属することになります。

(11) 連帯保証人

債務履行のために、次の要件を備えた連帯保証人を立てていただきます。

ア 市内又は近接市町村に住所又は事務所を有すること。

イ 年額260万円以上の所得又は公簿価格200万円以上の固定資産を有していること。

ウ 国税又は市税の未納がないこと。

エ 公募要項に定める連帯保証人に関する書類を提出すること。

※ただし、契約保証金として基本貸付料の19か月分相当の額を納入していただいた場合は免除することができます。

(12) 貸付物件の引渡しと返還

貸付物件は現況有姿の状態を引き渡します。貸付期間が満了したときは、原則として引渡し時点の原状に回復して返還しなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

4 応募の手続き等

(1) 応募の手続き

ア 公募要項の配布：令和5年10月10日(火)から10月31日(火)まで
(土曜日及び日曜日を除く。)

公募要項は、<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000155041.html>川崎市総務企画局本庁舎等整備推進室ホームページにおいて、ダウンロードできます。

また、総務企画局本庁舎等整備推進室（応募申込書類等受付場所）においても配布します。

イ 受付期間：令和5年10月10日(火)から10月31日(火)まで

(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。)

受付場所：【10月13日(金)まで】

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎4階総務企画局本庁舎等整備推進室

電 話 044-200-0281 (直通)
F A X 044-200-3749
E-メールアドレス
17seibi@city.kawasaki.jp

【10月16日(月)から】

〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎2階総務企画局
本庁舎等整備推進室
電 話 044-200-0281 (直通)
F A X 044-200-3749
E-メールアドレス

17seibi@city.kawasaki.jp

応募者は、応募申込書類を受付場所に直接持参してください。郵送による応募申込の受付は行っておりません。また、現地調査の希望をされる場合は、事前に総務企画局本庁舎等整備推進室まで御連絡ください。

※応募申込書類等、詳細は公募要項によります。

- (2) 質疑書の受付(令和5年10月10日(火)から10月23日(月)まで)

(土曜日及び日曜日を除く。)

公募要項に関する質疑は、所定の質疑書により受付します。質疑書を提出できる者は応募者に限りません。提出方法については、F A X又はEメールでお願いします。送信後は、電話で質疑書送信の旨を連絡してください。質疑書については、公募要項を御覧ください。

- (3) 質疑書に対する回答

令和5年10月31日(火)までに、Eメールにて全ての質疑書に対する回答を、応募者全員に回答します。(質疑書提出者が特定されると思われる情報は公開いたしません。)

- (4) 参加資格確認結果通知書の通知

参加意向申出書を提出した応募者には、当該業務の提案資格の有無について、11月6日(月)までに参加意向申出時に登録している電子メールアドレスへ参加資格確認結果通知書を交付します。

- (5) 企画提案書類の受付：令和5年11月7日(火)から11月15日(木)まで

(土曜日及び日曜日を除く。)

企画提案書類を受付場所に直接持参してください。郵送による提出書類の受付は行っておりません。また、企画提案書類を提出できる者は応募者に限ります。

なお、応募者から所定期間内に提出がない場合は、応募申込を辞退したものとみなします。

- 5 借受予定者の選定等

- (1) 借受予定者の選定方法

応募者の中から、市において企画内容や実施能力等を審査により総合的に判断の上、借受予定者及び次点者を決定します。(評価内容により次点者を定めないことがあります。)

- (2) 審査の実施

提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき市が審査を実施します。企画提案の審査は、令和5年11月中旬～下旬を予定しています(日時については後日連絡します。)

公募要項で規定する提出書類に対して、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、市が補足、修正等の必要性を連絡することはありません。

なお、企画提案書類の内容について、市から質問する場合があります。その場合は、速やかに書面で回答してください。

- (3) 審査項目

事業主体の適格性、事業計画の妥当性、借受条件の優位性について審査します。

- (4) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査の上、失格とします。

ア 公募要項の定める応募資格要件を満たしていない場合

イ 企画提案書類の内容が、公募要項に示す要件を満たしていない場合

ウ 企画提案書類に虚偽の記載があることが判明した場合

- (5) 借受予定者の決定時期及び審査結果の通知、公表

借受予定者は、令和5年12月上旬に決定する予定です。審査結果は応募者全員に文書で通知しますが、審査結果や内容に関するお問い合わせには応じられません。

なお、決定した借受予定者等については公表する予定です。

- (6) 借受予定者の決定の取り消し

次の場合には、借受予定者としての決定を取り消します。

ア 借受予定者の決定から契約締結までの間に、借受予定者について資金事情の変化等によりコンビニエンスストア事業の運営実施の履行が確実にないと市が判断した場合

イ 著しく社会的信用を損なう等、借受予定者として相応しくないと市が判断した場合

ウ 借受予定者が公募要項の定める応募者の資格要件に適合しなくなった場合

エ 借受予定者が本件契約を締結しない場合

6 契約締結

(1) 契約書作成の要否：要

(2) 契約の締結

市と借受予定者は令和5年12月以降に契約を締結します。

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受者の負担となります。

なお、借受予定者が本件契約を締結しない場合、借受予定者としての決定は無効となります。また、川崎市契約規則第2条に基づき、今後3年間、川崎市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

7 その他

(1) 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。

(2) 公募要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、川崎市財産規則、川崎市契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出してください。

(5) 公募要項に関する問い合わせ先は、4(1)イです。

川崎市公告第1272号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和5年度京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区評価書作成業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市臨海部国際戦略本部成長戦略推進部 他

(3) 履行期限

契約締結日から令和6年3月25日まで

(4) 業務概要

本業務では、神奈川県、横浜市及び川崎市の3自治体（以下「3区市」と言います。）が共同で推進している「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」に関連する各企業80社程度に対して実施するアンケート調査に関し、同特区第三期計画（令和4年度～令和8年度）の各評価項目について調査票の作成及び調査手法を提案し、調査を実施します。また、調査により得られた情報を、第三期計画達成に向けた、現時点での達成見込みを予測する

ための基礎データとして活用するため、集約・整理を行います。

本調査の結果及び、内閣府地方創生推進事務局作成の別紙「総合特別区域評価の手引き」、及び3区市が作成した「令和3年度 国際戦略総合特別区域評価書」等を踏まえ、調査結果を取りまとめ、内閣府地方創生推進事務局へ提出用の評価書案（本文及び別紙）の作成等を行います。

なお、アンケートの実施手法は電子媒体によるものとします。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査測定」種目「市場調査」で登録されている者。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次のとおり所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市臨海部国際戦略本部成長戦略推進部

電 話 044-200-2739

F A X 044-200-3540

電子メール 59seisen@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月19日(木)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

(3) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請

書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を10月24日(火)午後5時までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・様式

入札説明書に添付の「質問書」をダウンロードしていただき、御使用ください。

イ 質問書の提出場所

本市の庁舎移転に伴い、提出場所が異なりますので、郵送される場合は御注意ください。

令和5年10月10日(火)から10月19日(木) (必着) まで

川崎市川崎区宮本町1番地東田町5番地4

川崎市臨海部国際戦略本部成長戦略推進部

電 話 044-200-2739

F A X 044-200-3540

電子メール 59seisen@city.kawasaki.jp

令和5年10月23日(月)から10月27日(金) (必着) まで

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市臨海部国際戦略本部成長戦略推進部

電 話 044-200-2739

F A X 044-200-3540

電子メール 59seisen@city.kawasaki.jp

ウ 質問受付期間

令和5年10月10日(火)から10月27日(金)正午まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時 (ただし、正午～午後1時を除く。最終日は正午まで)

エ 質問書の提出方法

電子メール、FAX又は郵送によります。持参による提出は受け付けません。5

なお、電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を5(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は、10月27日(金)必着となるよう発送してください。

(2) 回答

令和5年11月1日(水)午後5時までに、回答書を令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者が

らの質問に関しては回答しません。また、回答後の再質問は受付しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札書の提出日時・場所

ア 入札日時 令和5年11月10日(金)午後2時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所3階302会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」及び「3(1)配布・

提出場所及び問い合わせ先」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 事業により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じです。

川崎市公告第1273号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
道路照明詳細点検委託その1
- (2) 履行場所
川崎市内一円
- (3) 履行期間
令和6年3月29日まで
- (4) 業務概要
「川崎市道路維持修繕計画」に基づき道路照明設備の点検を行い、点検対象の変状に起因する事故を防止し、安全な道路交通の確保を図る。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録され、業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。

3 一般競争入札参加申込書の配付及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

- (1) 配付場所
川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードしてください。
- (2) 配布開始日

令和5年10月10日(火)

(3) 提出方法

持参

(4) 提出場所及び問合せ先

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワーリパーク14階

川崎市建設緑政局道路河川整備部施設維持課

電 話：044-200-2821

(5) 受付期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月17日(火)まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに一般競争入札参加資格確認通知書を参加申込締切日後から令和5年10月24日(火)までに、送付します。なお、メールアドレスを登録していない者については、FAXで送付します。

5 仕様書等に関する問合せ

(1) 質問受付方法

ア 電子メールの場合

(ア) 質問書の送付先

53dousi@city.kawasaki.jp

※件名を「【質問書】道路照明詳細点検委託その1」としてください。

(イ) 質問書の受付期間

令和5年10月24日(火)から令和5年10月27日(金)午後5時00分まで

イ 持参の場合

(ア) 質問書の提出場所

上記3(4)と同じ

(イ) 質問書の受付期間

令和5年10月24日(火)から令和5年10月27日(金)まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）

(2) 質問書の様式

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードしてください。

(3) 回答方法

令和5年11月6日(月)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、メールアドレスを登録していない者については、FAXで送付します。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問

に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 提出書類

ア 入札書

イ 委任状(代表者以外の方が提出する場合のみ)

(2) 入札方法

持参による入札

(3) 入札の日時・場所

ア 令和5年11月15日(水)午前10時00分

イ 川崎市川崎区宮本町1番地本庁舎16階1603会議室

※ 封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に上記1(1)の件名及び「入札書在中」と明記してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 特定業務委託契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御覧ください。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報入手するための照会窓口は上記3(4)に同じです。

川崎市公告第1274号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

道路照明詳細点検委託その2

(2) 履行場所

川崎市内一円

(3) 履行期間

令和6年3月29日まで

(4) 業務概要

「川崎市道路維持修繕計画」に基づき道路照明設備の点検を行い、点検対象の変状に起因する事故を防止し、安全な道路交通の確保を図る。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録され、業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。

3 一般競争入札参加申込書の配付及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争

入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配付場所

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードしてください。

(2) 配布開始日

令和5年10月10日(火)

(3) 提出方法

持参

(4) 提出場所及び問合せ先

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワーリパーク14階

川崎市建設緑政局道路河川整備部施設維持課

電 話：044-200-2821

(5) 受付期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月17日(火)まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時00分までを除く。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに一般競争入札参加資格確認通知書を参加申込締切日後から令和5年10月24日(火)までに、送付します。なお、メールアドレスを登録していない者については、FAXで送付します。

5 仕様書等に関する問合せ

(1) 質問受付方法

ア 電子メールの場合

(ア) 質問書の送付先

53dousi@city.kawasaki.jp

※件名を「【質問書】道路照明詳細点検委託その2」としてください。

(イ) 質問書の受付期間

令和5年10月24日(火)から令和5年10月27日(金)
午後5時00分まで

イ 持参の場合

(ア) 質問書の提出場所

上記3(4)と同じ

(イ) 質問書の受付期間

令和5年10月24日(火)から令和5年10月27日(金)
まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時00分までを除く。)

(2) 質問書の様式

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードしてください。

(3) 回答方法

令和5年11月6日(月)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、メールアドレスを登録していない者については、FAXで送付します。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 提出書類

ア 入札書

イ 委任状(代表者以外の方が提出する場合のみ)

(2) 入札方法

持参による入札

(3) 入札の日時・場所

ア 令和5年11月15日(水)午前10時25分

イ 川崎市川崎区宮本町1番地本庁舎16階1603会議室

※ 封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に上記1(1)の件名及び「入札書在中」と明記してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御覧ください。

10 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は上記3(4)に同じです。

川崎市公告第1275号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
道路照明詳細点検委託その3
- (2) 履行場所
川崎市内一円
- (3) 履行期間
令和6年3月29日まで
- (4) 業務概要
「川崎市道路維持修繕計画」に基づき道路照明設備の点検を行い、点検対象の変状に起因する事故を防止し、安全な道路交通の確保を図る。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録され、業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者。

- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。

3 一般競争入札参加申込書の配付及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配付場所

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードしてください。

(2) 配布開始日

令和5年10月10日(火)

(3) 提出方法

持参

(4) 提出場所及び問合せ先

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワーリパーク14階

川崎市建設緑政局道路河川整備部施設維持課

電 話：044-200-2821

(5) 受付期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月17日(火)まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに一般競争入札参加資格確認通知書を参加申込締切日後から令和5年10月24日(火)までに、送付します。なお、メールアドレスを登録していない者については、FAXで送付します。

5 仕様書等に関する問合せ

(1) 質問受付方法

ア 電子メールの場合

(ア) 質問書の送付先

53dousi@city.kawasaki.jp

※件名を「【質問書】道路照明詳細点検委託その3」としてください。

(イ) 質問書の受付期間

令和5年10月24日(火)から令和5年10月27日(金)午後5時00分まで

イ 持参の場合

(ア) 質問書の提出場所

上記3(4)と同じ

(イ) 質問書の受付期間

令和5年10月24日(火)から令和5年10月27日(金)まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）午前9時00分から午後5時00分まで（正午か

ら午後1時00分までを除く。)

(2) 質問書の様式

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードしてください。

(3) 回答方法

令和5年11月6日(月)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、メールアドレスを登録していない者については、FAXで送付します。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 提出書類

ア 入札書

イ 委任状(代表者以外の方が提出する場合のみ)

(2) 入札方法

持参による入札

(3) 入札の日時・場所

ア 令和5年11月15日(水)午前10時50分

イ 川崎市川崎区宮本町1番地本庁舎16階1603会議室

※ 封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に上記1(1)の件名及び「入札書在中」と明記してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合

は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 特定業務委託契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業

務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御覧ください。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は上記3(4)に同じです。

川崎市公告第1276号

入 札 公 告

令和5年10月10日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

軽貨物自動車の賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市川崎区東扇島38-1

(3) 履行期間

令和6年3月1日から令和13年2月28日まで

(4) 賃貸借の概要

川崎市港湾局川崎港管理センター港湾管理課において使用する軽貨物自動車に係る賃貸借及び保守として発注するものです。

詳細については、「軽貨物自動車の賃貸借及び保守仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満

たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」、種目「車両」で登録されていること。
- (4) この調達物品及び台数について、確実に納入することができること。
- (5) 本市または他官公庁において、類似の契約実績があること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター

港湾管理課

電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月16日(月)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の実績があることを証する書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和5年10月23日(月)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます)。

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和5年10月23日(月)までに競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和5年10月24日(火)午前9時から令和5年10月26日(木)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

F A X 044-287-6038

(5) 回答方法

令和5年11月2日(木)までに、文書(F A X又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年11月8日(水) 午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としてします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第1277号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 浮島処理センター構内樹木剪定業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1

(3) 履行期間 契約日から令和6年2月29日(木)まで

(4) 業務概要 本業務は、浮島処理センター構内の環境を良好に保つために必要な樹木の剪定作業を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」に登載されていること。

(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」及び企業規模「中小企業」で登載されていること。

(5) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、樹木剪定業務の契約実績があること。

(6) 樹木の剪定作業に必要な資格及び技術を有している人員を配置できること。

なお、主に必要な資格は次のとおりとする。

造園施工管理技士または、1級もしくは2級造園技能士。

また、有資格者との雇用関係を証明できる書類を提出すること。

(7) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)の書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課 森田

電話 044-200-2587(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月17日(火)9時から17時まで

(土、日曜日及び12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の実績を確認できる書類等の写し(契約書の写し等)

ウ 上記2(6)の資格証の写し及び有資格者との雇用関係が証明できる書類

エ 上記2(7)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和5年10月24日(火)までに配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和5年10月24日(火)9時から17時まで
(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和5年10月24日(火)9時から令和5年10月27日(金)17時まで
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ F A X 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ
(12時から13時の間は除く。)
- (4) 回答方法
質問があった場合に限り、令和5年10月31日(火)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和5年11月2日(木)14時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規

定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1278号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 障害者の移動手段に係る実態調査等業務委託
- (2) 履行場所 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課
- (3) 履行期限 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 概 要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」で登録されていること。

- (4) 障害のある方の生活実態等調査、障害福祉サービス事業者へのニーズ調査など、この分野に関する専門的知識と経験を有していること。
- (5) 本市を含む官公庁において、令和元年度以降に、同種・同規模以上の契約実績があること。
- (6) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステムに係る国際規格の認証取得その他個人情報保護に関する認証の取得等の情報セキュリティ対策が講じられていること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配付及び提出
この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配付・提出場所
〒212-0013
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
健康福祉局
障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課
電 話 044-200-2928 (直通)
E-mail 40syusien@city.kawasaki.jp
- (2) 配付・提出期間
令和5年10月10日(火)から令和5年10月17日(火)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分から午後5時(ただし、正午から午後1時を除く)
- (3) 提出書類
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 上記2(4)を証明する書類(会社パンフレットなど)
ウ 上記2(5)を証明する書類(契約書の写しなど)
エ 上記2(6)を証明する書類(プライバシーマーク登録証など)
- (4) 提出方法
持参
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を申請申込締切日後1週間以内に、確認通知書を令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には、FAX等で送付します。
- 5 仕様書等に関する質問・回答
(1) 質問
次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受付しません。また、入札参加者以外の質問には回答しません。
ア 質問書の配付

上記4の確認通知書を送付する際に「質問書」を併せて送付します。質問がある場合は、下記ウの期間内に当該質問書を提出してください。

- イ 質問書の提出場所
上記3(1)と同じ
- ウ 質問書の提出期間
令和5年10月23日(月)から令和5年10月27日(金)午後5時まで
- エ 質問書の提出方法
下記アドレスあてに、電子メールで送付してください。

E-mail 40syusien@city.kawasaki.jp
川崎市健康福祉局障害者社会参加・就労支援課
佐々木あて

- (2) 回答
ア 回答日
令和5年10月31日(火)
- イ 回答方法
回答については、入札参加者から質問書が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には、FAX等で送付します。

回答後の再質問は受付しません。

- 6 入札参加資格の喪失
入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。
- 7 入札・開札に立ち会う者に関する事項
入札・開札場所に入場する際に、確認通知書の提示を求めますので、入札・開札当日に必ず持参してください。

また、入札・開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。代理人が入札・開札に立ち会う場合は、入札・開札に関する一切の権限の委任を受け、委任状を提出しなければなりません。

- 8 入札手続等
(1) 入札書の提出方法
持参(入札書は、入札件名を記載した封筒に封入し、封印してください)
- (2) 入札書の提出日時・場所
提出日時 令和5年11月6日(月) 午後2時
提出場所 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階 10E会議室
- (3) 入札保証金
免除

(4) 開札の日時・場所

(2)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づき作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、入札金額の積算根拠となった資料を求め、調査を行うことがあります。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。

(6) 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。なお、開札に立ち会わない場合は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)と同じ

川崎市公告第1279号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 王禅寺処理センター減速機点検整備業務委託

(2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地

(3) 履行期間 契約日から令和6年3月29日(金)まで

(4) 業務概要 本業務は、王禅寺処理センターに設置されている減速機の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されていること。

(4) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、同種の減速機点検整備業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)が確認できる書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒215-0013

川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
技術係 宮原、谷井、鈴木、山口
電 話 044-966-6135

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和5年10月10日(火)から令和5年10月19日(木)9時から17時まで

(12時から13時までの間及び日曜日は除く。)

(3) 提出方法
持参（持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類
上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等

を令和5年10月27日(金)までに交付します。

なお、交付については、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りにきてください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和5年10月27日(金)9時から17時まで
(12時から13時までの間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和5年10月27日(金)9時から令和5年11月1日(水)17時まで
- (2) 質問書の様式
配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp
- (4) 回答方法
質問があった場合に限り、令和5年11月6日(月)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札・開札日時 令和5年11月9日(木)13時30分
イ 入札・開札場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
3階会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参(持参以外は無効とします)
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (6) 再入札の実施
落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。

す。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金
免除とします。
- (2) 契約書の作成
必要とします。
- (3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託してはいけません。契約後、業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。
なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (4) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1280号

入 札 公 告

令和5年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 電気自動車(軽貨物・麻生区役所)貸貸借及び保守
- (2) 履行場所 川崎市麻生区万福寺1-5-1
麻生区役所衛生課
- (3) 履行期間 令和6年3月1日から令和13年2月28日まで
- (4) 物品の概要 仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿の業種「リース」種目「車両」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5か年に、本市又は他公官庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。
- 3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出先
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配付・提出場所
健康福祉局保健医療政策部食品安全担当
担当：赤木
郵便番号 212-0013
住 所 川崎市幸区堀川町580
ソリッドスクエア西館8F
電 話 044-200-2445
F A X 044-200-3927
E-mail 40syoku@city.kawasaki.jp
- (2) 配付・提出期間
令和5年10月10日(火)から令和5年10月18日(水)までの下記の時間
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
- (3) 提出書類
ア 一般競争入札参加申込書
イ 上記2(4)を確認できる資料(様式自由)
- (4) 提出方法
郵送(提出期間内必着)もしくは持参。
※郵送による場合は、住所「〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地」としてください。
また、郵送した当日中に件名、会社名、担当者名、連絡先を記載した電子メールを「40syoku@city.kawasaki.jp」に送信してください。
提出書類(競争入札参加申込書)は、インターネット(入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>))からダウンロードすることができます。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付
競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和5年10月20日(金)までに送付します。
- 5 仕様書等に関する質問・回答
(1) 問い合わせ
次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

できます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問先

上記3(1)と同じ。

イ 質問受付期間

令和5年10月20日(金)から令和5年10月27日(金)まで

ウ 質問方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(2) 回答

ア 回答日

令和5年11月1日(水)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表した質問回答書を、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

一般競争入札参加資格確認通知書とともに配布する入札書もしくは、入札情報かわさき>ダウンロードコーナー>財政局入札参加手続関係からダウンロードした入札書を使用してください。

賃貸借期間の総額(税抜き)を入札金額とします。契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。また、入札金額には契約期間内の業務履行に必要な一切の費用を含めて見積もるものとし、月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(84ヵ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

ア 入札書の提出日時

令和5年11月13日(月)午後3時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市幸区堀川町580

ソリッドスクエア西館12F 12D会議室

- (2) 入札書の提出
持参に限りませす。
 - (3) 入札保証金
免除とします。
 - (4) 入札の日時
7(1)アに同じ
 - (5) 開札の場所
7(1)イに同じ
 - (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効
な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、
著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うこ
とがあります。
 - (7) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、
これを無効とします。
 - (8) 再度入札の実施
落札者がいない場合、直ちに再度入札を実施しま
す。再度入札用の入札書等も準備の上、参加してく
ださい。
- 8 契約手続等
- 次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金
免除とします。
 - (2) 前払金
無
 - (3) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等
は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの
「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧す
ることができます。
- 9 その他
- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川
崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め
るところによります。
 - (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限りませす。
 - (3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。
 - (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本入
札に関し、手続き等が変更になる場合があります。
 - (5) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額
について減額又は削除があった場合は、この契約を
変更又は解除することができるものとします。ま

た、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失
の補償を川崎市に対して請求することができるもの
とし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第1281号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市岡本太郎美術館空気熱源ヒートポンプ設備
整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市多摩区枳形7-1-5

川崎市岡本太郎美術館

(3) 履行期間

契約日から令和6年1月31日まで

(4) 業務概要

川崎市岡本太郎美術館に設置されている空気熱源
ヒートポンプの整備等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満
たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種
「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」
に登載されていること。

(3) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に、地域区
分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関す
る法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による
中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業
務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有する
こと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び 問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般
競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証す
る書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出し
てください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒214-0032

川崎市多摩区枳形7-1-5

川崎市岡本太郎美術館

電 話 044-900-9898 (直通)
F A X 044-900-9966
E-mail 25okamoto@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年10月10日(火)～令和5年10月17日(火)
午前9時～正午、午後1時～午後5時(10月17日
は午後3時まで)

※ただし、10月11日(水)、16日(月)を除く

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

- ・一般競争入札参加資格確認申請書
- ・類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等)

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和5年10月19日(木) 午後1時～午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和5年10月19日(木)～令和5年10月25日(水)午後3時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 25okamoto@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-900-9966

(5) 回答方法

令和5年10月27日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額(税抜額)を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印し(3)の受付期間内に持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札書の提出場所

川崎市多摩区枳形7-1-5

川崎市岡本太郎美術館

(3) 入札書の受付期間

令和5年10月31日(火)～令和5年11月7日(火)※ただし月曜日を除く

午前9時～正午、午後1時～午後5時(11月7日は午後3時まで)

(4) 入札書の提出方法

持参とします。

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 開札の日時・場所

令和5年11月8日(水)午前10時

川崎市岡本太郎美術館

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 前払金
否
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1282号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和5年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 橋りょう定期点検(川崎区)業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区大師河原1丁目3番地先ほか1箇所
- (3) 履行期限 令和6年3月15日限り
- (4) 業務概要 本業務委託は、本市道路橋における安全かつ円滑な交通を確保するため、橋りょう点検を行い、その損傷状況を把握することにより、適正かつ的確な補修対策を行うための基礎資料を得ることを目的とする。
- ・橋りょう定期点検 N=1式(2橋)

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」、企業規模「中小企業」及び地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。
- (4) 「管理技術者」が技術士(建設部門 鋼構造及びコンクリート)の資格を有していること。
- (5) 「担当技術者」が技術士(建設部門 鋼構造及びコンクリート)又は、「国土交通省登録技術者資格[※]」(施設分野:橋梁(鋼橋)一業務:点検・診断)若しくは、(施設分野:橋梁(コンクリート橋)一業務:点検・診断)を有していること。
- ※「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。
- (6) (4)(5)に配置する技術者については、兼務できないものとする。

3 一般入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布場所

入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月17日(火)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

- ア 入札参加申込書
イ 上記2(4)の資格証の写し
ウ 上記2(5)の資格証の写し

(4) 提出方法

持参

(5) 提出場所

〒210-0834 川崎市川崎区大島1-25-10
川崎市川崎区役所道路公園センター
電 話 : 044-244-3206
F A X : 044-246-4909
E-Mail : 61doukan@city.kawasaki.jp

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレス

に、確認通知書を令和5年10月23日(月)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(5)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail : 61doukan@city.kawasaki.jp

FAX : 044-246-4909

(2) 質問受付期間

令和5年10月23日(月)から令和5年10月27日(金)の午前9時から午後5時。

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

(3) 質問書の様式

3(1)と同じ

(4) 回答方法

令和5年11月1日(水)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和5年11月7日(火) 10時00分

イ 場所 川崎市川崎区大島1-25-10

川崎区役所道路公園センター

2階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川

崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(5)に同じ。

川崎市公告第1283号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

幸消防署加瀬出張所ほか2か所LED照明器具賃貸借契約

(2) 履行場所

川崎市幸区南加瀬4-18-5ほか2か所

(3) 履行期限

契約締結日から令和11年2月28日まで

(4) 調達概要

本契約は、幸消防署加瀬出張所ほか2か所の既設照明器具をLED照明器具に交換し、LED照明器具を賃貸借するものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」ランク「A」または「B」で登録されている者。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出場所
川崎市川崎区南町20-7
(川崎市消防局総合庁舎8階)
川崎市消防局総務部施設装備課
電話 044-223-2551 (直通)
- (2) 配布・提出期間
令和5年10月10日から令和5年10月17日までの、午前9時から午後5時
(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)
- (3) 提出方法
持参
- (4) 提出書類
一般競争入札参加資格確認申請書
- 4 資料の縦覧
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。
- (1) 交付日
令和5年10月20日
ただし、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。
- (2) 交付場所
3(1)に同じ。
- 6 仕様に関する問い合わせ
仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。
- (1) 提出場所
3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

- (2) 受付期間
令和5年10月10日から令和5年10月27日までの、午前9時から午後5時
(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)
ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。
- (3) 回答日
令和5年11月2日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。
- 7 入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札の方法
ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参してください。
イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。
ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。
エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。
オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時 令和5年11月10日 午後2時00分
イ 場所 川崎市川崎区南町20-7
川崎市消防局総合庁舎8階 第1会議室
- (3) 入札保証金
免除
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、または金融機関もしくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、または取りやめる場合があります。

(4) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

(6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約を変更または解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求できるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(7) 本契約については、本市がやむを得ない理由があると認めた場合には、賃貸借物品の設置期限及び賃貸借期間を変更することができます。

川崎市公告第1284号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

河川占用業務支援システム作成業務委託

(2) 履行場所

川崎市役所建設緑政局道路河川管理部路政課

(3) 契約期間

令和5年11月1日から令和6年1月31日まで

(4) 目 的

川崎市の河川占用業務の支援を目的として、河川種別や占用名義により分散的に個別管理されている一覧表等から占用許可情報を集約し、一元化されたデータベースの作成を行い、指定の様式にデータベースより情報を参照し、占用料計算および帳票作成、出力をするシステムを作成するものである。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この業務委託を契約締結後確実かつ速やかに業務遂行することができること。

(5) 本市においてシステム開発の契約実績があること。

3 担当部署及び問い合わせ先

川崎市建設緑政局道路河川管理部路政課

担当 川田、横山

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク14階

電 話 044-200-2813

F A X 044-200-3978

E-mail 53rosei@city.kawasaki.jp

4 入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び資格要件を満たすことを証する書類（契約書の写し等）を提出しなければなりません。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書・仕様書の配布
配布場所：川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロード、または上記3の場所において配布

配布期間：令和5年10月10日(火)から令和5年10月16日(月)までの午前8時30分から午後5時まで

（閉庁日及び正午から午後1時までを

除く。)

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び資格要件を満たすことを証する書類(契約書の写し等)の提出
提出場所:上記3の担当部署及び問い合わせ先に
同じ。

提出期間:令和5年10月10日(火)から令和5年10月16日(月)までの午前8時30分から午後5時まで

(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

- (3) 提出方法 持参に限る。(持参以外は無効となります。)

5 競争参加資格確認通知書の交付

4により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、当該アドレス宛て送付します。電子メールのアドレスを登録していない場合には、直接受取りに来るようお願いします。

- (1) 交付日:令和5年10月18日(水)
直接受取りに来られる場合は、午前8時30分から午後5時まで

(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 交付場所(受取りの場合):上記3の担当部署及び問い合わせ先に同じ。

(3) その他

入札説明書(仕様書を含む)は3の場所において令和5年10月10日(火)から令和5年10月16日(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)まで縦覧に供するとともに、川崎市財政局契約課のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

6 質問書の配布・提出・回答

(1) 配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロード

(2) 配布期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月16日(月)までの午前8時30分から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出期間

令和5年10月10日(火)から令和5年10月20日(金)までの午前8時30分から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

(4) 提出方法

上記3の担当部署宛て持参または電子メールにて提出

(5) 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を次により交付します。業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、当該アドレス宛て送付します。電子メールのアドレスを登録していない場合には、直接受取りに来るようお願いします。

ア 交付日:令和5年10月25日(水)

直接受取りに来られる場合は、午前8時30分から午後5時まで

(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所(受取りの場合):上記3の担当部署及び問い合わせ先に同じ。

7 入札参加資格

各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア 業務委託の見積総額(税抜き)を入札金額として行います。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の10に相当する額(消費税額及び地方消費税額)を加算した金額をもって契約金額とします。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書を契約ごとに入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年10月31日(火)午後2時00分

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎16階 1602会議室

※16階にて路政課にお声がけください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
 - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 落札者は契約書2通を作成し、3の場所に持参してください。
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。

川崎市公告第1285号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新ゆりグリーンプラザ
川崎市麻生区白山四丁目1番3号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社戸田不動産
代表取締役 戸田 学
東京都港区芝浦三丁目14番6号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社西友	代表取締役 大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社フジ薬局	代表取締役 井上 学	川崎市多摩区三田4-1-3

他計9者

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社西友	代表取締役 大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
株式会社フジ薬局	代表取締役 井上 功	川崎市多摩区三田4-1-3

他計9者

- 4 変更の年月日
令和5年5月8日 他
- 5 変更する理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更によるもの
- 6 届出の年月日
令和5年10月2日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当
(川崎フロンティアビル10階) ※令和6年1月12日(金)まで
(本庁舎9階) ※令和6年1月15日(月)以降
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和5年10月11日から令和6年2月11日の午前8時30分から午後5時まで。
ただし、土曜日及び日曜日、休日、12月29日から1月3日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
令和6年2月11日
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

川崎市公告第1286号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友武蔵新城店

川崎市中原区上新城二丁目127番地1 他3筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社西友

代表取締役 大久保 恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社西友	代表取締役 大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社西友	代表取締役 大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社西友	代表取締役 大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社西友	代表取締役 大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

4 変更の年月日

(1) 令和5年5月8日

(2) 令和5年5月8日

5 変更する理由

(1) 設置者の住所変更のため

(2) 小売業を行う者の住所変更のため

6 届出の年月日

令和5年10月2日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

(川崎フロンティアビル10階) ※令和6年1月12日(金)まで

(本庁舎9階) ※令和6年1月15日(月)以降

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和5年10月11日から令和6年2月11日の午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日、休日、12月29日から1月3日を除く。

- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和6年2月11日

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

川崎市公告第1287号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和5年度東扇島南岸道路改良工事
	履行場所	川崎市川崎区東扇島地内
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。	

参加資格	(6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年10月25日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	東扇島及び千鳥町係留施設防舷材ほか補修工事
	履行場所	川崎市川崎区東扇島地先ほか
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」、「B」又は「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年10月25日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	東扇島小型船溜整備付帯工事
	履行場所	川崎市川崎区東扇島地先
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(8) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年11月8日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	高津区内主要地方道鶴見溝ノ口電線共同溝（その2）工事
	履行場所	川崎市高津区溝口3丁目12番地先
	履行期間	契約の日から令和6年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	

参加資格	<p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年11月8日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	稲毛公園屋外空間再整備工事
	履行場所	川崎市川崎区宮本町7番地8
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>	

参加資格	(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年10月25日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	日吉老人いこいの家外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市幸区北加瀬1丁目39番5号
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。</p> <p>(10) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書において、業種「塗装」の完成工事高が全ての種類別完成工事高の中で最多であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年11月1日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	中野島こども文化センターほか1か所内部改修工事
	履行場所	川崎市多摩区中野島4丁目22番7号ほか1か所
	履行期間	契約の日から令和6年3月5日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」又は「D」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年11月1日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	中部児童相談所新築昇降機設備工事
	履行場所	川崎市高津区末長1丁目3番9号
	履行期間	契約の日から令和7年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p>	

参 加 資 格	<p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成20年4月1日以降に有すること。 川崎市発注のエレベーター設置工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年11月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	柿生小学校ほか1校体育館屋上防水改修工事
	履行場所	川崎市麻生区片平3丁目3番1号ほか1校
	履行期間	契約の日から令和6年2月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 防水工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「防水」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	

参加資格	なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年11月15日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に付する事項	件名	宮前区内矢上川樋門改修工事
	履行場所	川崎市宮前区野川本町2丁目1番地先ほか1箇所
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 鋼構造物工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「鋼構造物」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年10月27日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件11)

競争入札に付する事項	件名	東住吉小学校直結給水化改修工事
	履行場所	川崎市中原区木月住吉町1番11号
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p>	

参 加 資 格

- ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。
- (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。
 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。
 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。
 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
- (10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。
 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。
 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
- (11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年11月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1288号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

令和5年10月11日

川崎市長 福田紀彦

公園の名称	所在地	区域	面積 (㎡)	主な公園 施設
栗木台2丁目つつじ公園	麻生区栗木台 2丁目3番9号	別 図	306	修景施設 ほか

※公告日をもって供用開始日とします。

(別図省略)

川崎市公告第1289号

一般競争入札について次のとおり公告します

令和5年10月12日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

生田緑地ばら苑あり方検討及び全国都市緑化かわさきフェア機運醸成に係わるイベント実施業務委託

(2) 履行場所

生田緑地ばら苑（川崎市多摩区長尾2丁目8-1）

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年11月16日まで

(4) 業務概要

本業務は、生田緑地ばら苑あり方検討及び全国都市緑化かわさきフェア機運醸成に係わるトークイベントの運営等に必要な人員及び資材の設置・撤去を行うものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「イベント」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 全国都市緑化かわさきフェア1年前プレイベントかつばらを中心とした庭園づくりに係わる講演企画への助言、イベント中の登壇者と連携した臨機応変な対応、参加者から寄せられる様々な質疑への対応など、スムーズ運営が求められるため、過去に本市又は他官公庁において全国都市緑化フェア等に類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。さらに、実施したイベントを確認できる資料（直近5年以内の開催イベント名・出演者・参加人数一覧等）を競争入札参加資格確認申請書とともに提出すること。（※様式自由）

3 競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申し込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所・問合せ先

川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課
〒210-0007 川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワーパーク17階
電話 044-200-1202
E-mail 53mityo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年10月12日(木)から令和5年10月18日(水)まで
(※土日除く)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は簡易書留による郵送
郵送の場合は、上記日時までに必着とします。

封筒に入札件名を記載してください。

提出先：3(1)配布・提出場所・問合せ先に同じ。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札

説明書は、3(1)配布・提出場所・問合せ先の場所において、希望者には印刷物を配布します。また、次のホームページにおいて、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

・入札公表について（生田緑地ばら苑あり方検討及び全国都市緑化かわさきフェア機運醸成に係わるイベント実施業務委託）

<<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000155067.html>>

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、2の競争入札参加資格について審査し、競争入札参加資格確認通知書を交付します。

川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和5年10月19日(木)に電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送信します。

6 仕様に関する質問書の受付

(1) 質問書の送付先

3(1)配布・提出場所・問合せ先に同じ。

(2) 質問書受付期間

令和5年10月12日(木)から10月18日(水)まで（18日(水)午後5時まで）

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問書受付方法

電子メール又はFAXに限る。

電子メール 53mityo@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3973

(5) 回答方法

令和5年10月19日(木)に、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2競争入札参加資格」の各号のい

ずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年10月24日(火)午前9時15分

イ 入札場所

〒210-8577

川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎15階第3会議室

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、郵送（簡易書留）による入札に変更する場合があります。

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 前払金

否

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所・問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所・問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページにおいて、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

・(生田緑地ばら苑あり方検討及び全国都市緑化かわさきフェア機運醸成に係わるイベント実施業務委託) <
<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000155067.html>>

川崎市公告第1290号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和5年10月12日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	横浜市青葉区藤が丘2丁目29番地10 株式会社成建アオバ 代表取締役 榎本 寛		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区馬絹3丁目1412番10の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	16.06メートル
	4.00メートル		5.01メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指第206号	廃止 年月日	令和5年 10月12日	

川崎市公告第1291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年10月12日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区有馬七丁目17番2

の一部 ほか1筆

2,918平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市西区楠町10番地1

株式会社 ベンハウス 代表取締役 荻間 勉

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：20戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和4年8月26日
川崎市指令 ま宅審 (イ) 第51号
令和5年2月15日
川崎市指令 ま宅審 (イ) 第97号 (変更)

川崎市公告第1292号

外国人観光客動態分析業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和5年10月13日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 公募型プロポーザルに関する事項
 - (1) 件 名 外国人観光客動態分析業務委託
 - (2) 業務事項
川崎市内に来訪する外国人観光客に関する
ア データ分析業務
イ 分析レポート作成業務
 - (3) 委託期間 契約日～令和6年3月15日
- 2 提案書の提出者の資格
次の条件をすべて満たしていること。
 - (1) 各種データの分析や外国人観光客の動態分析に関する実績とノウハウがある者
 - (2) 法人格を有する者
 - (3) 令和5・6年川崎市業務委託有資格業者名簿に登録しており、更に業種名「その他業務」・種目名「その他」で登録している者
 - (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
 - (5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
 - (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
 - (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
 - (9) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- 3 提案者を特定するための評価基準
 - (1) 事業目的の理解度
 - (2) 企画提案の内容
 - (3) 専門的知識・能力
 - (4) 業務実績

- (5) 実施体制
- (6) 概算見積額
- 4 担当部局
川崎市経済労働局観光・地域活力推進部
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル10階
電 話(直通) 044-200-0509 F A X 044-200-3920
メールアドレス 28kankou@city.kawasaki.jp
- 5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所
 - (1) 配付期間 令和5年10月13日(金)～10月20日(金)
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- 6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法
 - (1) 受付期間 令和5年10月13日(金)～10月20日(金)
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
 - (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)
- 7 企画提案書の受付期間、場所及び方法
 - (1) 受付期間 令和5年11月7日(火)まで
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
 - (3) 提出書類 企画提案書(7部)、見積書(1部)、見積書の写し(7部)、実施体制・主な業務実績(7部)、会社概要(7部)
 - (4) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)
(郵送による提出については、受付期間開始前に到着した場合でも受付を行う)
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否
要する
- 10 関連情報を入手するための照会窓口
4の担当部局と同じ
- 11 その他必要と認める事項
 - (1) 業務規模概算額 6,730,000円(消費税及び地方消費税を含む)
 - (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とする
 - (3) その他
ア 審査結果の発表は令和5年11月17日(金)を予定しています。
イ 詳細につきましては、外国人観光客動態分析業務委託企画提案実施要領、仕様書を御参照ください。

川崎市公告第1293号

令和5年10月13日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	山崎橋橋りょう長寿命化修繕設計委託
	履行場所	川崎市高津区東野川2丁目21番地先
	履行期間	令和6年3月29日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（鋼構造及びコンクリート部門）のいずれかの資格を有する者を配置できること。</p> <p>なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和5年11月14日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎港海底トンネル消火設備調査設計業務委託
	履行場所	川崎市川崎区千鳥町、東扇島及び同地先ほか
	履行期間	令和6年3月29日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「機械部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 現場代理人及び管理（主任）技術者は、技術士（機械部門）、技術士（総合技術監理部門：機械）又はRCCM（機械部門）のいずれかの資格を有する者を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和5年11月14日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	令和5年度 都市計画道路宮内新横浜線（宮内工区）事業建物調査等委託その9
	履行場所	川崎市中原区宮内一丁目地内

競争入札に付する事項	履行期間	令和6年2月29日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和5年11月14日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	天満跨道橋補修設計委託
	履行場所	川崎市宮前区神木本町3丁目3番地先
	履行期間	令和6年3月29日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（鋼構造及びコンクリート部門）のいずれかの資格を有する者を配置できること。 なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和5年11月14日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第294号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

DNAシーケンス&フラグメント解析システム
1式

(2) 購入(製造)物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

<p>仕様書により指定する場所</p> <p>(4) 納入期限 令和6年3月29日</p> <p>(5) <u>本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。</u></p> <p>2 一般競争入札参加資格に関する事項 この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。</p> <p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「計測機器・光化学機器」種目「分析機器」に記載されていること。 なお、有資格業者名簿に記載のない者（入札参加業種に記載のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年11月8日までに行ってください。</p> <p>(4) 平成25年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。</p> <p>(5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。</p> <p>3 仕様書等の閲覧 次により仕様書等を閲覧することができます。</p> <p>(1) 窓口での閲覧の場合 ア 閲覧場所 令和5年11月に本庁舎に移転しますので、移転前と移転後で次のとおり変更になります。 (ア) 令和5年11月5日(日)まで 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル13階 川崎市財政局資産管理部契約課 担当 舘 電話044-200-2092 (イ) 令和5年11月6日(月)以降 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階 川崎市財政局資産管理部契約課 担当 舘 電話044-200-2092 イ 閲覧期間 令和5年10月25日～令和5年11月8日 (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。) 午前8時30分～正午、午後1時～午</p>	<p>後5時</p> <p>(2) インターネットでの閲覧の場合 ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」 イ 閲覧期間 令和5年10月25日～令和5年11月8日 午前8時～午後8時</p> <p>4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先 下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。 提出期間 令和5年10月25日～令和5年11月8日 午前8時～午後8時 ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に申込書等を提出してください。 なお、申込書等の郵送による提出は認めません。</p> <p>(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先 上記3(1)アに同じ。 なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。</p> <p>(2) 配布・提出期間 上記3(1)イに同じ。</p> <p>(3) 提出書類 ア 一般競争入札参加申込書 イ 納入予定物品仕様書 ウ 納入（製造）実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む） また、提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができる者と認められた者に限り、入札に参加することができます。</p> <p>5 入札説明書の交付 上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。</p> <p>6 仕様書作成担当部署及び担当者 健康福祉局健康安全研究所 担当 門脇 電話 044-276-8250</p> <p>7 仕様書に関する質問・回答 (1) 質問 次により、仕様書の内容に関して質問することができます。 なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。 質問することができる方は、入札参加申込を済ま</p>
---	--

せた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和5年10月25日～令和5年11月8日
午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)アの場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレスあてにExcel形式のまま送付してください。なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記3(1)アの担当まで御連絡ください。

配布・提出期間 令和5年10月25日～令和5年11月8日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書の配布についても、上記3(1)アの場所で行います。

なお、質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にExcel形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答日 令和5年11月28日 午後5時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」)にて掲載します。なお、

質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに令和5年11月28日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和5年11月28日の午前9時～正午に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和5年12月13日 午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和5年12月13日 午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和5年12月11日 必着

(イ) 入札書の提出先 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市財政局資産管理部 契約課 担当 舘

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)アの場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Sanger sequencing and fragment analysis system 1 unit

(2) Time-limit for tender :

a By electronic bidding system

10:00 A.M. 13 December 2023

b Direct delivery

11:00 A.M. 13 December 2023

c By mail

11 December 2023

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,

Kanagawa

210-8577, Japan

TEL : 044-200-2092

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第295号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市立高津高等学校教育用ICT機器等賃貸借契約

(2) 履行場所 川崎市立高津高等学校

(3) 履行期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

(4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年11月8日(水)までに行ってください。

(4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 競争入札参加申込書等配布及び提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3

川崎市総合教育センター 3階

情報・視聴覚センター

電話 044-844-3712

(2) 配布及び提出期間

令和5年10月25日(水)から令和5年11月8日(水)まで

午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 提出方法

持参又は郵送に限ります。郵送の場合、上記3(2)の期間内に必着とし、競争入札参加申込書を郵送したときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください。

申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

なお、競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて提出してください。契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。

(「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレス宛に令和5年11月15日(水)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和5年11月15日(水)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までに、3(1)にて、書類を交付します。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ場所

上記3(1)と同じ。

(2) 問合せ期間

令和5年10月25日(水)から令和5年11月22日(水)まで

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレス宛て送付してください。

なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和5年11月29日(水)までに、競争入札参加資格があると認められた者宛てに、FAX又は電子メールアドレスにて送付します。

なお、競争入札参加資格があると認められた者以外からの質問には、回答しません。

6 カタログの提出について

競争入札参加資格があると認められた者については、導入予定機種等のカタログを令和5年12月6日(水)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。

なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きで総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60か月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和5年12月12日(火) 午前11時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和5年12月11日(月)

郵送による場合は、期日までに到着するように書留郵便等の記録が残る方法で送付してください。

なお、入札書を送付したときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

- (2) 入札保証金 免除
(3) 開札の日時 8(1)アに同じ
(4) 開札の場所 8(1)イに同じ
(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再度入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。

また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。

なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。
(2) 前払金 否
(3) 契約書作成の要否 要
(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することがで

きます。

11 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
(3) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。
(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
(5) 支払については、毎月払いとします。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Lease computers installed in Takatsu high school in Kawasaki City.
(2) Time-limit for tender:
11:00 A.M 12 Dec 2023
(3) Time-limit for tender by mail:
11 Dec 2023
(4) Contact point for the notice
KAWASAKI CITY OFFICE
KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center
6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,
Kanagawa 213-0001, Japan
TEL:044-844-3712

川崎市公告(調達)第296号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
令和5年度川崎市立学校校務用コンピュータ機器(雇用対策分含む) 賃貸借契約
2 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター
川崎市高津区溝口6-9-3
3 契約の相手方を決定した日
令和5年9月12日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所
NX・TCリース&ファイナンス
株式会社 横浜営業所
所長 宮下 晃
横浜市西区高島2丁目19番3号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く)
274,104,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年7月25日

川崎市公告(調達)第297号

一般競争入札について、次のとおり公告します。
令和5年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 中原図書館LED照明器具賃貸借契約
 - (2) 履行場所 川崎市中原区小杉町3-1301
 - (3) 履行期間 契約日から令和11年2月28日まで
 - (4) 調達概要 仕様書によります。
- 2 競争入札参加資格
入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」ランク「A」で登録されていること。
- 3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。
 - (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所
〒210-0063
川崎市中原区小杉町3-1301
川崎市立中原図書館6階事務室 担当 小林
電 話 044-722-4932
FAX 044-733-7524
 - (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
令和5年10月25日(水)から令和5年10月31日(火)まで
午前9時~午後5時(ただし、正午~午後1時を除く)
一般競争入札参加申込書、仕様書等は、川崎市

ホームページ内「入札情報かわさき」からダウンロードできます。ダウンロードできない場合は、3(1)の場所において3(2)の期間、仕様書等の閲覧と一般競争入札参加申込書の交付を行います。

- (3) 提出方法
持参

- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付
入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和5年11月2日(木)までに送付します。
なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和5年11月2日(木)午前9時30分から午後5時(ただし、正午~午後1時を除く)まで配布します。
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書、仕様書及び質問書を当該委任先メールアドレスに送付します。
なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和5年11月2日(木)午前9時30分から午後5時(ただし、正午~午後1時を除く)まで配布します。
- 6 仕様書等に関する質問・回答
 - (1) 質問
次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。
また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。
ア 質問書の配布
入札説明書の配布と同じ
イ 質問書の提出場所
3(1)と同じ
ウ 質問書の提出期間
令和5年11月8日(水)まで
午前9時~午後5時(ただし、正午~午後1時を除く)
エ 質問書の提出方法
(ア) 持参
(イ) FAX
(ウ) メール
なお、FAX又はメールにより提出した場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。
電 話 044-722-4932
FAX 044-733-7524
E-mail 88nakato@city.kawasaki.jp
 - (2) 回答
ア 回答日
令和5年11月14日(火)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で配布します。

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

- ア 入札書の提出日時 令和5年11月21日(火)午前10時00分
- イ 入札書の提出場所 川崎市立中原図書館6階多目的室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)アに同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ
- (6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (7) 本契約については、本市がやむを得ない理由があると認めた場合には、賃貸借物品の設置期限及び賃貸借期間を変更することができます。

川崎市公告(調達)第298号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

川崎市区役所事務サービスシステム標準化対応設計等業務委託契約

2 履行期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

3 契約事務担当部局の名称及び所在地

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
川崎市川崎区宮本町1番地

4 契約の相手方を決定した日

令和5年9月28日

5 契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan
株式会社 関東・信越公共ビジネス統括部
統括部長 佐々木 智瑞
川崎市川崎区東田町8

6 契約金額

74,412,800円

- 7 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 8 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第299号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年10月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称
今井小学校ほか3校LED照明器具賃貸借契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
教育委員会事務局教育環境整備推進室
川崎市川崎区宮本町6番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
JA三井リース株式会社
代表取締役 新分敬人
東京都中央区銀座八丁目13番1号
- 5 落札金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)
23,040,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告(及び公示)を行った日
令和5年7月10日

川崎市公告(調達)第300号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
庁内情報環境整備に係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守契約
(令和6年3月31日導入分)
 - (2) 履行場所
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎 他
 - (3) 履行期間
令和6年3月31日から令和11年3月30日まで
 - (4) 調達物品の概要
入札説明書によります。

- 2 競争参加資格に関する事項
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 令和5・6年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。
なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年11月2日(木)までに行ってください。申請の際は、契約件名及びWTO案件(資格審査申請締切日が令和5年11月2日(木))であることを財政局資産管理部契約課に伝えてください。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
 - (5) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先
この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書を提出しなければなりません。
 - (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地(本庁舎10階)
総務企画局デジタル化施策推進室
担当 和田、中村
電話 044-200-2057
FAX 044-200-3752
E-mail 17digital@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
令和5年10月25日(水)から令和5年11月2日(木)までとします(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。
 - (3) 提出方法
持参に限る。
- 4 競争参加資格確認通知書の交付
競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。
 - (1) 日時
令和5年11月10日(金)
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
 - (2) 場所
3(1)と同じ

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和5年10月25日(木)から令和5年11月2日(木)まで縦覧に供します(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 日時

令和5年11月10日(金)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

6 仕様に関する問合せ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、令和5年11月10日(金)から令和5年11月17日(金)まで、入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

なお、回答については令和5年11月27日(月)、入札参加資格者にFAXもしくはメールにて送付します。

7 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)を令和5年11月30日(木)午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

8 入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

リース総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年12月5日(火)午後1時30分

イ 場所

川崎市役所 本庁舎10階 開発室 I

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

ア 期限

令和5年12月4日(月)必着

イ 宛先

3(1)に同じ

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 本入札に関して提出する一切の書類について、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。提出された書類については、使用の有無を確認し、使用が認められた場合は、当該書類についてこれを無効とします。

(5) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

The contract for the lease and maintenance

of personal computers and other necessary equipment for the Kawasaki City Office intra information system.

- (2) Time-limit for tender :
1 : 30 P. M. December 5, 2023
- (3) Time-limit for tender by mail :
December 4, 2023
- (4) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Digitalization Policy Promotion Office
General Affairs and Planning Bureau
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
Tel : 044-200-2057

川崎市公告(調達)第301号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
令和5年度パソコン及びプリンタの設定・再配置作業委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局デジタル化施策推進室
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年8月21日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 どっとこむ
代表取締役 大山 雄三
東京都新宿区西新宿7丁目5番11号 岡山ビル8階
- 5 落札金額
9,896,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年7月10日

税 公 告

川崎市税公告第119号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭

和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

年度	税目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	市民税・県民税(普通徴収)	第1期分	令和5年10月11日	計157件
令和5年度(令和3年度課税分)	市民税・県民税(普通徴収)	7月随時分	令和5年10月11日	計1件
令和5年度(令和4年度課税分)	市民税・県民税(普通徴収)	5月随時分	令和5年10月11日	計1件
令和5年度(令和4年度課税分)	市民税・県民税(普通徴収)	7月随時分	令和5年10月11日	計7件
令和4年度	市民税・県民税(普通徴収)	第3期分	令和5年10月11日	計1件
令和4年度	市民税・県民税(普通徴収)	第4期分	令和5年10月11日	計1件
令和5年度	固定資産税都市計画税(土地・家屋)	第1期分	令和5年10月11日	計1件
令和5年度	固定資産税都市計画税(土地・家屋)	第2期分	令和5年10月11日	計43件
令和5年度	固定資産税(償却資産)	第2期分	令和5年10月11日	計1件
令和5年度(令和4年度課税分)	軽自動車税(種別割)	全期分	令和5年10月11日	計1件
令和5年度	軽自動車税(種別割)	全期分	令和5年10月11日	計93件

(別紙省略)

川崎市税公告第120号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年9月29日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第121号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月10日

川崎市長 福田紀彦
(別紙省略)

上下水道局告示**川崎市上下水道局告示第54号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定更新について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定更新したので、同規程第9条第2号の規定により告示します。

令和5年10月6日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

1 指定番号 第997号

氏名又は名称 有限会社ルーテン

住所 千葉県船橋市二和東六丁目32番4号

代表者氏名 照屋 幸照

指定更新日 令和5年10月6日

有効期限 令和10年9月29日

川崎市上下水道局告示第55号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和5年10月13日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

1 指定有効期間

令和5年11月01日から

令和10年10月31日まで

2 指定工事店

指定番号 1069

商号又は名称 エイチエスシー株式会社

営業所所在地 神奈川県横須賀市吉井4丁目6番10号

代表者氏名 平野 浩一

指定番号 914

商号又は名称 ライズ

営業所所在地 横浜市神奈川区菅田町183番地2竹井テラスハウス

代表者氏名 橋本 哲也

指定番号 1071

商号又は名称 株式会社三協

営業所所在地 横浜市西区平沼2丁目7番23号

代表者氏名 石井 康雄

指定番号 1076

商号又は名称 栄和設備

営業所所在地 横浜市鶴見区下末吉3丁目12番8号

代表者氏名 石川 栄二

指定番号 1072

商号又は名称 株式会社Lgo

営業所所在地 相模原市南区相武台2丁目11-11
ネオハイツ安藤201

代表者氏名 槻館 雄太

指定番号 1073

商号又は名称 株式会社上栄工業

営業所所在地 川崎市川崎区大島4丁目1-17パ
ルグランデ101号

代表者氏名 上村 榮生

指定番号 1075

商号又は名称 さくま住設工業

営業所所在地 横浜市都筑区早淵1丁目11番28号

代表者氏名 佐久間 優行

指定番号 917

商号又は名称 伊佐設備工業株式会社

営業所所在地 相模原市中央区田名5941番地1

代表者氏名 金井 光夫

上下水道局公告**川崎市上下水道局公告第76号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月3日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和5年度等々力水処理センター脱臭設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1
	履行期間	令和6年3月15日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者</p> <p>(4) 平成20年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した下水道施設における脱臭設備点検整備（脱臭剤交換業務を含む。）、又は脱臭設備製作・据付（脱臭剤納入を含む。）の元請けとしての履行完了実績を有すること。</p>	
契約条項を 示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和5年10月26日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧下さい。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。</p>	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	令和5年度入江崎水処理センターほか脱臭設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-17-1ほか
	履行期間	令和6年3月15日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者</p> <p>(4) 平成20年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した下水道施設における脱臭設備点検整備（脱臭剤交換業務を含む。）、又は脱臭設備製作・据付（脱臭剤納入を含む。）の元請けとしての履行完了実績を有すること。</p>	
契約条項を 示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和5年10月26日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧下さい。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。</p>
-------	--

川崎市上下水道局公告第77号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月3日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	多摩川水系排水樋管耐震補強その1工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上丸子山王町1丁目地内ほか
	履 行 期 間	契約の日から220日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>	
入札日時等	令和5年10月24日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	工業用水道 エリーパワー(株)ほか5箇所流量計測設備取替工事
	履行場所	川崎市川崎区水江町4-7 ほか5箇所
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p> <p>契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年10月25日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第78号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和5年度加瀬水処理センターほか脱臭設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市幸区南加瀬4-40-22ほか
	履行期間	令和6年3月15日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p>	

参 加 資 格	(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者 (4) 平成20年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した下水道施設における脱臭設備点検整備（脱臭剤交換業務を含む。）、又は脱臭設備製作・据付（脱臭剤納入を含む。）の元請けとしての履行完了実績を有すること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和5年10月31日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和5年度 下水道工事標準仕様書等作成業務委託
	履 行 場 所	川崎市全域
	履 行 期 間	令和6年10月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 本市上下水道局が発注した下水道管路施設における詳細設計に係わる実施設計委託業務の元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～ウは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要 ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者 イ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はRCCM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和5年10月31日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	大島ポンプ場ほか耐震補強対策実施設計委託
	履行場所	川崎市川崎区浜町4-17-11ほか
	履行期間	令和6年6月28日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 平成26年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した下水道法第2条の2に定義される処理施設、ポンプ施設（マンホール形式ポンプ場を除く。）、貯留施設における土木躯体構造物の耐震補強に係る実施設計業務（※）の元請けとしての履行完了実績をTECRIS等により確認できること。</p> <p>※土木躯体構造物の耐震補強に係る実施設計業務は、耐震診断、基本設計、詳細設計のいずれかとする。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～ウは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要</p> <p>ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）、RCCM（下水道部門）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）のいずれかの資格を有する者</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和5年10月31日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第79号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	上麻生5丁目200mm・100mm配水管布設工事
	履行場所	自：麻生区上麻生5-44-37先 至：麻生区上麻生6-39先 ほか1件
	履行期間	契約の日から105日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p>	

参 加 資 格	<p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「水道施設」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和5年10月31日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	下麻生2丁目300mm・100mm配水管布設替工事
	履行場所	自: 麻生区下麻生2-7-5先 至: 麻生区下麻生2-34-12先
	履行期間	契約の日から95日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「水道施設」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>	
入札日時等	令和5年10月31日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	小杉町地区下水枝線第19号工事
	履行場所	川崎市中原区小杉町2丁目地内
	履行期間	契約の日から150日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年11月6日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	小向ポンプ場建設機械その17工事
	履行場所	川崎市幸区小向仲野町16-1
	履行期間	契約の日から令和7年3月14日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成20年4月1日以降に有すること。</p> <p>下水道法第2条2「下水道」に定義される下水道施設（処理施設・ポンプ施設・貯留施設に限る。）において、水中汚水ポンプ設備の製作及び据付工事の完工実績を有すること（修理及び整備工事を除く。）。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年11月13日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	渡田雨水滞水池建設電気その3工事
	履行場所	川崎市川崎区小田7-3-1
	履行期間	契約の日から令和6年11月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年11月13日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	の公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	長沢浄水場 水管理センター及び第4沈でん池空調和設備改良工事
	履行場所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内)
	履行期間	契約の日から令和7年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空調和設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年11月13日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	入江崎総合スラッジセンター2系濃縮汚泥貯留タンク攪拌機整備その他工事
----------------	-----	------------------------------------

競争入札に 付する事項	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年11月1日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件名	上下水道局内線電話システム構築その2工事
	履行場所	川崎市川崎区宮本町1番地ほか
	履行期間	契約の日から令和6年8月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p>	

参 加 資 格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「電気通信」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等	令和5年11月13日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

上下水道局公告（調達）

川崎市上下水道局公告（調達）第26号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年10月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 調達の名称
令和5年度庁舎移転に伴う機器移設及び設定変更業務委託
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年9月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
NECフィールドインング 株式会社 玉川支店
玉川支店長 田中 誠
川崎市高津区久本3丁目5番7号

5 随意契約に係る契約金額

42,633,800円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市上下水道局公告（調達）第27号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

・危機管理対策用ビデオ会議システム保守

1式

・危機管理対策用ビデオ会議システム賃貸借

1式

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書によります。

(4) 納入期間

仕様書によります。

(5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に登載されており、かつ、「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種・種目に登載のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和5年11月8日までに行ってください。

(4) 平成25年4月1日以降に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と類似する賃貸借及び保守契約を締結し、かつ、誠実に履行した又は履行中の実績があること。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には次により無償で交付します。

交付場所については、令和5年11月に本庁舎に移転しますので、移転前と移転後で次のとおり変更になります。

(1) 場所

- ア 令和5年11月5日(日)まで
川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル13階
電話 044-200-2093
- イ 令和5年11月6日(月)以降
川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎16階
電話 044-200-2093

(2) 期間 令和5年10月25日（公告日）～令和5年11月8日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間

令和5年10月25日（公告日）～令和5年11月8日

午前8時から午後8時まで

※ ただし、競争入札参加申込書等を3(1)の場所に持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時までとします。

(3) 電子入札システムによる申込ができない場合の提出場所

3(1)に同じ。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加申込書を提出し、かつ、仕様書に定められた条件を満たす物品のリース及び役務を確実に履行することができることを証明する6の書類を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この物品のリース及び役務を確実に履行できると認められた者に限り、入札に参加することができます。

6 競争入札参加の申込を行う時に必要な書類

- ・公官庁等における契約の履行証明書

7 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局経営戦略・危機管理室
担当：鹿嶋
電話 044-200-0125

8 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和5年10月25日～令和5年
11月8日
午前8時～午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に3(1)の場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレス宛てにE x c e l形式のまま送付してください。なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を4(3)の担当まで御連絡ください。

配布・提出期間 令和5年10月25日～令和5年
11月8日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
電子メールアドレス

23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書の配布についても、3(1)の場所で行います。

なお、質問書は、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にE x c e l形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答日時

令和5年11月21日 午前9時まで

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を「入札情報

かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はいたしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄の「電子入札システム質問回答機能操作方法」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

9 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和5年11月21日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和5年11月21日の午前9時～正午に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

10 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

11 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。入札(見積)書は賃貸借(60ヶ月分)の税抜き額を記載してください。

なお、リース物品の価格のほか、輸送費、保険料、保守等役務の履行に関する一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてください。

入札金額は、税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

また、次により入札を執行します。

電子入札システムによります。ただし、電子入札システムによりがたい者は、紙入札方式で入札予定日時に川崎市役所入札室に持参してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

令和5年12月6日 午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和5年12月6日 午前10

時30分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和5年12月4日必着

(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年12月6日 午前10時30分

イ 場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

12 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市上下水道局は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記変更又は解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市上下水道局に

対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Leasing and maintenance of the video conferencing system for crisis management measures of the Waterworks and Sewerage Bureau.

(2) Time-limit for tender :

a By electronic bidding system

9:30 A.M. 6 December 2023

b Direct delivery

10:30 A.M. 6 December 2023

c By mail

4 December 2023

(3) Contract point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL : 044-200-2093

(4) Language :

Japanese is the only language used in all the contract procedures

交通局公告(調達)

川崎市交通局公告(調達)第16号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

ア 軽油A(1月~3月分) 222キロリットル

イ 軽油B(1月~3月分) 292キロリットル

ウ 軽油C(1月~3月分) 222キロリットル

エ 軽油D(1月~3月分) 318キロリットル

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

ア 川崎市交通局上平間営業所

- イ 川崎市交通局塩浜営業所
- ウ 川崎市交通局井田営業所
- エ 川崎市交通局鷺ヶ峰営業所

(4) 納入期間

令和6年1月1日から令和6年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市における令和5・6年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)において業種「燃料・油脂類」、種目「石油製品・オイル」、かつ、ランク「A」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加に係る業種を登録していない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年11月2日までに行ってください。申請の際には、この公告文の写しを持参してください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書、誓約書及び5の書類を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書等の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

- (1) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課
契約担当 野川
電話 044-200-3228

- (2) 提出期間
令和5年10月25日から令和5年11月2日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

- (3) 提出方法
持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情

報」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、購入物品を安定して供給できることを証明する書類(供給保証書)を令和5年11月2日までに3(1)の場所に提出しなければなりません。

この場合において、提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができるものと認められた者に限り、入札に参加することができます。

なお、入札参加者は、当該書類に関し説明を求められたときは、それに応じなければなりません。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和5年11月13日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

7 仕様に関する問い合わせ先

川崎市交通局自動車部運輸課車両係 須藤
電話 044-200-3241

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札及び契約に付するものとし、1キロリットル(1,000リットル)当たりの単価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて見積もった金額から軽油引取税額を控除した額の110分の100に相当する金額に、軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載してください。軽油引取税額は本公告日現在の税率を適用してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 日 時

令和5年12月7日 午前9時00分

(イ) 場 所

川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

イ 郵送による入札の場合

(ア) 期 限

令和5年12月5日 必着

(イ) 宛 先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

(1)アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得第7条の規定により無効と定める入札は、これを無効とします。

10 再度の入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は参加できません。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。契約保証金の算定の基礎となる契約金額は、契約単価に概算発注予定数量等に乗じて得た金額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した金額とします。

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 入札に関する苦情

入札に関する苦情について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会へ申し立てることができます。

13 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) この契約の目的物に係る税制改正が実施された場

合は、それによるものとします。

(5) 落札者の決定後、川崎市政府調達苦情検討委員会に対する苦情申立てが行われた場合、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

①Gas Oil Quantity 222kl

②Gas Oil Quantity 292kl

③Gas Oil Quantity 222kl

④Gas Oil Quantity 318kl

(2) Time limit for tender:

9:00 A.M., December 7, 2023

(3) Time limit for tender by mail:

December 5, 2023

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting Section

Transportation Bureau

1-8-9, Isago, Kawasaki-ku,

Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan

TEL:+81(0)44-200-3228

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第15号

川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程及び川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月6日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程及び川崎市病院局会計年度任用職員の給

与等に関する規程の一部を改正する規程

(川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程の一部

改正)

第1条 川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程(平成17年川崎市病院局規程第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1 感染症病原体接触手当の部金額の欄中、「2 歴実」を「2 歴日」に、「の時」を「のとき」に、「支給」を「支給しない。」に改め、同表看護職員処遇改善手当の部の次に次のように加える。

看護師手術室勤務手当	(1) 月額	25,000円	川崎病院の手術室に勤務する看護師
	(2) 月額	10,000円	井田病院の手術室に勤務する看護師

別表第2中第11号を第12号とし、第10号の次に次の

1号を加える。

(11) 看護師手術室勤務手当

(川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部改正)

第2条 川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程(令和2年川崎市病院局規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2看護職員処遇改善手当の部の次に次のように加える。

看護師手術室勤務手当	(1) 月額	25,000円	川崎病院の手術室に勤務する看護師
	(2) 月額	10,000円	井田病院の手術室に勤務する看護師

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程別表第1感染症病原体接触手当の部の改正規定は、公表の日から施行する。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第51号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月10日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午

後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分)。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分)。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に戻り、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する

権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に

立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによりま

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する聴覚誘発反応測定装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和5年10月10日から令和5年10月17日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する問い合わせ等	令和5年10月10日から令和5年10月17日まで受け付けます。	
入札及び開札	日時	令和5年10月27日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

病院局公告(調達)

川崎市病院局公告(調達)第19号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月25日

川崎市病院事業管理者 金井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほか契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index>.)

html)

- (3) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休日等は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格

- (1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け取ります(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分)。

- (2) 本書において「名簿」とは、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

ウ 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

エ 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

- (3) なお、名簿に登録のない者(入札参加業種(種目)に搭載のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和5年11月7日(火)までに行ってください。

- (4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を名簿に登録された委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

- (5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 入札説明書の交付

入札説明書は、令和5年10月25日(水)から令和5年12月6日(水)まで別紙の案件ごとに1(1)の場所において縦覧に供するとともに、病院局入札情報のホームページに掲載します。

4 仕様書等に関する質問・回答

仕様書等に関する質問は、別紙の案件ごとに定められた期間に所定の質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)を用いて、電子メールにより受け取ります。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

なお、仕様書等以外の質問は受付しません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

回答については、入札者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、1(1)の照会窓口に掲示し、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

5 入札手続等

- (1) 入札書の提出及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとに定めるところによります。

- (2) 入札書の提出方法は、持参又は書留郵送とします。郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留により郵送してください。

また、当該郵送を行ったら速やかに、1(1)の場所に必ず電話をしてください。

- (3) 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

- (4) 入札保証金は免除します。

- (5) 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

- (6) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

6 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

- (1) 契約保証金は契約金額の10%とします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

- (2) 前払金の適用はありません。

- (3) 契約書の作成を必要とします。

- (4) 川崎市議会において、この契約に係る令和6年度の予算を定める議会の議決がない場合又は当該予算の削除を伴う議決があった場合については、発注者はこの契約を変更又は解除することができます。

7 その他

- (1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語又は通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 別紙の案件の詳細については、入札説明書によります。

- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (4) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎市立川崎病院で使用する都市ガスの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和6年1月1日から令和6年12月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「燃料・油脂類」 種目「プロパンガス・石炭」
	その他	1 履行場所を含む区域において、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定によりガス小売事業者としての登録を受けている者であること。 2 調達されるガスの品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、契約期間の都市ガス使用実績を本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
競争参加の申込	令和5年10月25日から令和5年11月7日まで受け付けます。	
資格確認の通知	令和5年11月15日を目途に通知します。	
縦覧期間	令和5年10月25日から令和5年12月6日まで病院局契約担当窓口で閲覧できます。	
仕様に関する問い合わせ等	令和5年10月25日から令和5年11月17日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和5年12月6日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和5年12月4日必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1 川崎市病院局経営企画室 経理担当課長
入札保証金	免除します。	
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	<p>1 Nature and quantity of product to be purchased : City gas to be used at Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital.</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 6th December 2023</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: 4th December 2023</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857(Direct-in)</p>	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	川崎市立井田病院で使用する都市ガスの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2丁目27番1号(川崎市立井田病院)
	履行期間	令和6年1月1日から令和6年12月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種「燃料・油脂類」 種目「プロパンガス・石炭」
	その他	1 履行場所を含む区域において、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定によりガス小売事業者としての登録を受けている者であること。 2 調達されるガスの品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、契約期間の都市ガス使用実績を本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
競争参加の申込	令和5年10月25日から令和5年11月7日まで受け付けます。	
資格確認の通知	令和5年11月15日を目途に通知します。	
縦覧期間	令和5年10月25日から令和5年12月6日まで病院局契約担当窓口で閲覧できます。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和5年10月25日から令和5年11月17日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和5年12月6日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による 入札書の提出	提出期限	令和5年12月4日必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1 川崎市病院局経営企画室 経理担当課長
入札保証金	免除します。	
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	1 Nature and quantity of product to be purchased : City gas to be used at Kawasaki Municipal Ida Hospital. 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 6th December 2023 3 Time-limit for tender by mail: 4th December 2023 4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857(Direct-in)	

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第9号

サイレンの吹鳴について
消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

令和5年10月4日

川崎市消防長 原 田 俊 一

訓練	日 時	令和5年10月15日(日)10時00分～11時30分
	場 所	麻生区上麻生6丁目25番1号 医療社団法人 総生会 麻生総合病院
	消防隊数	消防隊 4隊 救急隊 1隊 計5隊

川崎市消防局公告第10号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

令和5年10月13日

川崎市消防長 原 田 俊 一

指定催しの名称	第82回川崎市制記念多摩川花火大会
開催場所	川崎市高津区・多摩川河川敷 (国道246号〔二子橋〕～第三京浜道路間の河川敷)
開催期間	令和5年10月21日(土) 17時00分から19時00分まで

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第9号

第4回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和5年10月4日

川崎市農業委員会

会長 小 川 耕 平

1 日 時

令和5年10月6日(金) 午後2時00分～

2 場 所

J A セレサ棍ヶ谷ビル3階会議室

(川崎市高津区棍ヶ谷2-1-7)

(1) 議案第1号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について

(2) 議案第2号 特定都市農地貸付規程の承認について

て

- (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の審査基準(案)について
- (4) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (5) 報告第2号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (6) 報告第3号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (7) 報告第4号 生産緑地の主たる従事者証明について
- (8) 報告第5号 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (9) 報告第6号 川崎市内農地賃借料情報について
- (10) その他

職 員 共 済 組 合 規 程

川崎市共済規程第3号

川崎市職員共済組合個人情報保護に関する規程をここに公布する。

令和5年10月10日

川崎市職員共済組合

理事長 伊 藤 弘

川崎市職員共済組合個人情報保護に関する規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 個人情報の管理体制
- 第3章 個人情報の取得等
- 第4章 個人情報の管理
- 第5章 個人情報の第三者提供
- 第6章 保有個人データの開示等
- 第7章 苦情処理
- 第8章 仮名加工情報の作成等
- 第9章 匿名加工情報の作成等
- 第10章 その他

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、川崎市職員共済組合(以下「組合」という。)が管理する個人情報の保護及び適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、組合の行う事業の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義

は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。第7条第2項及び第23条第1項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 次に掲げるもののいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第1条に定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして令第2条各号のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）が含まれる個人情報をいう。

(4) 本人 個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

(5) 仮名加工情報 次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する

情報をいう。

ア 第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(6) 匿名加工情報 次に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれに定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

ア 第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(7) 個人関連情報 生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

(8) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして令第4条第1項各号のいずれにも該当するものを除く。）をいう。

ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして令第4条第2項で定めるもの

(9) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(10) 保有個人データ 組合が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの以外のものをいう。

ア 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

イ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ウ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

エ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(11) 学術研究機関等 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第2章 個人情報管理の管理体制

(個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者)

第3条 個人情報の安全管理のため、組合に個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者を置く。

第3章 個人情報の取得等

(利用目的の特定)

第4条 組合は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)を川崎市職員共済組合個人情報保護に関する規程細則(令和5年10月10日5川共済第452号。以下「規程細則」という。)で定めるところにより特定しなければならない。

2 組合は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 組合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

2 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者をいう。)から業務を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 法令(条例を含む。以下同じ。)に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受

けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究の用に供する目的(以下「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

(不適正な利用の禁止)

第5条の2 組合は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第6条 組合は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 組合は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。)第6条で定める者により公開されている場合

(6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして規程細則に定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 組合は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 組合は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁

的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要な場合は、この限りでない。

- 3 組合は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第4章 個人情報の管理

(データ内容の正確性の確保等)

第8条 組合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(職員等の責務)

第9条 次に掲げる者(以下「職員等」という。)は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 組合役員若しくは職員又は役員であった者若しくは職員であった者
- (2) 第13条第1項に規定する委託先に従事する者又は従事していた者
- (3) 第13条第2項に規定する派遣された職員又は派遣されていた者

2 職員等は、この規程の定めるところに従い、適正な個人情報の管理に努めなければならない。

(安全管理措置)

第10条 組合は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(職員等の監督)

第11条 組合は、職員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育・訓練の実施)

第12条 組合は、職員等の知識・技能の習得及び個人情報の保護に対する職業倫理の向上のため、職員等に職責、経験等を考慮した教育・訓練を行うものとする。

(委託先の監督)

第13条 組合は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人情報に関する秘密保持その他個人情報の保護の水準を満たしている者を委託先とし、委託先が講じるべき安全管理措置等に関し必要な事項を委託契約書等に明記するものとする。

2 組合は、個人情報の取扱いを派遣協定等により派遣された職員等に行わせる場合には、個人情報の適切な取扱いに関する事項を当該派遣協定書に明記するものとする。

3 組合は、委託した個人データの安全管理が図れるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事態発生時の対応)

第14条 個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態の発生又はその兆候を察知した者は、直ちに個人情報保護管理者に報告しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項の規定により、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態の兆候の連絡を受けた場合には、発生を事前に防ぐための必要な措置を講じるものとする。

3 個人情報保護管理者は、第1項の規定により、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態の発生連絡を受けた場合には、速やかに事態の経緯及び被害状況等を調査し、復旧のための必要な措置を講じるとともに、規程細則で定めるところにより、当該事態の状況等について理事長に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告のうち、長期給付に関する事項については、全国市町村職員共済組合連合会にも併せて報告しなければならない。

(個人情報の漏えい等の報告等)

第14条の2 理事長は、前条の報告により、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規程細則で定めるところが生じたときは、規程細則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しな

なければならない。ただし、法第150条第1項の規定により、法第26条第1項、第146条第1項、第162条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号）第99条、第101条、第103条、第105条、第106条、第108条及び第109条、法第163条並びに第164条の規定による権限が総務大臣に委任された場合は、総務大臣の指示に基づいて行うものとする。

2 前項に規定する場合には、本人に対し、規程細則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第5章 個人情報第三者提供
(第三者提供の制限)

第15条 組合は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(本人への通知等により第三者に提供できる場合)

第16条 組合は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、規程細則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第6条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは組合以外の法第16条第2項で規定する個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供

されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

- (1) 組合の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして、規程細則に定める事項

2 組合は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、規程細則で定めるところにより本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

(第三者提供に該当しない場合)

第17条 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前2条の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 組合が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による業務の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
 - ア 共同して利用する旨
 - イ 共同して利用される個人データの項目
 - ウ 共同して利用する者の範囲
 - エ 利用する者の利用目的
 - オ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所
 - カ 組合の代表者の氏名

2 組合は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は組合の代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第18条 組合は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第20条の2第1項第2号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則第15条第1項で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて法第4章第1節の規定により法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして規則第16条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合、第15条各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 組合は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、規程細則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 組合は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、規程細則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第19条 組合は、個人データを第三者（法第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第20条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、規程細則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の規程細則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第15条各号又は第17条第1項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第15条各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 組合は、前項の記録を、当該記録を作成した日から規程細則で定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第20条 組合は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、規程細則で定める方法により、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該

個人データの提供が第15条各号又は第17条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、組合が同項の規定による確認を行う場合において、組合に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3 組合は、第1項の規定による確認を行ったときは、規程細則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の規程細則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4 組合は、前項の記録を、当該記録を作成した日から規程細則で定める期間保存しなければならない。

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第20条の2 組合（個人関連情報データベース等（個人関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして令第8条で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を事業の用に供している場合に限る。以下この条において同じ。）は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この条において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第15条各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ規程細則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が組合から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、規程細則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第18条第3項の規定は、前項の規定により組合が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により組合が確認する場合について準用する。この場

合において、同条第3項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

第6章 保有個人データの開示等

(保有個人データに関する事項の公表)

第21条 組合は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 組合の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次条第1項の規定による求め又は第23条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第24条第1項若しくは第25条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続
- (4) 第29条第2項の規定による手数料の額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として規程細則で定めるもの

(保有個人データの利用目的の通知)

第22条 組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合

2 組合は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(開示)

第23条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の規程細則で定める方法による開示を請求することができる。

2 組合は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合あつては、書面の交付による方法）により、遅滞なく当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令に違反することとなる場合

3 組合は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第19条第1項及び第20条第3項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして規程細則で定めるものを除く。）について準用する。

6 組合が保有する診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書の開示に当たっては、川崎市職員共済組合診療報酬明細書等の開示請求等に関する取扱要領（令和5年10月10日5川共済第452号）に定めるところによる。

(訂正等)

第24条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 組合は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 組合は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第25条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データが第5条若しくは第5条の2の規定に違反して取り扱われているとき、又は第6条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データが第15条又は第18条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データを組合が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第14条の2第1項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 次の各号に定める場合には、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- (1) 第1項又は第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたとき。
- (2) 第3項又は第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき又は第三者への提供を停止しない

旨の決定をしたとき。

(理由の説明)

第26条 組合は、第22条第2項、第23条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)、第24条第3項又は前条第7項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等方法)

第27条 第22条第1項の規定による求め又は第23条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。第29条第1項及び第30条において同じ。)、第24条第1項若しくは第25条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求(以下この条及び次条において「開示等の請求等」という。)を行う者(以下この条及び次条において「開示等の請求等を行う者」という。)は、規程細則で定める方法により請求(申出)書(以下この条及び次条において「開示等請求(申出)書」という。)を組合に提出しなければならない。

2 開示等の請求等を行う者は、規程細則で定めるところにより、当該開示等の請求等を行う者が本人又は第4項に規定する代理人であることを確認するために必要な書類及び訂正等を求める内容が真正であることを証明する書類を開示等請求(申出)書に添えて提出し、又は提示しなければならない。

3 組合は、提出された開示等請求(申出)書に不備があると認めるときは、当該開示等の請求等を行う者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 開示等の請求等は、次に掲げる代理人によってすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人

(開示等の請求等に対する決定通知)

第28条 組合は、開示等の請求等を行う者に対し、開示等請求(申出)書の提出があった日から30日以内に当該請求等に係る決定を行い、その結果を規程細則で定める方法により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内(事務処理に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内)に限り延長することができる。この場合において、組合は、開示等の請求等を行う者に対し、延長後の期間及び延長の理由を規程細則

で定める方法により通知するものとする。

(手数料)

第29条 組合は、第22条第1項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第23条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する手数料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において規程細則で定めるものとする。

(事前の請求)

第30条 本人は、第23条第1項、第24条第1項又は第25条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、組合に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、組合がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前2項の規定は、第23条第1項、第24条第1項又は第25条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

第7章 苦情処理

(苦情処理)

第31条 組合は、個人情報の取扱いに関する苦情があった場合は、当該苦情に係る事情を調査し、適切かつ迅速な処理を行うものとする。

第8章 仮名加工情報の作成等

(仮名加工情報の作成等)

第32条 組合は、仮名加工情報（仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして令第6条で定めるものを構成するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして規程細則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 組合は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして規程細則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じ

なければならない。

3 組合は、第5条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第4条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

4 仮名加工情報についての第7条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 組合は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第8条の規定は、適用しない。

6 組合は、第15条、第16条第1項及び第18条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第17条第1項中「前2条」とあるのは「第32条第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第2項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第19条第1項ただし書中「第15条各号又は第17条第1項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第15条各号のいずれか）」及び第20条第1項ただし書中「第15条各号又は第17条第1項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第17条第1項各号のいずれか」とする。

7 組合は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

8 組合は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則第33条で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第4

条第2項、第14条、第14条の2及び第21条から第30条までの規定は、適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第33条 組合は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

2 第17条第1項及び第2項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第1項中「前2条」とあるのは「第33条第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第2項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

3 第10条、第11条、第13条、第31条並びに前条第7項及び第8項の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第10条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第9章 匿名加工情報の作成等

(匿名加工情報の作成等)

第34条 組合は、匿名加工情報（匿名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして令第7条で定めるものを構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規程細則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2 組合は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして規程細則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 組合は、匿名加工情報を作成したときは、規程細則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

4 組合は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、規程細則で定める方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

5 組合は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

6 組合は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第35条 組合は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、規程細則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第36条 組合は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項若しくは第116条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第37条 組合は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第10章 その他

(補則)

第38条 組合が保有する個人情報の保護に関する事項は、この規程に定めるもののほか、法その他の関連する法令等の定めるところによる。

2 この規程に定めるもののほか、組合における個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(見直し)

第39条 組合は、適切な個人情報の保護を維持するため、常に個人情報の取得等及び管理の状況等を把握し、必要に応じて個人情報の保護のための措置を見直すものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(川崎市職員共済組合個人情報の保護に関する規程の廃止)
- 2 川崎市職員共済組合個人情報の保護に関する規程(平成21年共済規程第7号)は、廃止する。

川崎市共済規程第4号

川崎市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年10月10日

川崎市職員共済組合
理事長 伊 藤 弘

川崎市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程の一部を改正する規程

川崎市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程(平成28年川崎市共済規程第1号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 特定個人情報等の管理体制(第3条)
- 第3章 特定個人情報等の取扱い(第4条―第9条)
- 第4章 特定個人情報等の管理(第10条―第23条)
- 第5章 開示、訂正及び利用停止(第24条―第31条)
- 第6章 雑則(第32条)
- 第7章 苦情処理(第33条)
- 第8章 その他(第34条・第35条)

附則

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることとされるものを含む。)
 - イ 個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」

という。)第2条第2項に定めるものをいう。)が含まれるもの

第2条第6号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加え、「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)」を削り、同条第7号中「次に掲げるもの」の次に「(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下この項において「個人情報保護法施行令」という。)第4条第1項各号のいずれにも該当するものを除く。)」を加え、同号イ中「情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの」を「ものとして個人情報保護法施行令第4条第2項で定めるもの」に改め、同条第8号を次のように改める。

- (8) 個人情報ファイル 個人情報保護法第60条第2項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関等(個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等をいう。以下この項において同じ。)が保有するもの又は個人情報保護法第16条第1項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関等以外の者が保有するものをいう。

第2条第10号中「又は第2項」を「から第3項までに、「行う」を「処理する」に改め、同条第11号中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改め、同条第13号中「個人番号利用事務」を「個人番号関係事務」に改める。第3条第2項及び第3項を削る。

第4条第1項中「実施者」という。)の次に「(番号法第9条第3項の規定により情報提供用個人識別符号(番号法第19条第8号又は第9号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で番号法第2条第5項に規定する個人番号に代わつて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第8項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。)を利用する者を除く。)」を加える。

第6条第1項中「できる限り」を「川崎市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程細則(平成27年10月5日。以下「規程細則」という。)で定めるところにより」に改め、同条第2項中「相当の」を削る。

第7条第2項中「」に記載された」の次に「当該本人の」を加え、「場合、」を「場合」に改める。

第10条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条中「保つ」の次に「とともに、利用する必要がなくなったときは、当該保有特定個人情報を遅滞なく消去する」を加える。

第11条各号を次のように改める。

- (1) 組合の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 全ての保有特定個人情報の利用目的（第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 第23条第1項の規定による求め又は第24条第1項、第25条第1項若しくは第26条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続
- (4) 第30条第2項の規定による手数料の額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保有特定個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項として規程細則で定めるもの

第12条第1項中「、個人番号」の次に「(生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。)」を加える。

第17条第1項中「受けた者」の次に「(以下この条において「受託者」という。)」を加え、同条第2項中「前条第1項の規定により組合から委託を受けた者」を「受託者」に改め、「場合」の次に「(以下次項において「再委託を行う場合」という。)」を加え、同条第3項中「前条第1項の規定により組合から委託を受けた者」を「受託者」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第18条の見出し中「事故」を「事態」に改め、同条第1項中「滅失又は毀損等（以下「漏えい等」という。）の事案」を「滅失、毀損その他の特定個人情報等の安全の確保に係る事態」に改め、同条第2項中「漏えい等の事案」を「漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報等の安全の確保に係る事態」に、「事故」を「発生」に改め、同条第3項中「漏えい等の事案」を「漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報等の安全の確保に係る事態」に改め、同条第4項中「漏えい等の事故」を「漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報等の安全の確保に係る事態の」に、「事故の経緯」を「事態の経緯」に、「当該事故」を「規程細則で定めるところにより、当該事態」に改め、「報告するものとし、理事長は総務大臣及び特定個人情報保護委員会に」を削る。

第18条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報等の漏えい等の報告等)

第18条の2 理事長は、前条の報告により、その取り扱う特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報等の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして規程細則で定めるものが生じたときは、規程細則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、個人情報保護法第150条第1項の規定により、個人情報保護法第26条第1項、第146条第1項、第162条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号）第99条、第101条、第103条、第105条、第106条、第108条及び第109条、個人情報保護法第163条並びに第164条の規定による権限が総務大臣に委任された場合は、総務大

臣の指示に基づいて行うものとする。

2 前項に規定する場合には、本人に対し、規程細則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第20条第2項第1号中「第9条第4項」を「第9条第5項」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

(不適正な利用の禁止)

第20条の2 組合は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により特定個人情報等を利用してはならない。

第21条中「第19条第11号から第14号」を「第19条第13号から第17号」に改める。

第24条から第26条までを次のように改める。

(開示)

第24条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有特定個人情報の電磁的記録の提供による方法その他の規程細則で定める方法による開示を請求することができる。

2 組合は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により、遅滞なく当該保有特定個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

3 組合は、第1項の規定による請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有特定個人情報が存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有特定個人情報の全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有特定個人情報については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第25条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保

有特定個人情報の内容が事実でないときは、当該保有特定個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 組合は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有特定個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

3 組合は、第1項の規定による請求に係る保有特定個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第26条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有特定個人情報が第8条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第20条若しくは第20条の2の規定に違反して取り扱われているときは、当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有特定個人情報が番号法第19条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有特定個人情報の第三者への提供の停止を請求することができる。

4 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有特定個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有特定個人情報を組合が利用する必要なくなった場合、当該本人が識別される保有特定個人情報に係る第18条の2第1項本文に規定する事態が生じた場合その他当

該本人が識別される保有特定個人情報の取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有特定個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有特定個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7 次の各号に定める場合には、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(1) 第1項又は第5項の規定による請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたとき

(2) 第3項又は第5項の規定による請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき又は第三者への提供を停止しない旨の決定をしたとき

第27条中「第24条第2項」を「第24条第3項」に、「第25条第2項」を「第25条第3項」に、「前条第3項」を「前条第7項」に、「求められた」を「求められ、又は請求された」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第28条を次のように改める。

（開示等の請求等方法）

第28条 第23条第1項の規定による求め又は第24条第1項、第25条第1項若しくは第26条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求（以下この条及び次条において「開示等の請求等」という。）を行う者（以下この条及び次条において「開示等の請求等を行う者」という。）は、規程細則で定める請求（申出）書（以下この条及び次条において「開示等請求（申出）書」という。）を組合に提出しなければならない。

2 開示等の請求等を行う者は、規程細則で定めるところにより、当該開示等の請求等を行う者が本人又は第4項に規定する代理人であることを確認するために必要な書類及び訂正等を求める内容が真正であることを証明する書類を開示等請求（申出）書に添えて提出し、又は提示しなければならない。

3 組合は、提出された開示等請求（申出）書に不備があると認めるときは、当該開示等の請求等を行う者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 開示等の請求等は、次に掲げる代理人によってすることができる。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人

第29条中「川崎市職員共済組合個人情報保護に関する規程(平成21年規程第7号)」を「川崎市職員共済組合個人情報保護に関する規程(令和5年川崎市共済規程第3号)」に改める。

第31条第1項中「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」を「個人情報保護法」に改め、第32条を第35条とし、第29条から第31条までを3条ずつ繰り下げ、第28条の次に次の3条を加える。

(開示等の請求等に対する決定通知)

第29条 組合は、開示等の請求等を行う者に対し、開示等請求(申出)書の提出があった日から30日以内に当該請求等に係る決定を行い、その結果を規程細則で定める方法により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内(事務処理に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内)に限り延長することができる。この場合において、組合は、開示等の請求等を行う者に対し、延長後の期間及び延長の理由を規程細則で定める方法により通知するものとする。

(手数料)

第30条 組合は、第23条第1項の規定による利用目的の通知を求められたとき、又は第24条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する手数料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において規程細則で定めるものとする。

(事前の請求)

第31条 本人は、第24条第1項、第25条第1項又は第26条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、組合に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、組合がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前2項の規定は、第24条第1項、第25条第1項又は第26条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

川崎市共済規程第5号

川崎市職員共済組合情報セキュリティ基本方針に関する規程を廃止する規程をここに公布する。

令和5年10月10日

川崎市職員共済組合

理事長 伊藤 弘

川崎市職員共済組合情報セキュリティ基本方針に関する規程を廃止する規程

川崎市職員共済組合情報セキュリティ基本方針に関する規程(平成21年川崎市共済規程第5号)は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第160号

国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月3日

川崎市川崎区長 中山 健一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第161号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

令和5年10月5日

川崎市川崎区長 中山 健一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第162号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居

所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年10月10日

川崎市川崎区長 中山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第163号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年10月10日

川崎市川崎区長 中山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第164号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月13日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第165号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月13日

川崎市川崎区長 中山 健 一

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和5年度	後期高齢者医療保険料	4期～9期		計2件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第166号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年10月13日

川崎市川崎区長 中山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第167号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月13日

川崎市川崎区長 中山健一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第168号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月13日

川崎市川崎区長 中山健一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第169号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月13日

川崎市川崎区長 中山健一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第170号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月13日

川崎市川崎区長 中山健一

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第57号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年10月6日

川崎市幸区長 赤坂慎一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市幸区公告第58号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月6日

川崎市幸区長 赤坂慎一

(別紙省略)

川崎市幸区公告第59号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月13日

川崎市幸区長 赤坂慎一

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第60号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月13日

川崎市中原区長 板橋茂夫

(別紙省略)

川崎市中原区公告第61号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月13日

川崎市中原区長 板橋茂夫

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第59号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について、住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年10月12日

川崎市高津区長 高橋友弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第60号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年10月12日

川崎市高津区長 高橋友弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第61号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月13日

川崎市高津区長 高橋友弘

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和5年度	介護保険料	第4期以降		計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第62号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月13日

川崎市高津区長 高橋友弘

(別紙省略)

宮前区公告

川崎市宮前区公告第40号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月13日

川崎市宮前区長 南 昭子

(別紙省略)

多摩区公告

川崎市多摩区公告第52号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

令和5年10月6日

川崎市多摩区長 藤井智弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第53号

介護保険料に係る納入通知書及び過誤納金還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月13日

川崎市多摩区長 藤井智弘

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第54号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月13日

川崎市多摩区長 藤井智弘

(別紙省略)

麻生区公告

川崎市麻生区公告第47号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月12日

川崎市麻生区長 山本奈保美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第48号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年10月13日

川崎市麻生区長 山本奈保美

川崎区選挙管理委員会告示

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第22号

川崎市川崎区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

令和5年10月1日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 山中典幸

職名	氏名	住所
委員長	山中典幸	川崎市川崎区浅田1丁目3番16号
委員長職務代理者	村瀬 恵司	川崎市川崎区京町3丁目12番1-105号市営住宅

幸区選挙管理委員会告示

川崎市幸区選挙管理委員会告示第22号

川崎市幸区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者の異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

令和5年10月1日

川崎市幸区選挙管理委員会
委員長 目黒光雄

職名	氏名	住所
委員長	目黒光雄	川崎市幸区下平間1番地2 鹿島田グリーンハイツ2-1003
委員長職務代理者	齊木 敏雄	川崎市幸区小倉5丁目3番19号

中原区選挙管理委員会告示

川崎市中原区選挙管理委員会告示第26号

川崎市中原区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

令和5年10月1日

川崎市中原区選挙管理委員会
委員長 秋谷 義一

職名	氏名	住所
委員長	秋谷 義一	川崎市中原区荻宿33番8号
委員長職務代理者	佐藤 長榮	川崎市中原区上丸子山王町1丁目1413番地上丸子住宅 A707

高津区選挙管理委員会告示

川崎市高津区選挙管理委員会告示第26号

川崎市高津区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

令和5年10月1日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 堀米 達也
(令和5年10月1日付け)

職名	氏名	住所
委員長	堀米 達也	高津区新作4丁目12番1-302号 クリオ武蔵新城伍番館
委員長職務代理者	平賀 國夫	高津区上作延1丁目20番6号

多摩区選挙管理委員会告示

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第22号

川崎市多摩区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。

令和5年10月1日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 佐藤 光一

(就任日 令和5年10月1日)

職名	氏名	住所
委員長	佐藤 光一	川崎市多摩区中野島2丁目2番4号
委員長職務代理者	石垣 喜久雄	川崎市多摩区菅稲田堤3丁目2番13号

麻生区選挙管理委員会告示

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第22号

川崎市麻生区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

令和5年10月1日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 石川 恭由

職 名	氏 名	住 所	委 員	鈴木 憲治	麻生区上麻生6丁目 27番20号
委 員 長	石川 恭由	麻生区細山6丁目4 番33号	委 員	唐鎌 一夫	麻生区上麻生6丁目 11番7-503号 ダイアパレス柿生
委員長職務代理者	小島 勝利	麻生区王禅寺398番地			

辞 令

令和5年10月1日付人事異動

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
総務企画局秘書部担当課長(政策調整担当)	亀 山 祐 司	まちづくり局市街地整備部地域整備推進課担当課長
経済労働局担当課長	勝 盛 紀 善	中小企業溝口事務所担当課長
経済労働局経営支援部金融課長 免 中小企業溝口事務所長兼務	一ノ瀬 進	経済労働局経営支援部金融課長 中小企業溝口事務所長兼務
中小企業溝口事務所長	森 雅 之	中央卸売市場北部市場管理課課長補佐 中央卸売市場北部市場管理課施設維持係長
健康福祉局障害保健福祉部担当課長	泉 基 広	健康福祉局保健医療政策部担当課長
宮前区保育・子育て総合支援センター所長 こども未来局保育・子育て推進部担当課長兼務 宮前区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)担当課長(保育所等・地域連携担当)兼務	佐々木 悦 子	こども未来局保育・子育て推進部担当課長(宮前区保育総合支援担当) こども未来局保育・子育て推進部担当課長兼務 宮前区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)担当課長(保育所等・地域連携担当)兼務
まちづくり局市街地整備部地域整備推進課担当課長	千 田 英 史	北部都市基盤整備事務所担当課長(五反田川放水路建設担当)
建設緑政局総務部企画課長 建設緑政局緑化フェア推進室担当課長兼務	藤 野 貴 司	総務企画局秘書部担当課長(政策調整担当)
建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長 建設緑政局緑化フェア推進室担当課長兼務	渡 邊 光 次 郎	設緑政局緑政部みどりの保全整備課担当課長
設緑政局緑政部みどりの保全整備課担当課長	舞 木 史 彦	設緑政局緑政部みどりの保全整備課課長補佐
建設緑政局緑化フェア推進室担当課長 総務企画局シティプロモーション推進室担当課長兼務	岸 智 規	建設緑政局総務部企画課長
建設緑政局緑化フェア推進室担当課長 総務企画局シティプロモーション推進室担当課長兼務	矢 口 菊 子	建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長
建設緑政局緑化フェア推進室担当課長 免 総務企画局シティプロモーション推進室担当課長兼務	藤 井 義 章	建設緑政局緑化フェア推進室担当課長 総務企画局シティプロモーション推進室担当課長兼務
建設緑政局緑化フェア推進室担当課長 免 総務企画局シティプロモーション推進室担当課長兼務	石 垣 秀 之	建設緑政局緑化フェア推進室担当課長 総務企画局シティプロモーション推進室担当課長兼務

北部都市基盤整備事務所担当課長（五反田川放水路建設担当）	村 田 洋 幸	北部都市基盤整備事務所課長補佐（五反田川放水路建設担当）
麻生区役所道路公園センター担当課長	安 土 勉	麻生区役所道路公園センター課長補佐
九月三十日付退職 （課長級）		
退職	佐 藤 幹 人	麻生区役所道路公園センター担当課長

(病院局)

任 命	氏 名	前 職
(部長級)		
市立川崎病院整形外科担当部長	三 戸 一 晃	新任
市立川崎病院整形外科担当部長	竹 内 克 仁	市立井田病院整形外科担当部長
市立川崎病院脳神経外科担当部長 市立川崎病院高度脳神経治療センター兼務市立井田病院脳神経外科兼務 (課長級)	富 田 栄 幸	新任
市立井田病院整形外科医長 市立川崎病院整形外科兼務	寺 坂 幸 倫	市立川崎病院整形外科医長
九月三十日付退職 (課長級)		
退職	鈴 木 健	市立川崎病院消化器内科医長

(教育委員会事務局)

任 命	氏 名	前 職
九月三十日付退職 (課長級)		
退職	松 岳 毅 泰	職員部教職員人事課担当課長